

お知らせ

◇御注意ください◇

・本マニュアルの情報は随時更新していますが、特に「国の一覧表」から参照できる国別の情報については

必ずしも最新の内容ではない場合等があるので、当事者に訳文の提出等の作業を求めたり、囑託を行ったりするに当たっては、御注意ください。

なお、送達条約に基づく送達の囑託に必要な最新情報はHCCHホームページ(外部サイト、英語表記)において提供されていますので、

必要に応じて参照してください。

(<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/authorities1/?cid=17>→国を選択)

・送達の囑託において、領事送達の場合、受送達者は日本人のみを対象としている国もあります。

この場合、外国人に対しては領事送達をすることはできず、別のルートを選択する必要があります。

ルート選択においては、必ず「国の一覧表」で当該国の「ルートの選択基準」等をご確認ください。

(領事送達の「ルートの選択基準」として「日本人に対する送達の場合は原則として本ルート」とある場合は、

外国人に対して領事送達を行うことができませんので注意してください。)

※1 事務処理に当たっては、本マニュアルの他、平成25年3月付け民事裁判資料第252号「国際民事事件手続ハンドブック」により、条約等の内容をよくご確認ください。

※2 大使館、領事館又は外交官の個人住所等が送達場所となる事件については、外交特権等の概説等の内容をよくご確認ください。

※3 当サイトを頻繁に閲覧している場合、キャッシュ(過去に閲覧した際のデータ)が残っているために、お知らせ等に古い情報が表示されてしまうことがあります。当サイトを閲覧する際には各ページで「F5」ボタンを押下する等してデータをリロードし、最新の情報が表示されるようにしてください。なお、リロードを行っても最新の情報が反映されない場合は、以下の手順をお試しください。

① Internet Explorer画面上部のツールバーから「ツール(T)」→「インターネットオプション(O)」を順次選択。「全般」タブの「閲覧の履歴」欄にある「削除」をクリック。

②【Windows Vista機の場合】…「お気に入りWebサイトデータを保持する(R)」のチェックを外し、「インターネット一時ファイル(T)」、「Cookie(O)」及び「履歴(H)」にチェックが入っていることを確認して「削除」をクリック。→「OK」をクリック。

【Windows 8.1 Pro機の場合】…「お気に入りWebサイトデータを保持する(R)」のチェックを外し、「インターネット一時ファイルおよびWebサイトのファイル(T)」、「クッキーとWebサイトデータ(O)」及び「履歴(H)」にチェックが入っていることを確認して「削除」をクリック。→「OK」をクリック。

令和2年2月12日

送達の囑託、証拠調べの囑託、送達の受託の各概説及び記載例、証拠

調べの受託, 外交特権等の各記載例を更新しました。

スペイン(送達の嘱託), ブラジル連邦共和国(送達の嘱託)及び大韓民国(証拠調べの嘱託)について更新しました。

令和元年8月15日 ポルトガル共和国について更新しました。

令和元年6月3日 ブラジル連邦共和国について更新しました。

平成31年3月20日 事件数を更新しました。

平成31年2月13日 フィリピン共和国への領事送達に関する情報を更新しました。
送達の嘱託の概説(1)(領事送達)及び(7)(郵便による直送)を更新しました。

平成31年1月15日 アメリカ合衆国中央当局へ送達嘱託をする場合の送金事務を更新しました。

平成30年7月20日 イタリア共和国及び中華人民共和国(香港, マカオを除く。)の中央当局の情報を更新しました。

平成30年4月20日 国別の送達の嘱託手続の平均所要期間を更新しました。
送達の嘱託の概説((2)(中央当局の最新情報の確認方法等)及び(7)(郵便による直送))を更新しました。
事件数を更新しました。
アイスランド共和国が新規に掲載されました。
コスタリカ共和国, コロンビア共和国, ベトナム社会主義共和国及びモンゴル国について更新しました。
中華人民共和国, 中華人民共和国(香港)及び中華人民共和国(マカオ)について注を更新しました。

平成29年10月13日 ベトナム社会主義共和国について更新しました。
次に掲げる国の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。
アルバニア共和国, イスラエル国, インド, エジプト・アラブ共和国, エストニア共和国, ポルトガル共和国,
ベリーズ, スペイン, スロベニア共和国, セントビンセント及びグレナディーン諸島, デンマーク王国,
ブルガリア共和国, ベネズエラ・ボリバル共和国。
エストニア共和国について, Bルート「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂しました。

平成29年9月15日 ベルギー王国について更新しました。
次に掲げる国の中央当局欄の記載に一部変更がありましたので注意してください。
ルクセンブルク大公国, スイス連邦, スロバキア共和国, チェコ共和

国、ポーランド共和国、モルドバ共和国、ルーマニア。
記載例中、地裁から最高裁宛及び最高裁から地裁宛の各様式から「印」の部分を消去しました。

- 平成29年7月19日 シンガポール共和国について更新しました。
※シンガポール共和国への送達の嘱託をする場合には、必ず事前に国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。
モナコ公国について、中央当局の名称及び所在地を更新しました。
ウクライナについて、中央当局の所在地を更新しました。
- 平成29年5月23日 ギニア共和国が新規に掲載されました。
スリランカ民主社会主義共和国について、中央当局の名称及び所在地を更新しました。
- 平成29年3月16日 インドについて、大使・総領事の管轄区域を更新しました。
コロンビア共和国が送達条約に加盟したことに伴い、国別表(送達の嘱託手続)を改訂しました。
国の一覧表にアゼルバイジャン共和国を追加しました(これに伴い、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦のページからアゼルバイジャン共和国を削除しました。)
- 平成29年1月20日 トルコ共和国について、中央当局の所在地を更新しました。
モルドバ共和国について、必要とされる訳文の言語及び中央当局の所在地を更新しました。
- 平成29年1月5日 ドイツ連邦共和国について、中央当局の名称等を更新しました。
インドネシア共和国への管轄裁判所送達について、必要とされる訳文の言語を更新しました(英語による訳文の添付が不要になりました。)
ベトナム社会主義共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、モンゴル国、中華人民共和国(香港及びマカオを含む)について、送達嘱託に関する国別一覧表に注を追記しました(これらの国に送達を嘱託する際には、事前に最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。)
- 平成28年7月11日 次に掲げる国の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。
大韓民国について、中央当局の所在地を更新しました。
カナダについて、中央当局の名称、所在地及び地域ごとに必要とされる訳文の言語を更新しました。
- 平成28年3月18日 次に掲げる国の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。
イタリア共和国、クウェート国、クロアチア共和国、フランス共和国、メキシコ合衆国

ドイツ連邦共和国及びメキシコ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂しました。

シンガポール共和国について、Cルートの「I ルートの種類及び根拠」欄を改訂しました。

インドネシア共和国、コスタリカ共和国について、Cルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂しました。

インドネシア共和国、英国、オーストラリア連邦、カナダ、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)、中華人民共和国(香港)、ドイツ連邦共和国、フィリピン共和国について、Aルートの「V 期間」欄を改訂しました。

アメリカ合衆国、英国、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)、中華人民共和国(香港)について、Cルートの「V 期間」欄を改訂しました。事件数を更新しました。

平成27年10月13日

送達を受託手続について、最高裁民事局長から地裁所長にあてた通知書の記載を変更しました。受送達者の住所などについては、要請書等添付の涉外民事係作成のメモ書きに記載しましたので、参考にしてください。

送達の嘱託、証拠調べの嘱託、送達を受託、証拠調べを受託及び外交特権等の概説等並びにQ & Aを改訂しました。

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂しました。

インドネシア共和国、ペルー共和国及びボリビア多民族国について、Cルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂しました。

カンボジア王国について、Cルートの「I ルートの種類及び根拠」欄を改訂しました。

ノルウェー王国について、「VI 中央当局」欄を改訂しました。

フィリピン共和国について、Cルートの「IV 費用」欄を改訂しました。

平成27年4月3日

送達の嘱託の概説部分のうち(7)郵便による直送を改訂しました。

平成27年3月11日

ルワンダ共和国が新規に掲載されました。

次に掲げる国の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。

アルメニア共和国、ギリシャ共和国、大韓民国、中華人民共和国(香港)、ポーランド共和国

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂しました。

キプロス共和国について、Bルートの「IV 費用」欄を改訂しました。

モンゴル国について、Cルートの「V 期間」欄を改訂しました。

フィリピン共和国について、送達の嘱託における注意事項を国別表欄外に明記しました。

カナダについて、中央当局送達の費用が現在100カナダドルであるこ

とを明記しました。

在ブラジル日本国大使館の翻訳料振込口座の変更に伴い、「送達の嘱託」の「記載例」中、VI-3の「翻訳料についての通知書」を変更しました。

事件数を訂正及び更新しました。

平成26年8月7日

パラオ共和国が新規に掲載されました。

次に掲げる国の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。

アメリカ合衆国、インド、オーストラリア連邦、スイス連邦、スウェーデン王国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ

ギリシャ共和国について、Bルートの「IV費用」欄を改訂しました。

インドネシア共和国について、外国人に対する領事送達が可能か疑義が生じ、現在外務省に照会中です。外国人に対して領事送達を検討している場合は、事前に、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に相談してください。

平成26年2月28日

ブラジル連邦共和国について、Cルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂しました。

事件数を更新しました。

平成25年8月22日

インドネシア共和国について、総領事の管轄区域を一部改訂しました。オーストラリア連邦について、Bルートの「IV費用」欄を改訂しました。

カナダについて、「Ⅶ中央当局の名称及び所在地並びに地域ごとに必要とされる訳文の言語」欄のうち中央当局の名称及び所在地を改訂しました。

ギリシャ共和国について、「Ⅵ中央当局」欄を改訂しました。

平成25年6月7日

パナマ共和国について、Cルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂しました。

事件数を更新しました。

平成25年3月12日

アルメニア共和国及びモルドバ共和国が送達条約に加盟したことに伴い、国別表(送達の嘱託手続)を改訂しました。

平成25年2月4日

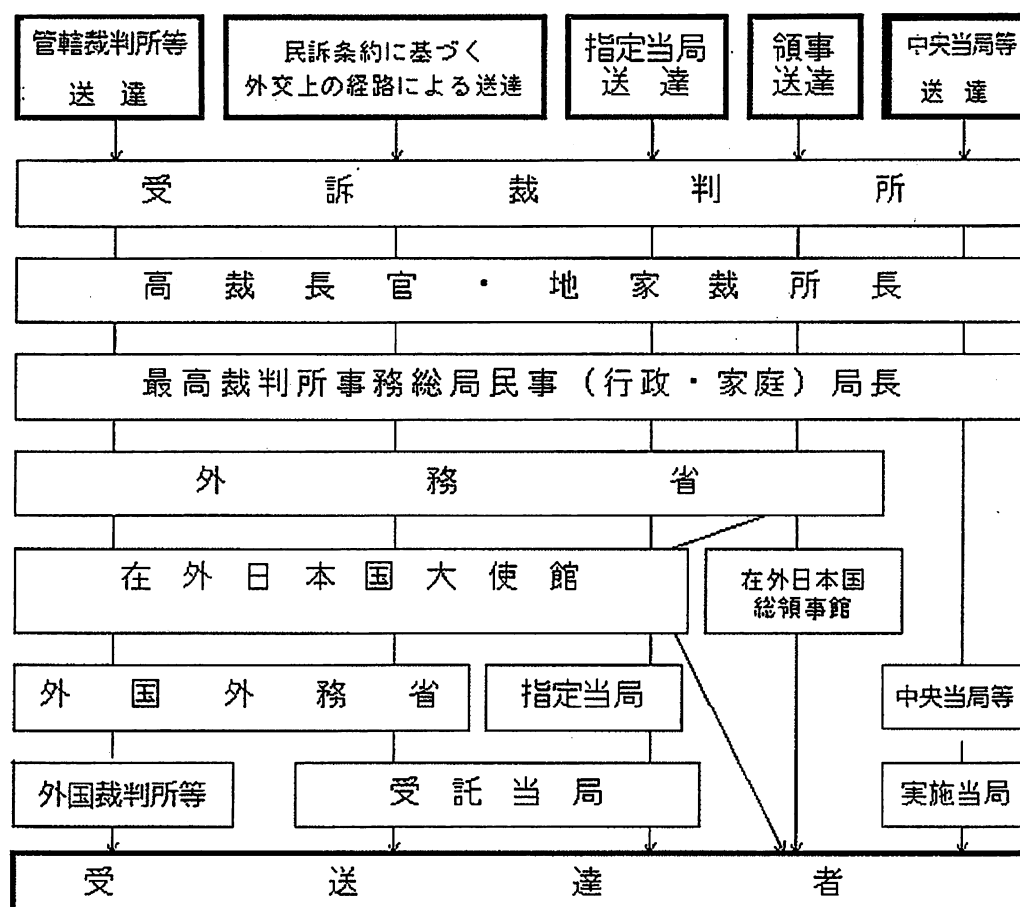
アラブ首長国連邦に対する送達嘱託手続において、添付する訳文の言語を英語からアラビア語に改訂しました。

スロベニア共和国について、外国人に対する領事送達が不可能になったことに伴い、Aルート及びBルートを改訂しました。

概

説

送達嘱託手続に関する関係書類の送付経路図



外国に在住する者に対して訴状等の文書を送達（又は送付）する方法としては、次のものがある。

- (1) 領事送達（外国に駐在する我が国の外交官又は領事官に嘱託して送達を行うもの）
- (2) 中央当局等送達（送達条約に基づき外国の中央当局等に対し要請して送達を行うもの）
- (3) 指定当局送達（民訴条約に基づき外国の指定当局に対し要請して送達を行うもの）
- (4) 民訴条約に基づく外交上の経路による送達（外国に駐在する我が国の大使から当該外国の外務省に要請して送達を行うもの）
- (5) 管轄裁判所等送達（外国の管轄裁判所その他の管轄官庁に嘱託して送達を行うもの）
- (6) 公示送達
- (7) 郵便による直送

上記(2)、(3)及び(4)については、根拠となる条約の適用上いずれか1つの方法しか選択できないので、国別の嘱託手続では、(1)をAルート、(2)から(4)までをBルート、(5)をCルートとする。

(1) 領事送達

ア 根拠

領事送達を行う根拠としては、次の３種類のものがある。

(7) 領事条約

我が国は、アメリカ合衆国及び英国と領事条約を締結しているが、領事条約では、領事官は、派遣国の裁判所のために、裁判上の文書を送達することができる旨が定められている（日米領事条約１７条１項(e)号(i)、日英領事条約２５条）。したがって、アメリカ合衆国又は英国に在住する者に対しては、日本人であると外国人であることを問わず、また、送達すべき文書が民事又は商事に関する文書であるか否かを問わず、当該国に駐在する我が国の領事官に囑託して送達をすることができる。

(4) 民訴条約、送達条約

民訴条約と送達条約では、各締約国は外国にいる者に対する直接の送達を自国の外交官又は領事官（以下「在外領事等」という。）に行わせる権能を有する旨を定めている（民訴条約６条１項３号、送達条約８条１項）。したがって、これらの条約の締約国に在住する者に対しては、当該国に駐在する我が国の在外領事等に囑託して送達をすることができる。ただし、その国が、囑託国の国民以外の者に対する領事送達を拒否しているときは、日本人に対してだけ領事送達をすることができる（民訴条約６条２項、送達条約８条２項）。

なお、上記の各条約に基づき送達することができる文書は、民事又は商事に関する文書に限られている（民訴条約１条１項、送達条約１条１項）。

（参考）日本は平成３０年１２月２１日付けで送達条約８条の拒否宣言をしている。

(7) 個別の応諾

国家間において条約等の合意がなくても、相手国が、我が国の在外領事等によるその国に在住する者に対する送達を応諾する場合には、当該国に在住する者に対し、当該国に駐在する我が国の在外領事等に囑託して送達をすることができる。この場合、受送達者は日本人に限られることが多い。

イ 囑託手続（通達第１の１(5)参照）

(7) 囑託書の作成

在外領事等に宛てた送達の囑託書（通達別紙様式第７，記載例Ⅰ－２参照）を作成する。

(4) 訳文の添付

送達すべき文書には、受送達者が日本語を解することが明らかな場合を除き、送達すべき地の公用語又は受送達者が解する言語による訳文を添付する（特例規則２条２項，１．１条２項参照）。

訳文は、当事者が提出する文書については当事者に提出させるが（特例規則２条３項，１．１条３項），当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合又は裁判所が作成する文書については裁判所において翻訳人に依頼して訳文を作成する（その費用は当事者に予納させる。）（通達第１の１(5)イ(4)，(7)）。

(7) 送達報告書用紙の作成（通達別紙様式第８，記載例Ⅰ－３参照）

(E) 送付依頼

囑託をする裁判所の長から最高裁判所事務総局民事局長，行政局長又は家庭局長（以下「最高裁判民事局長等」という。）に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第３，記載例Ⅰ－１参照）を作成し，囑託書等の送付を依頼する。

依頼の際，作成し添付すべき文書については「国の一覧表」参照。

(4) 費用

送達実施等に要した費用は，原則として当事者に請求されない。

ウ 送付経路

囑託書等は，最高裁判民事局長等から外務省を経由して，外国に駐在する我が国の大使，総領事又は領事に転達され，受送達者に送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A 第 1 総論 Q 8 参照）に問い合わせる。

エ ルートの選択の目安

領事送達は、一般的には中央当局等送達や管轄裁判所等送達の方法より早く確実に送達できると言われており、また、受送達者が日本語を解することが明らかな場合は訳文の添付を要しない。しかし、受送達者が受領を拒んだときには送達をすることができないので、受送達者が受領を拒むおそれがある場合は他の方法による必要がある。

(2) 中央当局等送達

ア 根拠

送達条約により認められた送達方法であり、受送達者が在住する国が送達条約の締約国（以下(2)において「受託国」という。）である場合に行うことができる。中央当局等は、送達の要請を受理し、かつ、処理する責任を負う当局のことで、各締約国によって指定されている（送達条約 2 条 1 項、18 条 1 項、「国の一覧表」参照）。

なお、送達することができる文書は民事又は商事に関する文書に限られる（送達条約 1 条 1 項）。

おって、中央当局等の最新情報を知りたい場合は、次のとおり、ハーグ国際私法会議（H C C H）のウェブサイトの内容を確認する。ただし、ウェブサイトは英文又は仏文である（以降、英語版を前提とした説明をする。）。

【確認方法】

- ① H C C H のトップページを開く（URL : <https://www.hoch.net/en/home>）。
- ② トップページ上部の「INSTRUMENTS」にカーソルを合わせ、「Authorities(per Convention)」をクリックする。
- ③ 表示されたページ（「Authorities(per Convention)」）の、「Convention of 15 November 1965 on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters 14」をクリックする。
- ④ 表示されたページ（「Authorities」）から、確認をしたい送達条約締約国の「Central Authority & practical information」をクリックする。
- ⑤ 当該締約国の中央当局等の情報が表示される。

イ 嘱託手続（通達第 1 の 1 (2) 参照）

(7) 要請書の作成

送達条約で定められている様式に従い、中央当局等に宛てた要請書（「文書の要領」を含む。送達条約 3 条 1 項）を作成する。要請書等は、統一用紙を用いて、受託国の言語、英語又はフランス語で作成する（記載例 II - 2、記載例 II - 3、記載例 II - 4 参照）。

(4) 送達方法の選択

受託国が行う送達の方法としては、(a) 受託国の国内法で定める方法、(b) 要請者の希望する特別の方法、(c) 任意交付の方法の 3 種類がある。

要請書には、これらのうちいずれの方法を希望するかを記載する。(a)の方法を希望すると、受託国の国内法が定めるところによって送達が行われる。(b)の方法を希望すると、要請者が希望する特別の方法によって送達が行われるが、特別の方法は受託国の法律に反しないものに限られる（送達条約 5 条 1 項 (b)）。(c)の方法を希望すると、受送達者が任意に受領する場合にだけ送達が行われる。

(9) 訳文の添付

(a)又は(b)の方法の場合、受託国の中央当局等の要請があったときは、送達すべき文書に受託国の公用語（「国の一覧表」参照）による訳文の添付が必要とされている（送達条約5条3項、特例規則11条1項、通達第1の1(2)イ）。ただし、訳文の添付を要請していない国はほとんどなく、また、要請をしているか不明な国に対して訳文を添付しないで囑託すると、送達の実施を拒否されたり、受送達者から受領拒絶されるおそれのある任意交付の方法でしか送達を実施されない可能性があるため、要請の有無にかかわらず、訳文を添付しておいた方が無難である。訳文の提出及び作成並びに翻訳料の予納については、領事送達の場合と同様である（特例規則11条3項、2条3項、(1)イ(イ)後段参照）。

これに対し、(c)の方法を選択した場合には、訳文の添付を要しない。

(イ) 書留航空郵便切手の予納

最高裁民事局長等から中央当局等へ送付するための書留航空郵便料金に相当する額の郵便切手（Q & A第2各論（囑託編）Q6参照）を送付依頼書に添付する。

(ロ) 送付依頼

囑託をする裁判所の長から最高裁民事局長等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第3、記載例Ⅱ-1参照）を作成し、要請書等の送付を依頼する。

依頼の際、作成し添付すべき文書については「国の一覧表」参照

(ハ) 費用

受託国において送達を実施するために要した費用は、原則として償還請求されないが、裁判所附属吏（我が国でいえば執行官がこれに当たる。）等が関与した場合又は特別の方法を利用した場合には償還請求されることがある（送達条約12条）。

償還請求が予想される場合は、あらかじめ当事者に費用を予納させて保管しておき、その旨を送付依頼書に付記する（通達別紙様式第3参照）。送達後、償還請求があったときは、最高裁民事局長等からその旨を通知するので、保管金の中から外貨送金して支払い、送金手続が終了したときは、送金報告書を作成し、囑託をした裁判所の長から最高裁民事局長等にその旨を報告する（通達別紙様式第4、記載例Ⅴ-3参照）。

アメリカ合衆国については、中央当局である司法省の送達事務を民間会社に外部委託しており、同社の介入により生じた費用（送達条約12条2項(a)）を事前に支払う必要があるので、囑託があった場合は、最高裁判所から囑託庁に送金手続をとるように連絡がある。

その他にも、受託国によっては、事前に送達費用の支払を求めている場合があり、この点については、「国の一覧表」を参照して確認する。

ウ 送付経路

要請書等は、最高裁民事局長等から受託国の中央当局等に送付され、実施当局によって送達を実施される。

なお、最高裁判所から送達囑託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A第1総論Q8参照）に問い合わせる。

エ ルートの選択の目安

中央当局等送達は、受送達者が日本人であると外国人であるとを問わず実施することができ、また、任意交付の方法による場合を除き、受送達者が受領を拒んでも送達の効力が認められる場合があるが、領事送達に比べ時間がかかることも多く、また、送達方法として任意交付以外の方法を希望した場合には受送達者が日本語を解するときでも一般に訳文の添付が求められる。したがって、中央当局等送達は、外国人に対し領事送達の方法によることができない場合、又は、受送達者が受領を拒むおそれがある場合に利用することが考えられる。

(3) 指定当局送達

ア 根拠

民訴条約による送達の原則的形態であるが、民訴条約及び送達条約の両条約締約国については送達条約が優先し、中央当局等送達によることになるので（送達条約22条）、指定当局送達は、民

訴条約の締約国であって、送達条約に加入していない国（以下(3)及び(4)において「受託国」という。）に在住する受送達者に対して行うことになる。

なお、送達することができる文書は民事又は商事に関する文書に限られる（民訴条約1条1項）。

イ 嘱託手続（通達第1の1(1)参照）

(7) 依頼書の作成

我が国の在外領事等に宛てた受託国の指定当局に送達の要請をすべき旨の依頼書（通達別紙様式第1，記載例Ⅲ－2参照）を作成する。なお、現在、指定当局送達によることができる国は、いずれの国も大使だけが領事業務を行っているので、宛先は全ての国について大使となる。

受送達者の住所、氏名、希望する送達方法等を記載するが、記載事項には、受託国の送達を行う当局（受託当局）が用いる言語を付記する。

(4) 送達方法の選択

受託国が行う送達の方法としては、中央当局等送達の場合と同様に3種類の方法があり（民訴条約2条、3条2項，(2)イ(4)参照），その中から希望する送達方法を選択する。

(7) 訳文の添付

送達方法として、受託国の国内法で定める方法又は受託国の国内法に反しない特別の方法を選択した場合は、送達すべき文書に受託当局が用いる言語又は両関係国間で合意する言語（「国の一覧表」参照）による訳文を添付する必要がある（民訴条約3条2項，特例規則2条1項）。訳文の提出及び作成並びに翻訳料の予納については、領事送達の場合と同様である（特例規則2条3項，(1)イ(4)後段参照）。

訳文には嘱託国の外交官若しくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者による翻訳が正確である旨の証明（翻訳証明）を付す必要があるが（民訴条約3条3項），嘱託をする裁判所で翻訳証明を付ける必要はない。我が国では、外国にある我が国の大使館が翻訳証明をしている。

これに対し、任意交付の方法を選択した場合は、訳文の添付を要しない。

(イ) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁民事局長等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第3，記載例Ⅲ－1参照）を作成し、大使宛ての依頼書等の送付を依頼する。

依頼の際、作成し添付すべき文書については「国の一覧表」参照

(ホ) 費用（通達第1の1(1)エ及びオ）

翻訳証明の費用の支払を要する。また、受託国において送達を実施するために要した費用は、原則として償還請求されないが、裁判所附属吏（我が国でいえば執行官がこれに当たる。）等が関与した場合又は特別の方法を利用した場合には償還請求されることがある（民訴条約7条）。

これらの費用の予納、保管及び支払手続は中央当局等送達の場合と同様である（(2)イ(ホ)参照）。

ウ 送付経路

依頼書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国に駐在する我が国の領事官に転達される。その後、領事官から受託国の指定当局に対して送達の要請が行われ、受託当局によって送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q&A第1総論Q8参照）に問い合わせる。

エ ルートの選択の目安

中央当局等送達の場合と同様である（(2)エ参照）。

(4) 民訴条約に基づく外交上の経路による送達

民訴条約では、各締約国は、外交上の経路を通じて送達の要請がなされることを希望する旨を宣言することができ（同条約1条3項），この宣言をした国に対し民訴条約に基づいて送達の要請をする

場合には、外交上の経路によることになるが、その手続等は、次の2点を除いて、指定当局送達の場合と同様である。

ア 依頼書の作成（通達第1の1(1)アただし書）

我が国の大使に宛てた受託国の外務省に送達のを請をすべき旨の依頼書を作成する（通達別紙様式第2，記載例IV参照）。

イ 送付経路

依頼書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国に駐在する我が国の大使に転達される。その後、大使から受託国の外務省に対して送達のを請が行われ、受託当局によって送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A 第1総論Q8参照）に問い合わせる。

(5) 管轄裁判所等送達

ア 根拠

管轄裁判所等送達を行う根拠としては、次の2種類のものがある。

(7) 二国間共助取決め

我が国が受送達者の在住する国との間で司法共助の取決めを締結しているときは、その取決めに基づき当該国の管轄裁判所その他の管轄官庁（以下、「管轄官庁」という。）に嘱託して送達することができる。

(4) 個別の応諾

二国間共助取決めがなくても、受送達者が在住する国が応諾するときは、当該国の管轄官庁に嘱託して送達することができる。

イ 嘱託手続（通達第1の1(4)参照）

(7) 嘱託書の作成

相手国の管轄官庁に宛てた送達の嘱託書（通達別紙様式第6，記載例V-2参照）を作成する。

(4) 訳文の添付

嘱託書及び送達すべき文書には、受送達者が日本語を解するか否かにかかわらず、相手国の求める言語（「国の一覧表」参照）による訳文を添付する（通達第1の1(4)イ(7)）。

訳文は、当事者が提出する文書については当事者に提出させるが、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合又は裁判所の作成に係る文書については裁判所において翻訳人に依頼して訳文を作成する（その費用は当事者に予納させる。）（通達第1の1(4)イ(4)、(5)）。

(5) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁民事局長等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第3，記載例V-1参照）を作成し、嘱託書等の送付を依頼する。

依頼の際、作成し添付すべき文書については、「国の一覧表」参照

(イ) 費用

相手国が送達を実施する上で要した費用を支払わなければならない。この費用の予納、保管及び支払の各手続は中央当局等送達の場合と同様である（(2)イ(カ)参照）。

ウ 送付経路

嘱託書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国にある我が国の大使館へ転達される。その後、大使館から相手国の外務省へ転達され、相手国の管轄官庁によって送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A 第1総論Q8参照）に問い合わせる。

(6) 公示送達

民事訴訟法110条は、一定の要件の下に、外国に在住する者に対して公示送達を行うことを認めている。同法110条1項4号の「外国の管轄官庁に嘱託を発した日」を確認したい場合は、Q & A第2各論（嘱託編）Q16を参照する。また、特例法は、送達条約の締約国において、訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書を送達すべき場合に、公示送達について特別規定を設けている（特例法28条）。

台湾や北朝鮮等国交のない国に在住する者に対して文書を送達するには、上記(1)ないし(5)の方法により送達することができないため、公示送達によらざるを得ない。なお、外国に在住する者に対して公示送達を行った場合は、民事訴訟規則46条2項後段により、公示送達があったことを受送達者に通知することができる（通知は、日本語による文書を普通郵便で送付することなどが考えられる。）。

外国においてすべき送達についてした公示送達は、掲示を始めた日から6週間を経過することによって、その効力を生じる（民事訴訟法112条2項）。

(7) 郵便による直送

裁判所が外国に居住する者に対して直接に裁判上の文書を郵送することは、当該国の主権を侵害することになりかねない。そのため、外国に居住する者に対して、裁判上の文書を送達する場合、前記(1)ないし(6)の方法によることになることは前述した（民事訴訟法108条、110条）。

同様の理由から、法律上送達を要しない文書のみを外国に居住する者に送付する場合についても、原則として前記(1)ないし(6)の方法（国際司法共助（外国送達）の手続）によることになる。ただし、例外的に、我が国と当該国との間の条約等によって認められるとき、又は当該国が送達条約締約国でかつ同10条（a）につき拒否宣言をしていないとき、若しくは当該国が民訴条約のみの締約国（※）で、かつ同6条1項1号につき拒否宣言をしていないときのいずれかであるときは、裁判所が当該国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送することができるとされている（郵便による直送）。

なお、「受取通知郵便」の制度を利用すれば、郵便物が名宛人に到着した事実及びその年月日の通知を受けることができる（国によって取扱いが異なるため詳細は最寄りの郵便局に問い合わせること。）。

おって、外国に送付する場合において、当該国の送達条約又は民訴条約締結の有無及び拒否宣言の有無については、下記のとおり、必ずHCCHのウェブサイトの最新情報を確認すること。

※ 送達条約及び民訴条約両方の締約国については、送達条約が優先するため（送達条約22条），同条約10条（a）の拒否宣言の有無を確認することで足りる。

（参考）日本は平成30年12月21日付けで送達条約10条（a）の拒否宣言をしている。

記

【送達条約】

①HCCHのトップページを開く（URL：<https://www.hcch.net/en/home>）。

②トップページ上部の「INSTRUMENTS」にカーソルを合わせ、「Conventions, Protocols and Principles」をクリックする。

③表示されたページ（「Conventions, Protocols and Principles」）の、「Central and other Authorities」の項目の右側の欄に記載の

「14. Convention of 15 November 1965 on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters」をクリックする。

④表示されたページ（「Service Section」）の、「Central and other Authorities」の項目の右側の欄に記載の

「Table reflecting applicability」の部分をクリックする。

⑤表示されたページ（「TABLE REFLECTING APPLICABILITY OF ARTICLES…」）の一覧表中、

◇「Contracting States」の欄で、送達条約締約国が確認できる（アルファベット順に記載）。

◇「Art.10(a)」の欄で、送達条約10条(a)の拒否宣言の有無が確認できる。

拒否宣言をしている場合：「opposition」

拒否宣言をしていない場合：「No opposition」

※参考・送達条約締約国でかつ同10条(a)につき拒否宣言していない国の例

(民訴条約締約国を含む。令和元年7月1日現在。)

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、イスラエル国、イタリア共和国、英国、エストニア共和国、オランダ王国、カナダ、キプロス共和国、スウェーデン王国、スペイン、セーシェル共和国、パキスタン・イスラム共和国、バハマ国、バルバドス、フィンランド共和国、フランス共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボツワナ共和国、ポルトガル共和国、マラウイ共和国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア

【民訴条約】 ※①②は送達条約と同じ。

①HCCHのトップページを開く(URL：<https://www.hcch.net/en/home>)。

②トップページ上部の「INSTRUMENTS」にカーソルを合わせ、「Conventions, Protocols and Principles」をクリックする。

③表示されたページ(「Conventions, Protocols and Principles」)の、「2. Convention of 1 March 1954 on civil procedure」をクリックする。

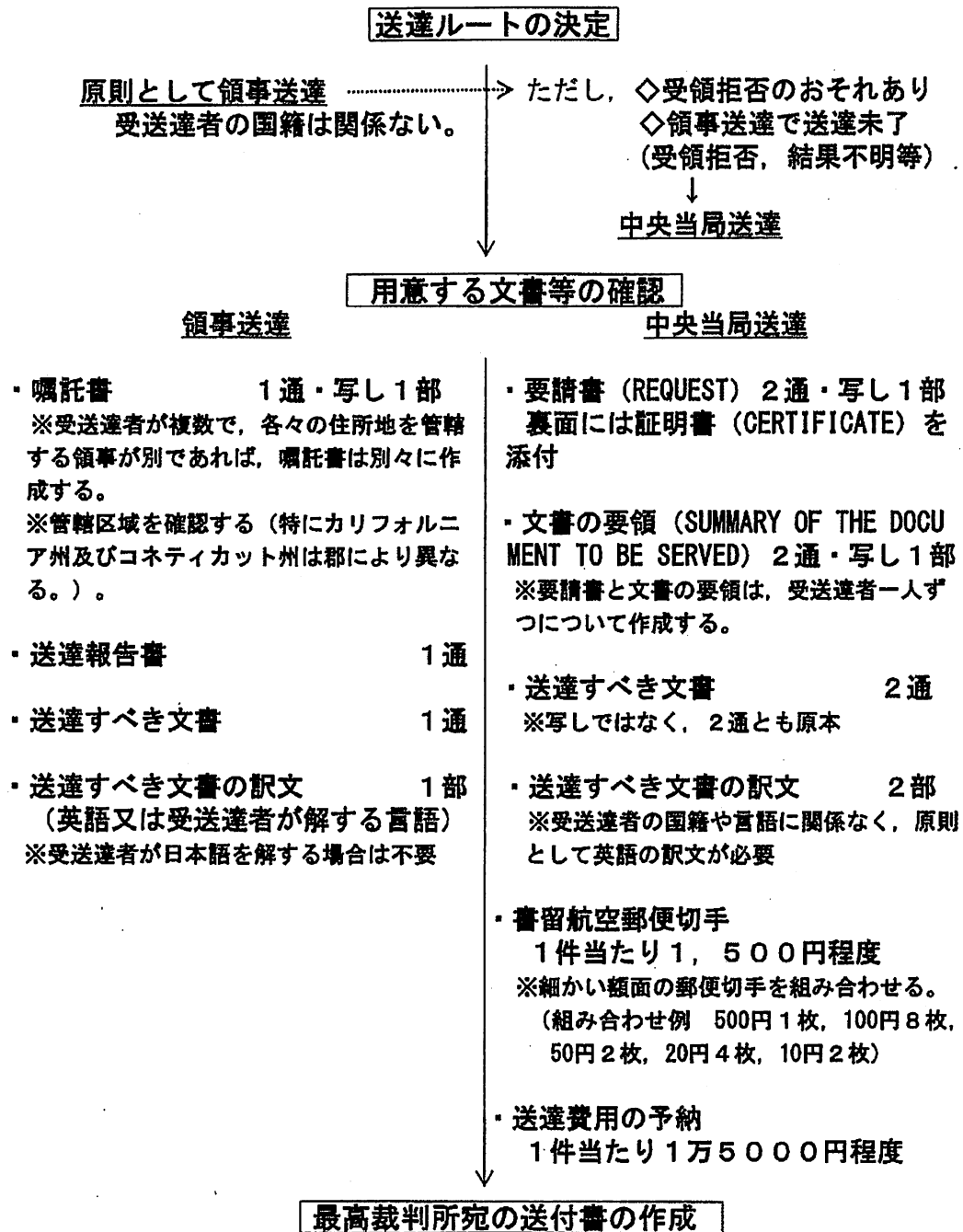
④表示されたページ(「Full text」)の右欄にある、「Status table」をクリックする。

⑤表示されたページ(「Status table」)の一覧表中、

◇「Contracting Party」の欄で、民訴条約締約国が確認できる(アルファベット順に記載)。

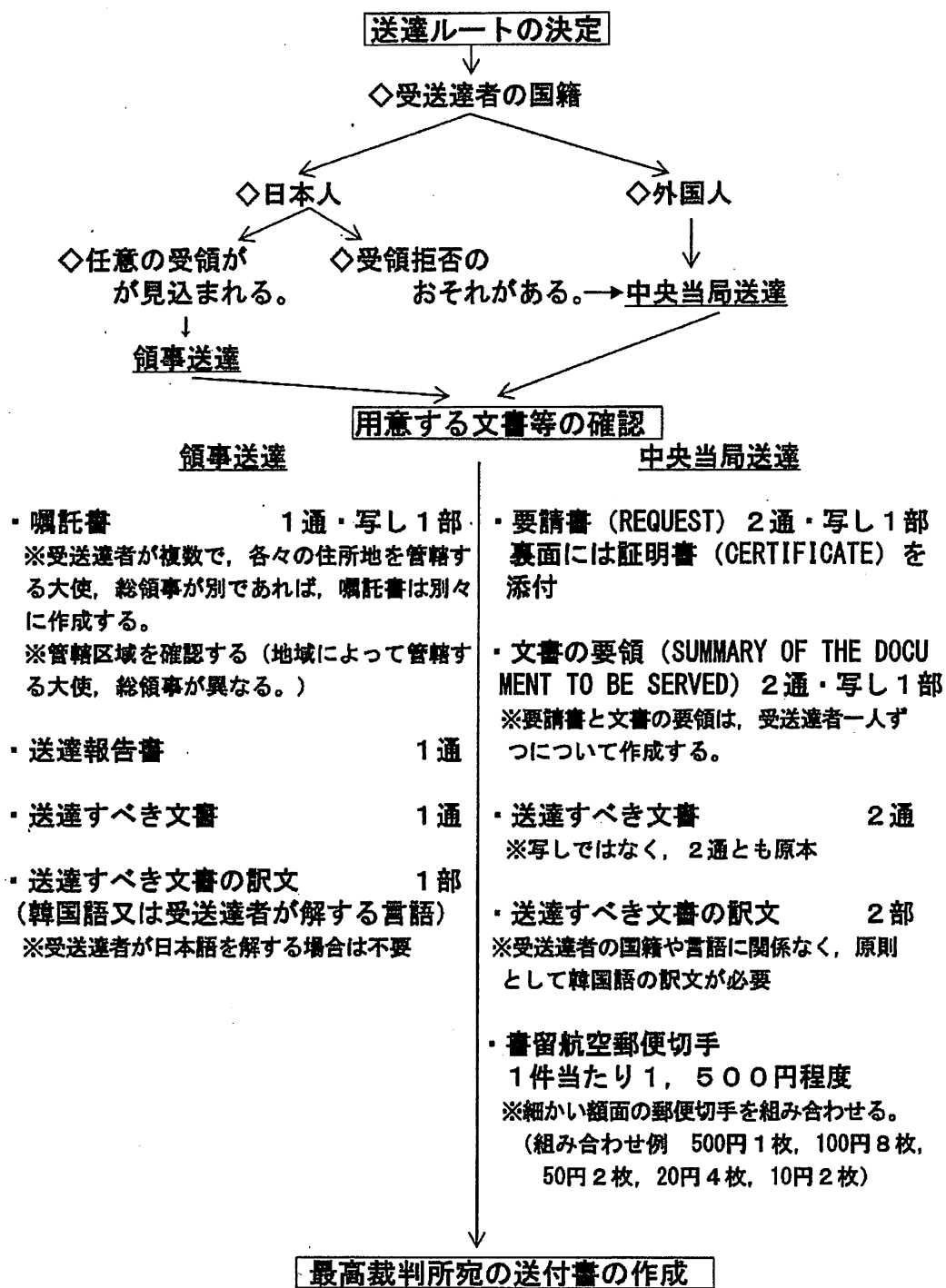
※民訴条約締約国の同6条1項1号の拒否宣言の有無については、ウェブサイト上で明らかではないため、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に問い合わせる。

＜アメリカ合衆国への送達嘱託＞



※平均送達期間については、「国の一覧表」の国別の情報を参照してください。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

＜大韓民国への送達囑託＞



※平均送達期間については、「国の一覧表」の国別の情報を参照してください。
呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

<ブラジル連邦共和国への送達嘱託>

送達ルート決定



管轄裁判所送達

※受送達者の国籍は関係ない。



用意する文書等の確認

・嘱託書

1通

写し4部←うち、ブラジルの公証翻訳人用として、固有名詞すべてにひら仮名で振り仮名を振ったものが1部

※受送達者が複数でも、嘱託書は1通でよい。

・送達すべき文書 1通

写し3部←うち、ブラジルの公証翻訳人用として、固有名詞すべてにひら仮名で振り仮名を振ったものが1部

※複数の受送達者に全く同じ文書を送る場合、公証翻訳人用の文書は1部でよい。



翻訳及び送達のための費用の予納を確認

※訳文はブラジルの公証翻訳人が付しますので、これについて費用がかかります。

<必要な費用>

翻訳料見込額（日本文1枚につきアメリカ合衆国通貨30ドル）

送金手数料等



最高裁判所宛の送付書の作成

※平均送達期間については、「国の一覧表」の国別の情報を参照してください。
呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

国の一覧表（送達の嘱託）

国名 ※国別の送達の嘱託手続をご覧になりたい場合には、国名のリンクをクリックしてください。	民訴条約	送達条約	二国間共助取決め		条約・取決めによらない共助がされた事例		
			送達	証拠調べ	領事送達	管轄裁判所送達	証拠調べ
アイスランド共和国	○	○					
アイルランド		○					
アゼルバイジャン共和国						○	
アメリカ合衆国		○		○			
アラブ首長国連邦					○	○	
アルジェリア民主人民共和国					○		
アルゼンチン共和国	○	○					
アルバニア共和国	○	○					
アルメニア共和国	○	○					
アンティグア・バーブーダ		○					
イスラエル国	○	○	○				
イタリア共和国	○	○	○	○			
イラク共和国			○	○	○		
イラン・イスラム共和国			○	○	○		
インド		○		○	○	○	
インドネシア共和国					○	○	
ウクライナ	○	○					
ウズベキスタン共和国	○						
ウルグアイ東方共和国					○		
英国		○	○	○			
エクアドル共和国					○		
エジプト・アラブ共和国	○	○					
エストニア共和国		○					
エチオピア連邦民主共和国					○		
オーストラリア連邦		○					○
オーストリア共和国	○		○				
オランダ王国	○	○					

ガーナ共和国					○		
カナダ		○				○	○
カンボジア王国					○		
ギニア共和国							
キプロス共和国	○	○				○	
キューバ共和国					○	○	
ギリシャ共和国		○				○	
キルギス共和国	○						
グアテマラ共和国					○	○	
クウェート国		○	○	○	○		
クロアチア共和国	○	○					
ケニア共和国					○	○	○
コスタリカ共和国		○			○		
コロンビア共和国		○			○	○	
コンゴ民主共和国					○		
サウジアラビア王国					○		
サモア独立国						○	
ザンビア共和国					○		
サンマリノ共和国		○					
シリア・アラブ共和国			○	○	○		
シンガポール共和国					○	○	
ジンバブエ共和国					○		
スイス連邦	○	○	○	○			
スーダン共和国					○	○	
スウェーデン王国	○	○		○			
スペイン	○	○		○			
スリナム共和国	○						
スリランカ民主社会主義共和国		○	○	○			
スロバキア共和国	○	○					
スロベニア共和国	○	○					
セーシェル共和国		○					

セルビア共和国	○	○					
セントビンセント及びグレナディーン諸島		○					
旧ソヴィエト社会主義共和国連邦 (カザフスタン共和国, グルジア, タジキスタン共和国, トルクメニスタン)	○						
タイ王国			○	○	○		
大韓民国		○				○	○
タンザニア連合共和国						○	
チェコ共和国	○	○					
中華人民共和国(香港, マカオを除く。)		○				○	○
中華人民共和国(香港)		○				○	○
中華人民共和国(マカオ)	○	○					
チリ共和国					○	○	○
デンマーク王国	○	○	○	○			
ドイツ連邦共和国	○	○	○	○			
ドミニカ共和国					○		
トルコ共和国	○	○					
トンガ王国					○		
ナイジェリア連邦共和国					○	○	
ニカラグア共和国					○		
ニュージーランド					○	○	○
ネパール連邦民主共和国					○		
ノルウェー王国	○	○	○			○	
パキスタン・イスラム共和国		○		○		○	
バチカン市国	○						
パナマ共和国					○	○	
バハマ国		○					
パプアニューギニア独立国					○		
パラオ共和国					○		
パラグアイ共和国					○	○	
バルバドス		○					
ハンガリー	○	○					

バングラデシュ人民共和国					○	○	
フィジー共和国					○	○	
フィリピン共和国					○	○	
フィンランド共和国	○	○					
ブラジル連邦共和国		○	○	○			○
フランス共和国	○	○				○	
ブルガリア共和国		○					
ブルネイ・ダルサラーム国						○	
ベトナム社会主義共和国		○			○		
ベネズエラ・ボリバル共和国		○					
ベラルーシ共和国	○	○					
ベリーズ		○				○	
ペルー共和国					○	○	○
ベルギー王国	○	○				○	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○					
ボツワナ共和国		○					
ポーランド共和国	○	○					
ボリビア多民族国					○	○	
ポルトガル共和国	○	○				○	
ホンジュラス共和国						○	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	○	○					
マーシャル諸島共和国						○	
マラウイ共和国		○				○	
マルタ共和国		○					
マレーシア					○	○	
ミクロネシア連邦					○		
南アフリカ共和国					○	○	
ミャンマー連邦共和国					○	○	○
メキシコ合衆国		○				○	○
モナコ公国		○					
モルドバ共和国	○	○					

モロッコ王国	○	○					
モンゴル国	○				○		
モンテネグロ	○	○			○		
ヨルダン・ハシェミット王国						○	
ラトビア共和国	○	○					
リトアニア共和国	○	○					
リヒテンシュタイン公国						○	
リビア					○		
リベリア共和国					○	○	○
ルクセンブルク大公国	○	○					
ルーマニア	○	○					
ルワンダ共和国							
レバノン共和国	○						
ロシア連邦	○	○					

アイスランド共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アイスランド語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アイスランド語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費用	不要	原則として不要	
V 期間※	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 District Commissioner of Sudurnes (Sýslumaðurinn á Suðurnesjum) 所在地 The District Commissioner of Suðurnes Vatnsnesvegur 33 230 Keflavík, Iceland		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ア イ ル ラ ン ド

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 、アイルランド語又は 受送達者が解する言語 のいずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語又はアイルラン ド語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英 語又はアイルランド語 の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語又はアイルラン ド語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Master of the High Court (including any Deputy Master for the time being appointed) 所在地 Inns Quay, Dublin 7, Ireland		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

アゼルバイジャン共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠			管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等			1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ゼルバイジャン語の訳 文添付) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (アゼルバイジャン語 の訳文添付) 2 通
IV 費 用			原則として不要
V 期 間			先例なし

ア メ リ カ 合 衆 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 日米領事条約17条1項(e)号(i))	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて一大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて一英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	必 要 ※1	必 要
V 期 間※2	3 箇 月	6 箇 月 ※3	先例なし
VI 中央当局 (要請書に記載する表示)	名 称 U.S. Department of Justice Civil Division Office of International Judicial Assistance 所在地 Benjamin Franklin Station P.O. Box 14360 Washington, D.C. 20004 United States of America		

※1 中央当局としての送達事務は外部委託されており、送達費用は、委託先の民間会社である ABC Legal Services (住所: 633 Yesler Way Seattle, WA 98104 USA) に、事前に支払うことになります(ただし、これは中央当局の指定自体を変更するものではありません(VI欄参照)。)。なお、現在、送達費用は95ドルですが、ABC Legal Servicesの要請で変更されることがあります。

具体的手続としては、最高裁への要請書等の送付後、最高裁からの送金依頼通知を受け郵便局で送金の上、郵便局で作成した国際送金為替の原本を送金報告とともに最高裁に送付してください。最高裁は、国際送金為替の原本を要請書等に添付して送付手続をとることになります。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

※3 事前の送金手続を含めた平均所要期間です。

Ⅶ 大使、総領事の管轄区域	
在アメリカ合衆国日本国大使	コロンビア特別区、バージニア州、メリーランド州
在アトランタ日本国総領事	ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、アラバマ州
在サンフランシスコ日本国総領事	ネバダ州、カリフォルニア州中在ロサンゼルス日本国総領事の管轄に属さない地域 ※4
在シアトル日本国総領事	ワシントン州、モンタナ州、アラスカ州、アイダホ州、オレゴン州
在シカゴ日本国総領事	インディアナ州、イリノイ州、ウィスコンシン州、ミネソタ州、アイオワ州、ミズーリ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、ネブラスカ州、カンザス州
在デトロイト日本国総領事	オハイオ州、ミシガン州
在デンバー日本国総領事	コロラド州、ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州
在ナッシュビル日本国総領事	テネシー州、ミシSSIPPI州、アーカンソー州、ルイジアナ州、ケンタッキー州
在ニューヨーク日本国総領事	ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州、デラウェア州、ウエストバージニア州、プエルトリコ、バージン諸島（米 国領部分）、コネティカット州のフェアフィールド郡 ※4
在ハガツニャ日本国総領事	グアム、北マリアナ諸島
在ヒューストン日本国総領事	テキサス州、オクラホマ州
在ボストン日本国総領事	メイン州、ニューハンプシャー州、バーモント州、マサチューセツ ツ州、ロードアイランド州、コネティカット州（フェアフィールド 郡を除く。） ※4

在ホノルル日本国総領事	ハワイ州、アメリカ合衆国の領土中他の領事官の管轄に属さない地域
在マイアミ日本国総領事	フロリダ州
在ロサンゼルス日本国総領事	アリゾナ州、カリフォルニア州中ロサンゼルス、オレンジ、サンディエゴ、インペリアル、リバーサイド、サンバーナディノ、ベンチュラ、サンタバーバラ及びサンルイオビスポの各郡 ※4

※4 カリフォルニア州及びコネティカット州の総領事の管轄区域は郡（county）によって異なるため、これらの州に囑託する場合には、その郡名も明らかにしてください（管轄の異なる総領事あてに送ってしまうと、その分送達期間が長くなるので注意してください。）。

なお、事件数が多いカリフォルニア州については、主要な市町村と郡及び総領事との対応関係がわかる「カリフォルニア州管轄総領事検索」を参考にしてください。

Ⅶ アメリカ合衆国州名の参考略称表

州名	略称	州名	略称	州名	略称
Alabama	A L	Louisiana	L A	Ohio	O H
Alaska	A K	Maine	M E	Oklahoma	O K
Arizona	A Z	Maryland	M D	Oregon	O R
Arkansas	A R	Massachusetts	M A	Pennsylvania	P A
California	C A	Michigan	M I	Rhode Island	R I
Colorado	C O	Minnesota	M N	South Carolina	S C
Connecticut	C T	Mississippi	M S	South Dakota	S D
Delaware	D E	Missouri	M O	Tennessee	T N
Florida	F L	Montana	M T	Texas	T X
Georgia	G A	Nebraska	N E	Utah	U T
Hawaii	H I	Nevada	N V	Vermont	V T
Idaho	I D	New Hampshire	N H	Virginia	V A
Illinois	I L	New Jersey	N J	Washington	W A
Indiana	I N	New Mexico	N M	West Virginia	W V
Iowa	I A	New York	N Y	Wisconsin	W I
Kansas	K S	North Carolina	N C	Wyoming	W Y
Kentucky	K Y	North Dakota	N D		

アラブ首長国連邦

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あてー大使又は総領事の管轄区域はVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アラビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間 ※	3 箇 月		8 箇 月
VI 大使、総領事の管轄区域	在アラブ首長国連邦日本国大使	アブダビ首長国	
	在ドバイ日本国総領事	ドバイ首長国、シャルジャ首長国、アジュマーン首長国、ウンム・ル・カイワイン首長国、ラース・ル・ハイマ首長国、フジャイラ首長国	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

アルジェリア民主人民共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間 ※	6 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

アルゼンチン共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか らず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれ がある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スペ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文を 添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてース 페인語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	4 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Foreign Affairs and Worship 所在地 International Legal Assistance Department Office of the Legal Advisor, Ministry of Foreign Affairs and Worship Esmeralda 1212, 4 th Floor, Of. 402, BUENOS AIRES, Argentina		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ア ル バ ニ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アルバニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (アルバニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費用	不 要	原則として不要	
V 期 間※	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 the Department responsible for the international judicial cooperation, at the Ministry of Justice 所在地 Ministry of Justice Department of Foreign Jurisdictional Relations Blv Zogu i I, TIRANA, Albania		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルート

で囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ア ル メ ニ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (在ロシア連邦大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アルメニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アルメニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーアルメニア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アルメニア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	Ministry of Justice of the Republic of Armenia Halabyan Street 41a 0078 Yerevan Armenia		

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

アンティグア・バーブーダ

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか らず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて一英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Governor General 所在地 Antigua and Barbuda		
	名 称 The Registrar of the High Court of Antigua and Barbuda 所在地 St. Johns, Antigua		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

イスラエル国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ヘブライ語、英語、アラビア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ヘブライ語、英語又はアラビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーヘブライ語、英語又はアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ヘブライ語、英語又はアラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	3箇月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Administration of Courts 所在地 Legal Assistance to Foreign Countries 22 Kanfei Nesharin St. Jerusalem 95464, Israel		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの所要期間（Aルートについて、平成26年度に囑託した例（1件）の所要期間）を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかな

りの差が出る場合があります。

イ タ リ ア 共 和 国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか らず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれ がある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件について、 受送達者が受領を拒絶す るおそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使又は総領事の管 轄区域はⅥ) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、イタ リア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはⅦ) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添 付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーイ タリア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	4 箇 月	先例なし
Ⅵ 大使、総領 事の管轄区域	在イタリア日本国大 使	在ミラノ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在ミラノ日本国総領 事	ロンバルディア州、ピエモンテ州、リグリア州、ヴァッ レ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ 州、フリウリ＝ベネチア・ジュリア州、ベネト州、エミ リア＝ロマーニャ州	
Ⅶ 中央当局	名 称 所在地	Ufficio unico degli ufficiali giudiziari presso la corte di appello di Roma Ufficio Unico Ufficiali Giudiziari presso la Corte d'Appello di Roma Viale Giulio Cesare, 52 00192 ROMA	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

イ ラ ク 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語、英語又は受送 達者が解する言語のい ずれかの訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語又は英語の訳 文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語又は英語 の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		14 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

イラン・イスラム共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ペル シャ語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーペ ルシャ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ペルシャ語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		1 4 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

イ ン ド

	A ル ト	B ル ト	C ル ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて一大使, 総領事の管轄区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, 英語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて一英語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	6 箇 月	5 箇 月	1 2 箇 月
VI 大使, 総領事の管轄区域	在インド日本国大使	在コルカタ, 在チェンナイ, 在ベンガルール及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在コルカタ日本国総領事	オリッサ州, 西ベンガル州, ビハール州, ジャールカンド州	
	在ムンバイ日本国総領事	グジャラート州, マディヤ・プラデシュ州, チャッティースガル州, マハーラーシュトラ州, ゴア州, ダマン及びディウ並びにダドラ及びナガルハベリの各連邦直轄地	
	在チェンナイ日本国総領事	アンドラ・プラデシュ州, ケララ州, タミル・ナド州, テランガナ州, ポンディシェリー連邦直轄地	

	在ベンガルール日本 国総領事	カルナータカ州
VII 中央当局	名 称 The Ministry of Law and Justice 所在地 Department of Legal Affairs Room No.439-A, 4th Floor A-Wing, Shastri Bhavan New Delhi 110 001 India	

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

インドネシア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あてー大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、インドネシア語、英語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーインドネシア語の訳文添付) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (インドネシア語の訳文添付) 2通
IV 費用	不 要		必要(ただし、一般的には請求されない。)
V 期 間 ※	3 箇 月		8 箇 月
VI 総領事の管轄区域	在インドネシア日本国大使	在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在スラバヤ日本国総領事	東ジャワ州、東カリマンタン州、北カリマンタン州、南カリマンタン州、北スラウェシ州、ゴロンタロ州、中部スラウェシ州、東南スラウェシ州、南スラウェシ州、西スラウェシ州、マルク州、北マルク州、パプア州、西パプア州	
	在デンパサール日本国総領事	バリ州、西ヌサトゥンガラ州、東ヌサトゥンガラ州	
	在メダン日本国総領事	ナングル・アチェ・ダルサラム州、北スマトラ州、西スマトラ州、ジャンビ州、リアウ州、リアウ諸島州	

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ウ ク ラ イ ナ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ウクライナ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ウクライナ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーウクライナ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ウクライナ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of Ukraine 所在地 Directorate on International Law and Co-operation Department on International Law 13, Horodetskogo St. KYIV 01001 Ukraine		

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの所要期間（Aルートについて、平成27年度に囑託した例（1件）の所要期間）を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ウ ズ ベ キ ス タ ン 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ウズベク語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ウズベク語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーウズベク語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ウズベク語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	先例なし	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ウルグアイ東方共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スペ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間 ※	4 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

英 国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 日 英領事条約 2 5 条)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について, 受送達者が 受領を拒絶するおそれ がある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件について, 受送達者が受領を拒絶す るおそれがある場合
III 作成すべき 文書等 			

※1 受送達者の住所にポストコード(スペース含め英数7桁)の記載がなければ, 送達できませんので, 必ず記載してください。

※2 海外領土への送達については, 費用がかかる可能性があります。事前に, 最高裁判所民

事局等の国際司法共助事務の担当係に確認してください。

- ※3 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。特に、海外領土への領事送達については、平均所要期間より時間がかかる可能性が高いです。
- ※4 スコットランド、北アイルランド及び海外領土については、異なる当局あてに嘱託する場合がありますので、事前に、最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係に確認してください。

エ ク ア ド ル 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

エジプト・アラブ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, アラビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	5 箇月	5 箇月	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice 所在地 Magles El Shaab St., Lazoughly Sq. Lazoughly, CAIRO, Egypt		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

エストニア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか らず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が受 領を拒絶するおそれがある 場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、エス トニア語又は受送達者 が解する言語の訳文添 付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (エストニア語又は英 語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局へ の送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー エストニア語の訳文 添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (エストニア語の訳 文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Estonian Ministry of Justice 所在地 Ministry of Justice Suur-Ameerika 1, 15006 Tallinn, Estonia		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

エチオピア連邦民主共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達（事例）条約 又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの（行われ得るもの）		
II ルートの選択基準	日本人か外国人かに関わらず本ルート		
III 作成すべき文書等	1 囑託書 （大使あて） 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 （受送達者が日本語を解さない場合は、アムハラ語又は受送達者の解する言語のいずれかの訳文添付） 1 通		
IV 費用	不 要		
V 期 間※	4 箇 月		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

オーストラリア連邦

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あてー大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	中央当局により異なる	必要
V 期間※1	3箇月	3箇月	9箇月
VI 大使、総領事の管轄区域	在オーストラリア日本国大使	首都特別地域	
	在シドニー日本国総領事	ニューサウスウェールズ州、北部準州、オーストラリアの属地(特別地域)	
	在パース日本国総領事	西オーストラリア州	
	在ブリスベン日本国総領事	クインズランド州	
	在メルボルン日本国総領事	ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州	

※1 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間(ただし、Bルートについては、平成26年度に嘱託した例(1件)の所要期間)を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

Ⅶ 中央当局の名称及び所在地 ※2	
名 称 所 在 地	Supreme Court of New South Wales GPO Box 3 Sydney NSW 2001 Australia (New South Wales)
名 称 所 在 地	Supreme Court of Victoria 210 William Street Melbourne VIC 3000 Australia (Victoria)
名 称 所 在 地	Supreme Court of Queensland P.O.Box 15167 City East QLD 4002 Australia (Queensland)
名 称 所 在 地	Supreme Court of Western Australia Stirling Gardens Barrack Street Perth WA 6000 Australia (Western Australia)
名 称 所 在 地	Supreme Court of South Australia Registrar' s Office 1 Gouger Street Adelaide SA 5000 Australia (South Australia)
名 称 所 在 地	Sheriff of the Supreme Court of Tasmania GPO Box 167 Hobart TAS 7001 Australia (Tasmania)
名 称 所 在 地	Supreme Court of the Australian Capital Territory GPO Box 1548 Canberra ACT 2601 Australia (Australian Capital Territory)
名 称 所 在 地	Supreme Court of the Northern Territory Registry Office Darwin Supreme Court, GPO Box 3946 Darwin NT 0801 (Northern Territory)
名 称 所 在 地	Australian Government Attorney-General's Department Robert Garran Offices 3-5 National Circuit BARTON ACT 2600 Australia (Christmas Islands, Cocos (Keeling) Islands, Ashmore&Cartier Islands, Coral Sea Islands, Heard Islands, McDonald Islands, Norfolk Islands, Australian Antarctic Territory(南極領土の一部))

※2 オーストラリア連邦の中央当局は州ごとに異なります。嘱託に際しては、() 内に表示した州名を参考に、送達地がどの州に属するかを調査した上で、嘱託すべき中央当局を

特定してください。なお、この（ ）内部分は、嘱託書に記載する必要はありません。

オーストリア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ドイツ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 嘱託書 (管轄裁判所あてードイツ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間※	3 箇 月	6 箇 月	6 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

オ ラ ン ダ 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人にかかわ らず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、オラ ンダ語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (オランダ語の訳文添 付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーオ ランダ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (オランダ語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	2 箇 月	5 箇 月	先例なし
VI 中央当局	名 称 De Officier Van Justitie 所在地 Postbus 20302, 2500 EH THE HAGUE, Netherlands (アルバ島) 名 称 Procurator General 所在地 Havenstraat 2, Oranjestad, Aruba		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間(ただし、Aルートについては、平成26年度に嘱託した例(1件)の所要期間)を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ガ ナ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語、アシャンテ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英語又はアシャンテ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語又はアシャンテ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

カ ナ ダ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて一大使、総領事の管轄区域についてはⅥ) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語、フランス語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはⅦ) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (中央当局の地域ごとに必要とされる言語の訳文を添付。地域ごとに必要とされる訳文の言語についてはⅦ) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あて一英語又はフランス語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語又はフランス語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	必 要 ※1	必 要
V 期間※2	3 箇 月	4 箇 月	7 箇 月

※1 送達費用は現在100カナダドルです。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

VI 大使、総領事の管轄区域	
在カナダ日本国大使	オンタリオ州中オタワ市
在バンクーバー日本国総領事	ブリティッシュコロンビア州、ユーコン準州
在カルガリー日本国総領事	アルバータ州、ノースウエスト準州、ヌナヴット準州、サスカチュワン州、マニトバ州
在トロント日本国総領事	オンタリオ州（在カナダ日本国大使の管轄に属する地域を除く地域）
在モントリオール日本国総領事	ケベック州、ニューファンドランド・ラブラドル州、プリンスエドワードアイランド州、ノバスコシア州、ニューブランズウィック州

VII 中央当局等の名称及び所在地並びに地域ごとに必要とされる訳文の言語 ※3	
名 称 所 在 地 言 語	Ministry of Justice and Solicitor General Justice Services Division Ministry of Justice and Solicitor General Office of the Sheriff Civil Enforcement 2nd Floor, 108th Street Building 9942-108 Street Edmonton, Alberta T5K 2J5 Canada (Alberta) 英語
名 称 所 在 地 言 語	Ministry of Justice for British Columbia Order in Council Administration Office Ministry of Justice for British Columbia Order in Council Administration Office 1001 Douglas Street (P.O. Box 9280 Stn Prov Govt) Victoria, British Columbia V8W 2C5 Canada (British Columbia) 英語
名 称 所 在 地 言 語	Manitoba Department of Justice Director of Civil Legal Services Manitoba Department of Justice c/o Director of Civil Legal Services Suite 730-405 Broadway Winnipeg, Manitoba R3C 3L6 Canada (Manitoba) 英語又はフランス語
名 称 所 在 地 言 語	Department of Justice and Attorney General of New Brunswick Director of Legal Services Department of Justice and Attorney General of New Brunswick c/o Director of Legal Services Centennial Building P.O Box 6000 Fredericton, New Brunswick E3B 5H1 Canada (New Brunswick) 英語又はフランス語 ※4

名 称 所 在 地 言 語	Department of Justice Government of Newfoundland and Labrador Department of Justice 4th floor, East Block Confederation Building Box 8700, St. John's, Newfoundland and Labrador A1B 4J6 Canada (Newfoundland and Labrador) 英語
名 称 所 在 地 言 語	Attorney General of Nova Scotia Legal Services Division Attorney General of Nova Scotia Legal Services Division 5151 Terminal Road 4th floor P.O.Box 7 Halifax, Nova Scotia B3J 2L6 Canada (Nova Scotia) 英語
名 称 所 在 地 言 語	Ministry of the Attorney General Ontario Court of Justice Ministry of the Attorney General Ontario Court of Justice 393 Main Street Haileybury, Ontario POJ 1K0 Canada (Ontario) 英語又はフランス語
名 称 所 在 地 言 語	Attorney General of Prince Edward Island Office of the Deputy Minister Attorney General of Prince Edward Island Office of the Deputy Minister P.O.Box 2000 Charlottetown, Prince Edward Island C1A 7N8 Canada (Prince Edward Island) 英 語
名 称 所 在 地 言 語	Direction des services professionnels Entraide internationale Ministère de la Justice Central Authority for Québec Direction des services professionnels Entraide internationale Ministère de la Justice 1200, route de l' Église, 2e étage Québec (Québec) G1V 4M1 Canada (Quebec) フランス語 (ただし、受送達者が英語を理解する場合、要請により英語による 翻訳が認められる場合がある。)
名 称 所 在 地 言 語	Ministry of Justice Court Services Division Ministry of Justice Court Services Division c/o Jennifer Fabian Registrar, Court of Queen's Bench Court House 2425 Victoria Avenue Regina, Saskatchewan S4P 4W6 Canada (Saskatchewan) 英語又はフランス語
名 称 所 在 地 言 語	Director Court Services Director Court Services J-3 P.O.Box 2703 Whitehorse, Yukon Y1A 2C6 Canada (Yukon) 英語又はフランス語 ※4
名 称 所 在 地	Department of Justice Government of the Northwest Territories Department of Justice Government of the Northwest Territories PO Box 1320 Yellowknife, Northwest Territories X1A 2L9 Canada (Northwest Territories)

言 語	英語又はフランス語
名 称	Clerk of the Nunavut Court of Justice Court Services Division Department of Justice Government of Nunavut
所 在 地	Clerk of the Nunavut Court of Justice Court Services Division Department of Justice Government of Nunavut PO BOX 297 Iqaluit, Nunavut X0A 0H0, Canada (Nunavut)
言 語	英語又はフランス語

※5 名 称	Foreign Affairs and International Trade Canada Criminal, Security and Diplomatic Law Division
所 在 地	Foreign Affairs and International Trade Canada Criminal, Security and Diplomatic Law Division (JLA) 125 Sussex Drive Ottawa, Ontario K1A 0G2 Canada
言 語	英 語

- ※3 カナダは州ごとに中央当局を組織しています。囑託に際しては、() 内に表示した州名を参考に、送達地がどの州に属するかを調査した上で、囑託すべき中央当局を特定してください。なお、この() 部分は、囑託書に記載する必要はありません。
- ※4 ただし、英語又はフランス語のうち、受送達者が理解する言語による訳文の添付を中央当局から求められる場合があります。
- ※5 カナダ全域について権限を有する中央当局です。したがって、これに対しては、送達地がどの州に属するかを問わず、囑託することはできます。ただし、この場合は、※3の各当局に比べて、手続終了までに時間を要することがありますので、注意してください。

カンボジア王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 ※1 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、カンボジア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英語又はカンボジア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (カンボジア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要		必要
V 期間※2	4 箇月		先例なし

※1 管轄裁判所送達を検討している場合は、事前に、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ギニア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート		Aルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、フランス語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーフランス語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	先例なし		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

キプロス共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在ギリシャ共和国日本国大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ギリシャ語、トルコ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ギリシャ語又はトルコ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーギリシャ語、トルコ語又は英語のいずれかの訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ギリシャ語、トルコ語又は英語のいずれかの訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	必要 ※1	必 要
V 期 間※2	3 箇 月	先例なし	7 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice and Public Order 所在地 125 Athalassas Avenue, 1461 Nicosia, Cyprus		

※1 送達費用は現在21ユーロです。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同

ールートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

キ ャ ー バ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		6 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ギリシャ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの (行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ギリシャ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ギリシャ語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーギリシャ語又は英語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ギリシャ語又は英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	必 要 ※ 1	必 要
V 期 間※ 2	3 箇 月	6 箇 月 ※ 3	9 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice, Transparency & Human Rights Directorate of Legislative Work, International Legal Relations and International Judicial Co-operation Department of International Judicial Co-operation in Civil and Criminal Cases 所在地 96 Mesogeion Av. Athens 11527 Greece		

※ 1 送達費用 50 ユーロを事前に支払います。

具体的には、最高裁への文書送付後、最高裁からの送金通知を受けてから、外貨送金し、その外国送金依頼書の写しを送金報告とともに最高裁に送付してください。最高裁は、受領証書の写しを文書に添付して送付手続をとることになります。

※2「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間（ただし、Bルートについては、平成26年度に嘱託した例（1件）の所要期間）を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

※3 事前の送金手続を含めた所要期間です。

キルギス共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (民訴条約 6 条 1 項 3 号)	指定当局送達 (民訴条約 1 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、キル ギス語、ロシア語又は 受送達者が解する言語 の訳文添付) 1 通	1 依頼書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (キルギス語又はロシ ア語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーキ ルギス語又はロシア語 の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (キルギス語又はロシ ア語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が 必要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

グアテマラ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添 付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付。 庁印の押捺が必要) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 2 部
IV 費用	不要		原則として必要
V 期間※	先例なし		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ク ウ エ ー ト 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, アラビア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請者 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The State of Kuwait, Ministry of Justice International Relations Department 所在地 Ministries Complex, Building No 14, P.O.Box 6, Safat 13001, Kuwait City		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ク ロ ア チ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2号)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, クロアチア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (クロアチア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてークロアチア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (クロアチア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of the Republic of Croatia 所在地 Ulica Grada Vukovara 49, 10 000 ZAGREB, Croatia		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ケ ニ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スワ ヒリ語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ワヒリ語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スワヒリ語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		8 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

コ ス タ リ カ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、スペイン語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費 用	不 要	原則として不要	
V 期 間 ※	4 箇 月	先例なし	
VI 中央当局	名 称 the Legal Directorate at the Ministry of Foreign Affairs and Worship of the Republic of Costa Rica 所在地 Avenida 7 y 9, calle 11 y 13, San Jose, Costa Rica		

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

コロンビア共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が受 領を拒絶するおそれがある 場合	
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スペ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	
IV 費 用	不 要	原則として不要	
V 期 間 ※	4 箇 月	先例なし	
VI 中央当局	名 称 Ministerio de Relaciones Exteriores Dirección de Asuntos Migratorios, Consulares y Servicio al Ciudadano 所在地 Edificio Luis López de Mesa Carrera 6, Número 9-46 Bogotá D.C. COLOMBIA		

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

コ ン ゴ 民 主 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、フランス語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あて—フランス語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	先例なし		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

サウジアラビア王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あてー大使又は総領事の管轄区域はVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アラビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 嘱託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		先例なし
VI 総領事の管轄区域	在サウジアラビア日本国大使	在ジッダ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在ジッダ日本国総領事	マッカ州、マディーナ州	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

サモア独立国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (在ニュージーランド 日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、サモ ア語、英語又は受送達 者が解する言語の訳文 添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーサ モア語又は英語の訳文 添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (サモア語又は英語の 訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間 ※	先例なし		1 3 箇 月

(注) 上記送達方法が現在とり得る方法であるか疑義があるため、サモア独立国への送達の必要が生じた場合は最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係まで必ず照会してください。

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ザンビア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

サンマリノ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在イタリア日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、イタリア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費用	不 要	原則として必要※1	
V 期 間※2	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 Tribunale Unico of the Republic of San Marino 所在地 Via 28 Luglio n.194, 47893 Borgo Maggiore, Repubblica di San Marino		

※1 サンマリノ共和国に対する中央当局送達は、原則として費用が発生します。詳しい内容については、最高裁判所民事局等の国際司法共助担当係まで照会してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判

所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

シ リ ア ・ ア ラ ブ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		6 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

シンガポール共和国

※ 嘱託の際は、事前に最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準			
III 作成すべき文書等			
IV 費用			
V 期間			

ジンバブエ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート		
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通		
IV 費用	不要		
V 期間※	5 箇月		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ス イ ス 連 邦

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ドイツ語, フランス語, イタリア語, ロマンシュ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (中央当局の地域ごとに必要とされる言語の訳文を添付。地域ごとに必要とされる訳文の言語についてはVI) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてードイツ語, フランス語, イタリア語又はロマンシュ語のいずれかの訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ドイツ語, フランス語, イタリア語又はロマンシュ語のいずれかの訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※1	3 箇 月	2 箇 月	6 箇 月

※1 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

VI 中央当局の名称及び所在地並びに地域ごとに必要とされる訳文の言語 ※2	
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Appenzell A. Rh. Postfach 162, 9043 Trogen Schweiz (Appenzell Ausserrhoden) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Appenzell I. Rh. Unteres Ziel 20, 9050 Appenzell Schweiz (Appenzell Innerrhoden) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Gerichte Kanton Aargau Generalsekretariat Obere Vorstadt 40, 5000 Aarau Schweiz (Aargau) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Basel-Landschaft Gerichtsverwaltung Bahnhofplatz16, Postfach 635, 4410 Liestal Schweiz (Basel-Landschaft) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Appellationsgericht Basel-Stadt Bäumleingasse 1, 4051 Basel Schweiz (Basel-Stadt) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Bern, Zivilabteilung Cour suprême Berne, Section civile Hochschulstrasse 17, 3001 Bern Schweiz (Bern) ドイツ語又はフランス語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunal cantonal Fribourg Rue des Augustins 3 Case postale 1654, 1701 Fribourg Suisse (Fribourg) フランス語又はドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunal civil - Tribunal de première instance Place du Bourg-de-Four 1 Case postale 3736 1211 Genève 3 Suisse (Genève) フランス語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Glarus Spielhof 6 8750 Glarus Schweiz (Glarus) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Graubünden Poststrasse 14, Postfach 370, 7001 Chur Schweiz (Graubünden) ドイツ語又はイタリア語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunal de première instance Juge civil-e, Le Château Case postale 86, 2900 Porrentruy 2 Suisse (Jura) フランス語

名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Luzern Hirschengraben 16, Postfach 3569 6002 Luzern Schweiz (Luzern) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Secrétariat général du Pouvoir judiciaire Rue du Château 12, 2001 Neuchâtel Suisse (Neuchâtel) フランス語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Nidwalden Rathausplatz 1, 6371 Stans Schweiz (Nidwalden) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Obwalden Poststrasse 6, Postfach 1260, 6061 Sarnen Schweiz (Obwalden) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht St. Gallen Klosterhof 1, 9001 St. Gallen Schweiz (St. Gallen) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Schaffhausen Frauengasse 17, 8200 Schaffhausen Schweiz (Schaffhausen) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Schwyz Kollegiumstrasse 28, Postfach 2265, 6431 Schwyz Schweiz (Schwyz) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Solothurn Zivilkammer, Amtshaus 1, Postfach 157, 4502 Solothurn Schweiz (Solothurn) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunale di appello, Rogatorie internazionali Via Pretorio 16, 6901 Lugano Svizzera (Ticino) イタリア語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Thurgau Promenadenstrasse 12A, 8500 Frauenfeld Schweiz (Thurgau) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Uri Rathausplatz 2, Postfach 6460 Altdorf UR 1 Schweiz (Uri) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunal cantonal Valais / Kantonsgericht Wallis, Palais de Justice/ Justizgebäude 1950 Sion 2 Suisse (Valais) フランス語又はドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunal cantonal Vaud, Division Entraide judiciaire Palais de justice de l'Hermitage Route du Signal 8, 1014 Lausanne ADM cant VD Suisse (Vaud) フランス語

名 所 言	称 在 地 語	Obergericht Zug Rechtshilfe Kirchenstrasse 6 Postfach 760, 6301 Zug Schweiz (Zug) ドイツ語
名 所 言	称 在 地 語	Obergericht des Kantons Zürich, Internationale Rechtshilfe Hirschengraben 13/15, Postfach 8021 Zürich Schweiz (Zürich) ドイツ語

※2 スイス連邦の中央当局は州ごとに異なります。嘱託に際しては、() 内に表示した州名を参考に送達地がどの州に属するかを調査した上で、嘱託すべき中央当局を特定してください。なお、() 部分は嘱託書に記載する必要はありません。

スーダン共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添 付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	先例なし		先例なし

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

スウェーデン王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、スウェーデン語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (スウェーデン語、デンマーク語又はノルウェー語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてースウェーデン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スウェーデン語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	3 箇月	3 箇月	先例なし
VI 中央当局	名 称 County Administrative Board of Stockholm The central authority for international service of documents 所在地 Box 22067 SE-104 22 STOCKHOLM Sweden		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ス ペ イ ン

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか らず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれ がある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて ー大使、総領事の管轄 区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スペ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてース 페인語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	1 2 箇 月	先例なし
VI 大使、総領 事の管轄区域	在スペイン日本国大 使 在バルセロナ日本国 総領事	在バルセロナ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地 域 バルセロナ県、ヘロナ(ヘローナ、ジローナ、Gerona及び Girona) 県、レリダ県、タラゴナ県、カステリヨン県、バ レンシア県、アリカンテ県、バレアレス県	
VII 中央当局	名 称 Subdirección General de Cooperación Jurídica Internacional Ministerio de Justicia 所在地 c/San Bernardo N°62, 28071 MADRID, Spain		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しました。実際には、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が生じることがあります。

ス リ ナ ム 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、オランダ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (オランダ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーオランダ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (オランダ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

スリランカ民主社会主義共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、シンハラ語、タミル語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (シンハラ語、タミル語又は受送達者が解する言語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーシンハラ語又はタミル語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (シンハラ語又はタミル語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	1 2 箇 月	9 箇 月
VI 中央当局	名 称 Secretary to the Ministry of Justice 所在地 Secretary Ministry of Justice Hulftsdorp COLOMBO 12 Sri Lanka		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

スロバキア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共同取決めはないが、送達の共同が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、スロバキア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (スロバキア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてースロバキア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スロバキア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministerstvo spravodlivosti Slovenskej republiky (Ministry of Justice of the Slovak Republic) 所在地 Department of Private and Procedural International Law Ministry of Justice Zupné námestie 13 813 11 BRATISLAVA, Slovak Republic		

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

スロベニア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, スロベニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (スロベニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてースロベニア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スロベニア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	5 箇月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Ministry of Justice of the Republic of Slovenia 所在地 Županciceva 3, 1000 Ljubljana, Slovenia		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

セ ー シ ョ ン 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, 英語, フランス語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語又はフランス語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー英語又はフランス語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書(英語又はフランス語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Registrar of the Supreme Court 所在地 PO Box 157, Victoria, Republic of Seychelles		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

セ ル ビ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 ※1 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, セルビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (セルビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーセルビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (セルビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※2	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice and Public Administration of the Republic of Serbia Department for International Legal Assistance in Civil Matters 所在地 Nemanjina 22/26 11000 Belgrade Republic of Serbia		

※1 現在とり得る方法であるか疑義があるため, 管轄裁判所送達の必要が生じた場合は, 最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係まで必ず照会してください。

※2 「V 期間」欄には, 過去の例(モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロにおいて実施したものを含む。)において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

セントビンセント及びグレナディーン諸島

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (在トリニダード・ト バゴ日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	
IV 費 用	不 要	原則として不要	
V 期 間※	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 Registrar of the High Court of Justice 所在地 High Court:Ms Colleen Mc Donald Registrar High Court, KINGSTOWN St. Vincent and the Grenadines		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦

カザフスタン共和国、グルジア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
	領事送達 (民訴条約6条1項3号、 2項)	外交上の経路による送達 (民訴条約1条3項)	管轄裁判所送達 (事例)条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るも の)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解 さない場合は、ロシア 語又は受送達者が解す る言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通	1 囑託書 (管轄裁判所あてーロ シア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし

(注) これらの国が、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の条約関係を承継するか否かについては、未確定の状態です。

送達の必要性が出てきた場合には、最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係まで必ず照会してください。

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

タ イ 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて ー大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、タイ 語又は受送達者が解す る言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてータ イ語の訳文添付) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (タイ語の訳文添付) 2 通 ※ 1
IV 費 用	不 要		必 要 ※ 2
V 期 間※ 3	3 箇 月		6 箇 月
VI 大使、総領 事の管轄区域	在タイ日本国大使	在チェンマイ日本国総領事の管轄に属する地域を除く 地域	
	在チェンマイ日本国総 領事	チェンマイ県、ランパーン県、ランブーン県、チェン ライ県、パヤオ県、メーホンソーン県、ナーン県、ブ レー県、ウタラディット県	

※ 1 管轄裁判所送達に際し、囑託書及び送達文書については同じものを2通用意してください
(タイ王国側の要請)。

※ 2 タイへの管轄裁判所送達においては、翻訳証明費用と送達実施費用とが別々に請求されま
す。費用の振込みに当たっては、相手方口座への入金額に不足が生じないよう配慮してくだ
さい。

※ 3 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所
が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一
ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

大 韓 民 国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで嘱託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて ー大使, 総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, 韓国 語又は受送達者が解す る言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (韓国語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー韓 国語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (韓国語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	2 箇 月	4 箇 月	6 箇 月
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在大韓民国日本国大使	在釜山及び在済州の各日本国総領事の管轄に属する地 域を除く地域	
	在釜山日本国総領事	釜山広域市, 蔚山広域市, 大邱広域市, 慶尚北道, 慶尚 南道	
	在済州日本国総領事	済州道	
VII 中央当局	名 称 National Court Administration Attn:Director of International Affairs 所在地 Seocho-daero 219, Seocho-gu SEOUL 06590 Republic of Korea		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

タンザニア連合共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠			管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等			1 嘱託書※1 (管轄裁判所あてース ワヒリ語又は英語の訳 文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スワヒリ語又は英語 の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用			必 要
V 期 間※2			先例なし

※1 嘱託書の受送達者の宛先は、現住所を記載する必要がある、単に私書箱を記載するだけでは足りません。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

チ　ェ　コ　共　和　国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが, 送達の共 助が行われたもの (行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, チェ コ語又は受送達者が解 する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (チェコ語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーチ ェコ語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (チェコ語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	3 箇 月	3 箇 月	3 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of the Czech Republic 所在地 Vyšehradská 16, 128 10 Praha 2, Czech Republic		

※ 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託片に送達結果を通知するまでの平均所要期間 (ただし, B ルー トについては, 平成 28 年度に囑託した例 (1 件) の所要期間) を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルー トで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

中華人民共和国（香港，マカオを除く。）

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト	外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて ー大使, 総領事の管轄 区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解 さない場合は, 中国語又 は受送達者が解する言語 の訳文添付) 1 通	1 要請書 ※ 1 (中央当局の名称及び 所在地については VII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 ※ 1 (中国語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー中国 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (中国語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※ 2	3 箇 月	1 1 箇 月	4 箇 月
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在中華人民共和國日 本国大使	在青島, 在広州, 在上海, 在重慶, 在瀋陽及び在香港の各 日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在青島日本国総領事	山東省	
	在広州日本国総領事	広東省, 海南省, 福建省, 広西壮族自治区	
	在上海日本国総領事	上海市, 江蘇省, 浙江省, 安徽省, 江西省	
	在重慶日本国総領事	重慶市, 四川省, 貴州省, 雲南省	
	在瀋陽日本国総領事	黒龍江省, 吉林省, 遼寧省	

Ⅶ 中央当局	名 称 Ministry of Justice Department of Judicial Assistance and Cooperation Division of Judicial Assistance 所在地 International Legal Cooperation Center (ILCC) Ministry of Justice of China 33, Pinganli Xidajie Xicheng District BEIJING 100035 People's Republic of China
--------	--

※ 1 要請書、送達すべき文書及び訳文の中で、「香港」「マカオ」「台湾」という単語が「中華人民共和国」という単語と離れて単独で使用されている場合、要請を拒否される事案が発生しておりますので、ご注意ください。

【記載例（香港の場合）】

原文：中華人民共和国（香港） 英文：Hong Kong, China

※ 2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

中 華 人 民 共 和 国（香港）

	A ルー ト		B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)		中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト		外国人に対する場合又は Aルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (総領事の管轄区域に についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, 中国 語, 英語又は受送達者 が解する言語の訳文添 付) 1 通		1 要請書 ※ 1 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 ※ 1 (中国語又は英語の訳 文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて一中国 語又は英語の訳文添 付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (中国語又は英語の訳 文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		原則として不要	必 要
V 期 間※ 2	3 箇 月		5 箇 月	先例なし
VI 総領事の管 轄区域	在香港日本国総領事	香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に 属する地域		
VII 中央当局 (指定当局, 送達条約 1 8 条 1 項)	名 称 Chief Secretary for Administration Hong Kong Special Administrative Region Government 所在地 Room 321,3/F, East Wing, Central Government Offices 2 Tim Mei Avenue Admiralty Hong Kong, China			

※1 要請書，送達すべき文書及び訳文の中で，「香港」「マカオ」「台湾」という単語が「中華人民共和国」という単語と離れて単独で使用されている場合，要請を拒否される事案が発生しておりますので，ご注意ください。

【記載例（香港の場合）】

原文：中華人民共和国（香港） 英文：Hong Kong, China

※2 「V 期間」欄には，過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが，同一国に対し，同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

中 華 人 民 共 和 国（マカオ）

	A ルー ト		B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項、2 項)		中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト		外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (総領事あてー総領事 の管轄区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、中国 語、ポルトガル語又は 受送達者が解する言語 の訳文添付) 1 通		1 要請書 ※ 1 (中央当局の名称及び 所在地についてはⅦ) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 ※ 1 (中国語又はポルトガ ル語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー中 国語又はポルトガル語 の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (中国語又はポルトガ ル語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		原則として不要	必 要
V 期 間※ 2	3 箇 月		先例なし	先例なし
VI 総領事の管 轄区域	在香港日本国総領事	香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に 属する地域		
VII 中央当局 (指定当局、 送達条約 1 8 条 1 項)	名 称 the Procuratorate of the Macao Special Administrative Region. 所在地 7th Floor Dynasty Plaza Building Alameda Dr. Carlos D'Assumpcao NAPE, Macao			

- ※１ 要請書，送達すべき文書及び訳文の中で，「香港」「マカオ」「台湾」という単語が「中華人民共和国」という単語と離れて単独で使用されている場合，要請を拒否される事案が発生しておりますので，ご注意ください。

【記載例（香港の場合）】

原文：中華人民共和国（香港） 英文：Hong Kong, China

- ※２ 「V 期間」欄には，過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが，同一国に対し，同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

チ リ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて一送達すべき文書に訳文が付いているときは、庁印の押 捺が必要) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付。 庁印の押捺が必要) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		1 1 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

デンマーク王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、デンマーク語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (デンマーク語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーデンマーク語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (デンマーク語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	3 箇 月	5 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice, Civil Law Division 所在地 Ministry of Justice, Procedural Law Division Slotsholmsgade 10, 1216 COPENHAGEN K, Denmark		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ド イ ツ 連 邦 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あてー大使, 総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ドイツ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてードイツ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※1	3 箇 月	4 箇 月	8 箇 月
VI 大使, 総領事の管轄区域	在ドイツ日本国大使	ベルリン市, ブランデンブルク州, メクレンブルク・フォアポンメルン州, ザクセン州, ザクセン・アンハルト州, テューリンゲン州	
	在デュッセルドルフ日本国総領事	ノルトライン・ヴェストファーレン州	
	在ハンブルク日本国総領事	ハンブルク市, プレーメン市, シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州, ニーダーザクセン州	
	在フランクフルト日本国総領事	ヘッセン州, ラインラント・プファルツ州, ザールラント州	
	在ミュンヘン日本国総領事	バイエルン州, バーデン・ヴュルテンベルク州	

※1 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

Ⅶ 中央当局の名称及び所在地 ※2	
名 称 所 在 地	Präsident des Amtsgerichts Freiburg Holzmarkt 2, 79098 FREIBURG Bundesrepublik Deutschland (Baden-Württemberg)
名 称 所 在 地	Präsidentin des Oberlandesgerichts München Prielmayerstrasse 5 80097 München Bundesrepublik Deutschland (Bayern)
名 称 所 在 地	Senatsverwaltung für Justiz und Verbraucherschutz Salzburger Strasse 21-25, 10825 Berlin Bundesrepublik Deutschland (Berlin)
名 称 所 在 地	Der Präsident des Landgerichts Domsheide 16, 28195 Bremen Bundesrepublik Deutschland (Bremen)
名 称 所 在 地	Präsident des Amtsgerichts Hamburg Sievekingplatz 1, 20355 Hamburg Bundesrepublik Deutschland (Hamburg)
名 称 所 在 地	Der Präsident des Oberlandesgerichts Frankfurt am Main Zeil 42, Postfach 10 01 01, 60313 Frankfurt am Main Bundesrepublik Deutschland (Hessen)
名 称 所 在 地	Niedersächsisches Justizministerium Am Waterlooplatz 1, 30169 Hannover Bundesrepublik Deutschland (Niedersachsen)
名 称 所 在 地	Die Präsidentin des Oberlandesgerichts Düsseldorf Cecilienallee 3, 40474 Düsseldorf Bundesrepublik Deutschland (Nordrhein-Westfalen)
名 称 所 在 地	Ministerium der Justiz und für Verbraucherschutz des Landes Rheinland-Pfalz Diether-von-Isenburg-Str. 1, D-55116 Mainz Bundesrepublik Deutschland (Rheinland-Pfalz)

名 称 所 在 地	Ministerium der Justiz Zähringerstr. 12, D-66119 Saarbrücken Bundesrepublik Deutschland (Saarland)
名 称 所 在 地	Ministerium für Justiz, Kultur und Europa des Landes Schleswig-Holstein Lorentzendam 35, 24103 Kiel Bundesrepublik Deutschland (Schleswig-Holstein)
名 称 所 在 地	Ministerium der Justiz des Landes Brandenburg Heinrich-Mann-Allee 107, 14460 Potsdam Bundesrepublik Deutschland (Brandenburg)
名 称 所 在 地	Justizministerium Mecklenburg-Vorpommern 19048 Schwerin Puschkinstrasse 19-21 19055 Schwerin Bundesrepublik Deutschland (Mecklenburg-Vorpommern)
名 称 所 在 地	Präsident des Oberlandesgerichts Dresden Schlossplatz 1, 01067 Dresden Bundesrepublik Deutschland (Sachsen)
名 称 所 在 地	Ministerium für Justiz und Gleichstellung des Landes Sachsen-Anhalt Hegelstr. 40-42, 39104 Magdeburg Bundesrepublik Deutschland (Sachsen-Anhalt)
名 称 所 在 地	Thüringer Justizministerium Werner-Seelenbinder-Strasse 5, 99096 Erfurt Bundesrepublik Deutschland (Thüringen)

※2 ドイツ連邦共和国の中央当局は州ごとに異なります。嘱託に際しては、() 内に表示した州名を参考に、送達地がどの州に属するかを調査した上で、嘱託すべき中央当局を特定してください。なお、この() 内部分は、嘱託書に記載する必要はありません。

ドミニカ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、スペイン語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あて—スペイン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ト ル コ 共 和 国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト	外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄 区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、トル コ語又は受送達者が解 する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (トルコ語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー ト ルコ語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (トルコ語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	6 箇 月	4 箇 月
VI 大使、総領 事の管轄区域	在トルコ日本国大使	在イスタンブール日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在イスタンブール日 本国総領事	アイドゥン県、バルケシル県、ビレジック県、ブルサ県、 チャナッカレ県、デニズリ県、エディルネ県、イスタンブ ール県、イズミル県、クルクラーレリ県、コジャエリ県、 キュタヒア県、マニサ県、ムーラ県、サカリヤ県、デキル ダー県、ウシャク県、ヤロヴァ県	
VII 中央当局	名 称 Ministry of Justice General Directorate of International Law and Foreign Relations 所在地 Adalet Bakanlığı Ek Binası Namık Kemal Mah. Milli Müdafaa Caddesi No:22 Çankaya / ANKARA Turkey		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間（ただし、Bルートについては、平成28年度に嘱託した例（1件）の所要期間）を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

トンガ王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず本ルート		
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (在フィジー諸島共和 国日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		
IV 費用	不 要		
V 期 間※	先例なし		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ナイジェリア連邦共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	6 箇 月		8 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ニカラグア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、スペイン語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あて—スペイン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期間※	4 箇 月		17 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ニュージーランド

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト		外国人に対する場合又は Aルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あて一英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		9 箇 月
VI 大使、総領 事の管轄区域	在ニューージーランド 日本国大使 在オークランド日本 国総領事	在オークランド日本国総領事の管轄に属する地域を除く 地域 北島のワイトモ、ルアペフ、タウポ、ワカタネ及びオポ ティキの各地区以北の地域	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ネパール連邦民主共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ネパール語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーネパール語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ネパール語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期間 ※	4 箇 月		先例なし

(注) ネパール王国当時は領事送達が行われた事例もありましたが、その後、ネパール王国政府よりいずれの方法によっても送達はできない旨の回答があったため、裁判文書を送達する方法はありませんでした。ネパール連邦民主共和国への国名変更後、送達実施が可能であるかどうかの確認は取れていませんので、同国への送達を実施する際は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係までお問い合わせください。

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ノ ル ウ ェ ー 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルーートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共同取決めはないが, 送達の共同が行われたもの(行われ得るもの)
II ルーートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ノルウェー語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ノルウェー語, デンマーク語又はスウェーデン語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーノルウェー語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ノルウェー語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	4 箇 月	5 箇 月
VI 中央当局	名 称 The Royal Ministry of Justice and Public Security Department of Civil Affairs 所在地 P.O. Box 8005 Dep 0030 OSLO Norway		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルート

で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

パキスタン・イスラム共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが, 送達の共 助が行われたもの (行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト	外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて ー大使, 総領事の管轄 区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, ウル ドゥー語, 英語又は受 送達者が解する言語の いずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ウルドゥー語又は英 語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーウ ルドゥー語又は英語の 訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ウルドゥー語又は英 語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	8 箇 月	6 箇 月
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在パキスタン日本国 大使 在カラチ日本国総領 事	在カラチ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域 パロチスタン州, シンド州	
VII 中央当局	名 称 所在地	The Solicitor, Ministry of Law and Justice R Block, Pak. Sectt. Islamabad Pakistan	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

バチカン市国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号, 2項)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、イタリア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 囑託書 (管轄裁判所あてーイタリア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間 ※	先例なし	先例なし	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

パ ナ マ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スベ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添 付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付。 庁印の押なつが必要) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部 ※ 1
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※ 2	6 箇 月		1 2 箇 月

※ 1 (1) ①囑託書(庁印を押してください。), ②囑託書の訳文, ③送達すべき文書, ④送達すべき文書の訳文の順で, 1 セットを作成します。

(2) 写しについても, ①から④と同じ順で1セット作成します。

(3) 以上の2セットを「一体」として綴じ, すべての文書について契印(書記官の職印で可)をしてください。

契印機によるときには, 2セットすべてについて一貫して, 一つの穴を空けること(外務省による認証が必要になるため。)

※ 2 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

バ ハ マ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	必 要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Office of the Attorney General 所在地 Post Office Building, East Hill Street, P.O.Box N-3007 NASSAU, Bahamas		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

パプアニューギニア独立国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語、ピジン語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英語又はピジン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語又はピジン語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	2 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの所要期間(Aルートについて、平成27年度に囑託した例(1件)の所要期間)を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

パ ラ オ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート		
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解 さない場合は、英語又は受 送達者が解する 言語の 訳文添付) 1通		
IV 費 用	不 要		
V 期 間※	3箇月		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

パ ラ グ ア イ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		1 0 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

バ ル バ ド ス

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場 合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	必 要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Registrar of the Supreme Court of Barbados Registration Department 所在地 Coleridge Street, Bridgetown, Barbados, W.I.		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ハンガリー

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ハンガリー語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ハンガリー語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーハンガリー語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ハンガリー語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	3 箇月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Public Administration and Justice Department of Justice Cooperation and Private International Law 所在地 P. O. Box 2, 1357 Budapest Kossuth tér 2-4. 1055 BUDAPEST, Hungary		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

バングラデシュ人民共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	2 箇 月		6 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間(ただし、A ルートについては、平成27年度に囑託した例(1件)の所要期間)を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

フ ィ ジ ー 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、フィジー語、ヒンディー語、英語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーフィジー語、ヒンディー語又は英語のいずれかの訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フィジー語、ヒンディー語又は英語のいずれかの訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		2 3 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

フィリピン共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共同取決めはないが、送達の共同が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共同取決めはないが、送達の共同が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 ※1 (大使又は総領事あてー大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語、スペイン語、タガログ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通		1 囑託書 ※1 (管轄裁判所あてー英語、スペイン語又はタガログ語のいずれかの訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語、スペイン語又はタガログ語のいずれかの訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※2	2 箇 月		8 箇 月
VI 大使、総領事の管轄区域	在フィリピン日本国大使	在ダバオ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	

	在ダバオ日本国総領事	北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サラングニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州、タウィタウィ州
--	------------	---

※1 嘱託書には、可能な限り、受送達者の電話番号を記載してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

フィンランド共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、フィンランド語、スウェーデン語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (フィンランド語又はスウェーデン語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーフィンランド語又はスウェーデン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (フィンランド語又はスウェーデン語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	2 箇月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice 所在地 P.O. Box 25 FIN-00023 Government Finland		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの所要期間（A ルートについて、平成 26 年度に嘱託した例（1 件）の所要期間）を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ブラジル連邦共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あてー大使, 総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ポルトガル語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ポルトガル語の訳文添付) 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 ※1 (管轄裁判所あて) 1通 写し 4部 2 送達すべき文書 1通 写し 3部 (注) 1及び2の写しのうち, 各1部はブラジル連邦共和国の公証翻訳人用であるから, 固有名詞(地名・人名等)にはひら仮名で振り仮名を付ける。
IV 費用	不要	原則不要	必要 ※3
V 期間 ※2	先例なし	先例なし	16箇月
VI 大使, 総領事の管轄区域	在ブラジル日本国大使	連邦区, ゴイアス州, トカンチンス州, パラー州, マラニョン州, ピアウイ州, アマパー州	

	在サンパウロ日本国総領事	サンパウロ州、マット・グロッソ州、マット・グロッソ・ド・スール州、ミナス・ジェライス州中アラグアリ、カンピーナ・ベルデ、カンボ・フロリード、コンセイソン・ダス・アラゴアス、コンキスタ、エストレーラ・ド・スール、フルタール、インディアノポリス、イッイウターパ、ノバ・ポンテ、プラタ、トリバテー、ツパシグァラー、ウベラーベ、ウベルランディア及びウエリッシモの各行政区
	在リオデジャネイロ日本国総領事	リオ・デ・ジャネイロ州、エスピリト・サント州、ミナス・ジェライス州中在サンパウロ日本国総領事の管轄に属さない地域
	在マナウス日本国総領事	アマゾナス州、ロンドニア州、ロライマ州、アクレ州
	在クリチバ日本国総領事	パラナ州、サンタ・カタリーナ州、リオ・グランデ・ド・スール州
	在レシフェ日本国総領事	セアラ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、パライバ州、ペルナンブコ州、アラゴアス州、セルジッペ州、バイア州
VII 中央当局	名 称 Department of Assets Recovery and International Legal Cooperation Ministry of Justice and Public Security 所在地 SCN Quadra 06,Bloco A,2º andar-Shopping ID Brasília/DF,Brazil CEP:70716-900	

※1 管轄裁判所送達の嘱託書には、可能な限り、受送達者の生年月日及び両親の氏名を記載してください。

なお、送達すべき文書に訴状が含まれない場合には、事案の概要を記載していただく必要がありますので、嘱託の際は、事前に最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しました。実際には、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が生じることがあります。

※3 翻訳後、外務省から公証翻訳人の翻訳料が請求がされるので、その相当額を予納して支払う必要があります。予納させる額は、日本語の枚数1枚につきアメリカ合衆国通貨30ドルとして計算した翻訳料見込額に送金手数料相当額を加算した額です。

フ ラ ン ス 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて一大使, 総領事の管轄区域はVII) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, フランス語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーフランス語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	3 箇 月	10 箇 月	6 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministère de la Justice, Direction des Affaires civiles et du Sceau Bureau du droit de l'Union, du droit international privé et de l'entraide civile(BDIP) 所在地 13, Place Vendôme, 75042 Paris Cedex 01, France		

VII 大使、総領事の管轄区域	
在フランス日本国大使	在マルセイユ及び在ストラスブールの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域
在マルセイユ日本国総領事	プロヴァンス・アルプ・コートダジュール地域圏、オーヴェルニュ地域圏、コルス地域圏、ラングドック・ルシヨン地域圏、ミディ・ピレネー地域圏、ローヌ・アルプ地域圏
在ストラスブール日本国総領事	アルザス地域圏、フランシュ・コンテ地域圏、ロレーヌ地域圏、シャンパーニュ・アルデンヌ地域圏中オート・マルヌ県

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ブルガリア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ブルガリア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ブルガリア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名称 Ministry of Justice and European Legal Integration 所在地 1, Slavyanska str. 1040 SOFIA, Bulgaria		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ブルネイ・ダルサラーム国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠			管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルー ト
III 作成すべき 文書等			1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用			必 要 ※1
V 期 間※2			11 箇 月

※1 過去において、送達結果が到着してから約4箇月後に送達実施費用の請求があった事例があります。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルー トで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ベトナム社会主義共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト	外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使, 総領事の管轄 区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, ベト ナム語又は受送達者が 解する言語の訳文添 付) 1 通	1 要請書 ※ 1 (中央当局の名称及び 所在地については VII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ベトナム語の訳文添 付) ※ 2 ※ 3 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	
IV 費 用	不 要	原則として不要 ※ 4	
V 期 間 ※ 5	3 箇 月	先例なし	
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在ベトナム日本国大使	ベトナム (ホーチミン市を除く。)	
	在ホーチミン日本国総領 事	ホーチミン市	

VII 中央当局	名 称 Ministry of Justice of the Socialist Republic of Viet Nam 所在地 Ministry of Justice Attn:International Law Department 60 Tran Phu street Ba Dinh district Ha Noi city Viet Nam
----------	--

- ※1 要請書及び文書の要領の記載欄（不動文字以外）は、ベトナム語で記載してください。
- ※2 ベトナム社会主義共和国は、送達の円滑な囑託のため、送達すべき文書の訳文に、公証役場の宣誓認証（公証人法58条の2）に認証文の英語訳を付したものを添付するよう求めています。
- ※3 任意交付による場合についても、同様の訳文等を要求される可能性があります。
- ※4 囑託の過程で送達実施前に費用を請求されることがあります。
- ※5 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ベネズエラ・ボリバル共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, スペイン語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてース페인語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministerio del Poder Popular Para Relaciones Exteriores (Ministry of Popular Power for Foreign Affairs) 所在地 Ministerio del Poder Popular para Relaciones Exteriores Oficina de Relaciones Consulares (Ministry of People's Power of Foreign Affairs Office of Consular Affairs) Avenida Urdaneta, Esquina Carmelitas a Puente Llaguno Piso 1 del Edificio Anexo a la Torre MRE Caracas,1010, República Bolivariana de Venezuela		

※「Ⅴ 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの所要期間（Ａルートについて、平成２８年度に嘱託した例（１件）の所要期間）を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ベラルーシ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか らず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について受送達者が受 領を拒絶するおそれがあ る場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ベラ ルーシ語又は受送達者 が解する言語の訳文添 付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ベラルーシ語の訳文 添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーベ ラルーシ語の訳文添 付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ベラルーシ語の訳文 添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of the Republic of Belarus 所在地 ul. Kollektornaya, 10 220048 Minsk, Belarus		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ベ リ ー ス

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (在ジャマイカ日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (法務大臣あてー英語の訳文添付) 1 通 写し 3 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 2 部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	1 2 箇 月
VI 中央当局	名 称 the Registrar of the Supreme Court of Belize at the Ministry of Justice 所在地 the Registrar of the Supreme Court of Belize #1 Treasure Lane, Belize City		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ペ ル ー 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ 得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語のいずれか の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部 ※ 1
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※ 2	4 箇 月		1 3 箇 月

※ 1 囑託書及び送達すべき文書を通した通し丁数を、右上余白部分に算用数字で付す必要が
あります。

※ 2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所
が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一
ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ベ ル ギ ー 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, フランス語, フラマン語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (※1) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーフランス語又はフラマン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フランス語又はフラマン語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	必 要	必 要
V 期 間 ※2	4 箇 月	5 箇 月	7 箇 月
VI 中央当局	名 称 Service Public Fédéral de la Justice Service d'entraide internationale en matière civile 所在地 Boulevard de Waterloo, 115 1000 BRUXELLES Belgique		

※1 事前に最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

※2 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託

庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ボスニア・ヘルツェゴビナ

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ボスニア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ボスニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーボスニア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ボスニア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名称 the Ministry of Justice of the Republic of Bosnia and Herzegovina 所在地 Trg Bosne i Hercegovine 1 71000 SARAJEVO Bosnia and Herzegovina		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルート

で囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ボツワナ共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Minister of State in the Office of the President of the Republic of Botswana 所在地 Private Bag 1, Gaborone, Botswana		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ポ ー ラ ン ド 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する 事件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語 を解さない場合は、 ポーランド語又は受 送達者が解する言語 の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ポーランド語の訳文 添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーポー ランド語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ポーランド語の訳文 添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	3 箇 月	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice (Ministerstwo Sprawiedliwości) Departament Współpracy Międzynarodowej i Praw Człowieka 所在地 Al.Ujazdowskie 11,00-950 Warsaw P.O.Box 33 Poland		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ボ リ ビ ア 多 民 族 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部 ※ 1
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※ 2	3 箇 月		1 4 箇 月

※ 1 外務省による公印確認(費用は不要)及び在日ボリビア多民族国大使館による領事認証(費用が必要)が必要ですので、事前に最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

※ 2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間(ただし、Aルートについては、平成27年度に囑託した例(1件)の所要期間)を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ポ ル ト ガ ル 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ポルトガル語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ポルトガル語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーポルトガル語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ポルトガル語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	先例なし	9 箇 月
VI 中央当局	名 称 Direcção-Geral da Administração da Justiça - Ministério da Justiça (Directorate-General of Justice Administration - Ministry of Justice) 所在地 Av. D. João II, n.º 1.08.01 Edifício H 1990-097 Lisbon, Portugal		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑

託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しました。実際には、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ホンジュラス共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かに関わ らず本ルート
III 作成すべき 文書等			1 嘱託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費用			原則として必要
V 期間 ※			先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在オーストリア共和国日本国大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, マケドニア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (マケドニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーマケドニア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (マケドニア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	6 箇月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名称 Ministry of Justice 所在地 Dimitrie Cupovski no. 9 1000 Skopje		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

マ ー シ ャ ル 諸 島 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又はA ルートで囑託すると受送達 者が受領を拒絶するおそれ がある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		原則として必要
V 期 間※	3 箇 月		6 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

マ ラ ウ イ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか らず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれ がある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (在ザンビア共和国日 本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語のいずれかの訳文 添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Registrar of the High Court of Malawi 所在地 P. O. Box 30244, Blantyre 3, Malawi		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

マ ル タ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在イタリア日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, マルタ語, 英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (マルタ語又は英語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費 用	不 要	原則として不要	
V 期 間※	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 Attorney General Office 所在地 The Palace Valletta Malta		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

マ レ ー シ ア

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて一大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、マレー語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーマレー語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (マレー語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	3 箇 月		10 箇 月
VI 大使、総領事の管轄区域	在マレーシア日本国大使	マレーシア(在ペナン日本国総領事の管轄地域を除く。)	
	在ペナン日本国総領事	ペナン州、ケダ州、ペルリス州、ペラ州、クランタン州、トレンガヌ州	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間(ただし、Cルートについては、平成28年度に囑託した例(1件)の所要期間)を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ミクロネシア連邦

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間 互助決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		原則として必要
V 期 間※	4 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

南アフリカ共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト		外国人に対する場合又は Aルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あて一英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	2 箇 月		2 8 箇 月

※「Ⅴ 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの所要期間（Ａルートについては平成２６年度に、Ｃルートについては平成２８年度に、それぞれ嘱託した例（各１件）の所要期間）を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ミャンマー連邦共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ビルマ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてービルマ語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ビルマ語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	3 箇 月		7 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

メ キ シ コ 合 衆 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あてー大使又は総領事の管轄区域はVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, スペイン語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 ※1 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてースペイン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※2	4 箇 月	先例なし	9 箇 月
VI 大使, 総領事の管轄区域	在メキシコ日本国大使	メキシコ(在レオン総領事の管轄に属する地域を除く)	
	在レオン日本国総領事	アグアスカリエンテス州, グアナファト州, ケタロ州, サカテカス州, サン・ルイス・ポトシ州, ハリスコ州	

Ⅶ 中央当局	名 称 General Direction of Legal Affairs Ministry of Foreign Affairs 所在地 Ministry of Foreign Affairs Directorate-General of Legal Affairs Plaza Juárez No. 20, Planta Baja, Edificio Tlatelolco Colonia Centro, delegación Cuauhtémoc, C.P. 06010 Mexico, Distrito Federal
--------	--

- ※1 メキシコ合衆国については、要請書、証明書及び文書の要領（以下、「要請書等」という。）に英語又はフランス語のほか、スペイン語の記載が必要です。最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係で、要請書等のひな形を用意してありますので、必要な場合はお問い合わせください。
- ※2 「Ⅴ 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

モナコ公国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在フランス共和国日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, フランス語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費用	不 要	原則として不要	
V 期 間※	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 Direction des Services judiciaires 所在地 Palais de Justice 5, rue Colonel Bellando de Castro MC - 98000 MONACO		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

モ ル ド バ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在ウクライナ大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ルーマニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ルーマニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて—ルーマニア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ルーマニア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of the Republic of Moldova 所在地 82, 31 August 1989 str. MD-2012 Chisinau Republic of Moldova		

※ 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

モ ロ ッ コ 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アラビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministère de la Justice 所在地 Place de la Mamounia 10000 RABAT, Maroc		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

モ ン ゴ ル 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、モンゴル語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (モンゴル語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーモンゴル語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (モンゴル語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	先例なし	先例なし

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

モ ン テ ネ グ ロ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 ※1 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, モンテネグロ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (モンテネグロ語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーモンテネグロ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (モンテネグロ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※2	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of the Republic of Montenegro 所在地 Vuka Karadžica br.3 81 000 Podgorica		

※1 現在とり得る方法であるか疑義があるため, 管轄裁判所送達の必要が生じた場合は, 最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係まで必ず照会してください。

※2 「V 期間」欄には, 過去の例(モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロにおいて実施したものを含む。)において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ヨルダン・ハシェミット王国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	先例なし		5 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ラ ト ビ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ラトビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ラトビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーラトビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ラトビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice 所在地 Brivibas blvd. 36, Riga, LV-1536, Latvia		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

リ ト ア ニ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事件 以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, リト アニア語又は受送達者 が解する言語の訳文添 付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し1部 2 送達すべき文書 (リトアニア語の訳文 添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー英語 の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice 所在地 Gedimino Ave. 30 LT-01104		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

リ ヒ テ ン シ ュ タ イ ン 公 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所送達 (条約又は二国間共助取 決めはないが、送達の共 助が行われ得るもの)
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等			1 嘱託書 (管轄裁判所あてード イツ語の訳文添付) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) 2通 写し 1部
IV 費 用			原則として必要
V 期 間※			3 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

リ ビ ア

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あて－英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	先例なし		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

リ ベ リ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あて—英語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	先例なし		7 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ル ク セ ン ブ ル ク 大 公 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, フランス語, ドイツ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (フランス語又はドイツ語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーフランス語又はドイツ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フランス語又はドイツ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	必 要	必 要
V 期 間 ※	3 箇 月	3 箇 月	先例なし
VI 中央当局	名 称 Le Procureur général d'Etat 所在地 Cité judiciaire Plateau du St-Esprit L-2080 Luxembourg		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑

託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ル　ー　マ　ニ　ア

	A ルー　ト	B ルー　ト	C ルー　ト
I ルー　トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが, 送達の共 助が行われたもの (行われ得 るもの)
II ルー　トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, ルー マニア語又は受送達者 が解する言語の訳文添 付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ルーマニア語の訳文 添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー ルーマニア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ルーマニア語の訳文 添付) 1 通 写し 1 部
IV 費　用	不　要	原則として不要	必　要
V 期　間 ※	7 箇 月	先例なし	7 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice Department of International Law and Treaties Unit of judicial co-operation in civil and commercial matters 所在地 Strada Apollodor 17 Sector 5 BUCURESTI, Cod 050741 Romania		

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ルワンダ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート		
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 1 通※1		
IV 費用	不 要		
V 期 間※2	先例なし		

※1 訳文については、嘱託の際、事前に最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係に確認してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

レバノン 共 和 国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が 必要	必 要
V 期 間※	先例なし	6 箇 月	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ロ シ ア 連 邦

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの (行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト	外国人に対する場合又は Aルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄 区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ロシ ア語又は受送達者が解 する言語のいずれかの 訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所 在地については VII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーロ シア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	3 箇 月	6 箇 月	先例なし
VI 大使、総領 事の管轄区域	在ロシア連邦日本国 大使	在ウラジオストク、在サントペテルブルク、在ハバロフス ク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事の管轄に属す る地域を除く地域	
	在ウラジオストク日 本国総領事	沿海地方、カムチャツカ州、マガダン州及びコリャーク自 治管区	
	在サントペテルブ ルク日本国総領事	サントペテルブルク市、レニングラード州	
	在ハバロフスク日本 国総領事	ブリヤート共和国、サハ共和国 (ヤクーチヤ)、 ハバロフス ク地方、アムール州、イルクーツク州、チタ州、ユダヤ自治 州及びアギン・ブリヤート自治管区	
	在ユジノサハリンス ク日本国総領事	サハリン州	
VII 中央当局	名 称 The Ministry of Justice of the Russian Federation 所在地 ul. Zhitnaya, 14 Moscow, 119991 Russian Federation		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

カリフォルニア州管轄総領事検索



各種データを基に、便宜上取りまとめたものです。

各市及び主要な町が、どの郡及び管轄総領事に属するかについて、アルファベット順に並んでいます。

疑義のある場合には、各担当者において御確認ください。

検索:

※City&Townを入力してください。

頭文字だけの検索も可能です。

結果が表示されるまで時間がかかります。

検索結果:1037件

City&Town	County(郡)	管轄総領事
Acton	Los Angeles	ロサンゼルス
Adelanto	San Bernardino	ロサンゼルス
Agoura Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
Alameda	Alameda	サンフランシスコ
Alamo	Contra Costa	サンフランシスコ
Albany	Alameda	サンフランシスコ
Alhambra	Los Angeles	ロサンゼルス
Aliso Viejo	Orange	ロサンゼルス
Almanor	Plumas	サンフランシスコ
Alondra Park	Los Angeles	ロサンゼルス
Alpaugh	Tulare	サンフランシスコ
Alpine	San Diego	ロサンゼルス
Alta Sierra	Nevada	サンフランシスコ
Altadena	Los Angeles	ロサンゼルス
Alturas	Modoc	サンフランシスコ
Alum Rock	Santa Clara	サンフランシスコ
Amador city	Amador	サンフランシスコ
American Canyon	Napa	サンフランシスコ
Anaheim	Orange	ロサンゼルス
Anderson	Shasta	サンフランシスコ
Angels	Calaveras	サンフランシスコ
Angwin	Napa	サンフランシスコ
Antioch	Contra Costa	サンフランシスコ
Apple Valley	San Bernardino	ロサンゼルス
Aptos	Santa Cruz	サンフランシスコ

Aptos Hills-Larkin Valley	Santa Cruz	サンフランシスコ
Arbuckle	Colusa	サンフランシスコ
Arcadia	Los Angeles	ロサンゼルス
Arcata	Humboldt	サンフランシスコ
Arden-Arcade	Sacramento	サンフランシスコ
Armona	Kings	サンフランシスコ
Arnold	Calaveras	サンフランシスコ
Aromas	Monterey	サンフランシスコ
	San Benito	
Arroyo Grande	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Artesia	Los Angeles	ロサンゼルス
Arvin	Kern	サンフランシスコ
Ashland	Alameda	サンフランシスコ
Atascadero	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Atherton	San Mateo	サンフランシスコ
Atwater	Merced	サンフランシスコ
Auberry	Fresno	サンフランシスコ
Auburn	Placer	サンフランシスコ
August	San Joaquin	サンフランシスコ
Avalon	Los Angeles	ロサンゼルス
Avenal	Kings	サンフランシスコ
Avery	Calaveras	サンフランシスコ
Avocado Heights	Los Angeles	ロサンゼルス
Azusa	Los Angeles	ロサンゼルス
Bakersfield	Kern	サンフランシスコ
Baldwin Park	Los Angeles	ロサンゼルス
Banning	Riverside	ロサンゼルス
Barstow	San Bernardino	ロサンゼルス
Bay Point	Contra Costa	サンフランシスコ
Bayview	Humboldt	サンフランシスコ
Bayview-Montalvin	Contra Costa	サンフランシスコ
Baywood-Los Osos	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Beale Air Force Base	Yuba	サンフランシスコ
Bear Valley	Alpine	サンフランシスコ
	Mariposa	
Bear Valley Springs	Kern	サンフランシスコ
Beaumont	Riverside	ロサンゼルス
Beckwourth	Plumas	サンフランシスコ
Belden	Plumas	サンフランシスコ

Bell	Los Angeles	ロサンゼルス
Bell Gardens	Los Angeles	ロサンゼルス
Bellflower	Los Angeles	ロサンゼルス
Belmont	San Mateo	サンフランシスコ
Belvedere	Marin	サンフランシスコ
Ben Lomond	Santa Cruz	サンフランシスコ
Benicia	Solano	サンフランシスコ
Berkeley	Alameda	サンフランシスコ
Bermuda Dunes	Riverside	ロサンゼルス
Bethel Island	Contra Costa	サンフランシスコ
Beverly Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
Big Bear City	San Bernardino	ロサンゼルス
Big Bear Lake	San Bernardino	ロサンゼルス
	Placer	
	Shasta	
Big Bend	Butte	サンフランシスコ
	Sonoma	
Big Pine	Inyo	サンフランシスコ
Big River	San Bernardino	ロサンゼルス
Biggs	Butte	サンフランシスコ
Biola	Fresno	サンフランシスコ
Bishop	Inyo	サンフランシスコ
Black Point	Marin	サンフランシスコ
Blairsden	Plumas	サンフランシスコ
Bloomington	San Bernardino	ロサンゼルス
Blue Lake	Humboldt	サンフランシスコ
Bluewater	San Bernardino	ロサンゼルス
Blythe	Riverside	ロサンゼルス
Bodega Bay	Sonoma	サンフランシスコ
Bodfish	Kern	サンフランシスコ
Bolinas	Marin	サンフランシスコ
Bombay	Sacramento	サンフランシスコ
	San Diego	ロサンゼルス
Bonita	Madera	サンフランシスコ
Bonsall	San Diego	ロサンゼルス
Bootjack	Mariposa	サンフランシスコ
Boron	Kern	サンフランシスコ
Borrego Springs	San Diego	ロサンゼルス
Bostonia	San Diego	ロサンゼルス

Boulder Creek	Santa Cruz	サンフランシスコ
Bowles	Fresno	サンフランシスコ
Boyes Hot Springs	Sonoma	サンフランシスコ
Bradbury	Los Angeles	ロサンゼルス
Bradley	Monterey	サンフランシスコ
Brawley	Imperial	ロサンゼルス
Brea	Orange	ロサンゼルス
Brentwood	Contra Costa	サンフランシスコ
Brisbane	San Mateo	サンフランシスコ
Broadmoor	San Mateo	サンフランシスコ
Bucks Lake Guard Station	Plumas	サンフランシスコ
Buellton	Santa Barbara	ロサンゼルス
Buena Park	Orange	ロサンゼルス
	Amador	
Buena Vista	Sonoma	サンフランシスコ
	Tehama	
Burbank	Los Angeles	ロサンゼルス
	Santa Crara	サンフランシスコ
Burlingame	San Mateo	サンフランシスコ
Burney	Shasta	サンフランシスコ
Buttonwillow	Kern	サンフランシスコ
Byron	Contra Costa	サンフランシスコ
Cabazon	Riverside	ロサンゼルス
Calabasas	Los Angeles	ロサンゼルス
Calexico	Imperial	ロサンゼルス
California City	Kern	サンフランシスコ
Calimesa	Riverside	ロサンゼルス
Calipatria	Imperial	ロサンゼルス
Calistoga	Napa	サンフランシスコ
Calwa	Fresno	サンフランシスコ
Camarillo	Ventura	ロサンゼルス
Cambria	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Cambrian Park	Santa Clara	サンフランシスコ
Cameron Park	El Dorado	サンフランシスコ
Camp Pendleton North	San Diego	ロサンゼルス
Camp Pendleton South	San Diego	ロサンゼルス
Campbell	Santa Clara	サンフランシスコ
Cantua Creek	Fresno	サンフランシスコ
Canyon Lake	Riverside	ロサンゼルス

Canyondam	Plumas	サンフランシスコ
Capitola	Santa Cruz	サンフランシスコ
Caribou	Plumas	サンフランシスコ
Carlsbad	San Diego	ロサンゼルス
Carmel- by-the-Sea	Monterey	サンフランシスコ
Carmel Valley Village	Monterey	サンフランシスコ
Carmichael	Sacramento	サンフランシスコ
Carpinteria	Santa Barbara	ロサンゼルス
Carson	Los Angeles	ロサンゼルス
Cartago	Inyo	サンフランシスコ
Caruthers	Fresno	サンフランシスコ
Casa Conejo	Ventura	ロサンゼルス
Casa de Oro-Mount Helix	San Diego	ロサンゼルス
Castro Valley	Alameda	サンフランシスコ
Castroville	Monterey	サンフランシスコ
Cathedral City	Riverside	ロサンゼルス
Cayucos	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Ceres	Stanislaus	サンフランシスコ
Cerritos	Los Angeles	ロサンゼルス
Challenge-Brownsville	Yuba	サンフランシスコ
Channel Islands Beach	Ventura	ロサンゼルス
Charter Oak	Los Angeles	ロサンゼルス
Cherry Valley	Riverside	ロサンゼルス
Cherryland	Alameda	サンフランシスコ
Chester	Plumas	サンフランシスコ
Chico	Butte	サンフランシスコ
Chilcoot	Plumas	サンフランシスコ
China Lake	Kern	サンフランシスコ
Chinese Camp	Tuolumne	サンフランシスコ
Chino	San Bernardino	ロサンゼルス
Chino Hills	San Bernardino	ロサンゼルス
Chowchilla	Madera	サンフランシスコ
Chualar	Monterey	サンフランシスコ
Chula Vista	San Diego	ロサンゼルス
Citrus	Los Angeles	ロサンゼルス
Citrus Heights	Sacramento	サンフランシスコ
Claremont	Los Angeles	ロサンゼルス
Clayton	Contra Costa	サンフランシスコ
Clearlake	Lake	サンフランシスコ

Clearlake Oaks	Lake	サンフランシスコ
Clio	Plumas	サンフランシスコ
Cloverdale	Sonoma	サンフランシスコ
Clovis	Fresno	サンフランシスコ
Clyde	Contra Costa	サンフランシスコ
	Imperial	ロサンゼルス
Coachella	Riverside	ロサンゼルス
Coalinga	Fresno	サンフランシスコ
Cobb	Lake	サンフランシスコ
Colfax	Placer	サンフランシスコ
Colma	San Mateo	サンフランシスコ
Colton	San Bernardino	ロサンゼルス
Columbia	Tuolumne	サンフランシスコ
Colusa	Colusa	サンフランシスコ
Commerce	Los Angeles	ロサンゼルス
Compton	Los Angeles	ロサンゼルス
Concord	Contra Costa	サンフランシスコ
Concow	Butte	サンフランシスコ
Copperopolis	Calaveras	サンフランシスコ
Corcoran	Kings	サンフランシスコ
Corning	Tehama	サンフランシスコ
Corona	Riverside	ロサンゼルス
Coronado	San Diego	ロサンゼルス
Corralitos	Santa Cruz	サンフランシスコ
Corte Madera	Marin	サンフランシスコ
Costa Mesa	Orange	ロサンゼルス
Cotati	Sonoma	サンフランシスコ
Coto de Caza	Orange	ロサンゼルス
Cottonwood	Shasta	サンフランシスコ
Country Club	San Joaquin	サンフランシスコ
Covelo	Mendocino	サンフランシスコ
Covina	Los Angeles	ロサンゼルス
Crescent City	Del Norte	サンフランシスコ
Crescent City North	Del Norte	サンフランシスコ
Crescent Mills	Plumas	サンフランシスコ
Crest	San Diego	ロサンゼルス
Crestline	San Bernardino	ロサンゼルス
Crockett	Contra Costa	サンフランシスコ
Cromberg	Plumas	サンフランシスコ

Cudahy	Los Angeles	ロサンゼルス
Culver City	Los Angeles	ロサンゼルス
Cupertino	Santa Clara	サンフランシスコ
Cutler	Tulare	サンフランシスコ
Cutten	Humboldt	サンフランシスコ
Cypress	Orange	ロサンゼルス
Daly City	San Mateo	サンフランシスコ
Dana Point	Orange	ロサンゼルス
Danville	Contra Costa	サンフランシスコ
Davis	Yolo	サンフランシスコ
Day Valley	Santa Cruz	サンフランシスコ
Deer Park	Napa	サンフランシスコ
Del Aire	Los Angeles	ロサンゼルス
Del Mar	San Diego	ロサンゼルス
Del Monte Forest	Monterey	サンフランシスコ
Del Ray Oaks	Monterey	サンフランシスコ
Del Rey	Fresno	サンフランシスコ
Del Rio Woods	Sonoma	サンフランシスコ
Delano	Kern	サンフランシスコ
Delhi	Merced	サンフランシスコ
Delleker	Plumas	サンフランシスコ
Denair	Stanislaus	サンフランシスコ
Derby Acres	Kern	サンフランシスコ
Desert Hot Springs	Riverside	ロサンゼルス
Desert View Highlands	Los Angeles	ロサンゼルス
Diablo	Contra Costa	サンフランシスコ
Diamond Bar	Los Angeles	ロサンゼルス
Diamond Springs	El Dorado	サンフランシスコ
Dillon Beach	Marin	サンフランシスコ
Dinuba	Tulare	サンフランシスコ
Discovery Bay	Contra Costa	サンフランシスコ
Dixon	Solano	サンフランシスコ
Dixon Lane-Meadow Creek	Inyo	サンフランシスコ
Dollar Point	Placer	サンフランシスコ
Dorrington	Calaveras	サンフランシスコ
Dorris	Siskiyou	サンフランシスコ
Dos Palos	Merced	サンフランシスコ
Downey	Los Angeles	ロサンゼルス
Duarte	Los Angeles	ロサンゼルス

Dublin	Alameda	サンフランシスコ
Ducor	Tulare	サンフランシスコ
Dunsmuir	Siskiyou	サンフランシスコ
Durham	Butte	サンフランシスコ
Dustin Acres	Kern	サンフランシスコ
Earlimart	Tulare	サンフランシスコ
East Blythe	Riverside	ロサンゼルス
East Compton	Los Angeles	ロサンゼルス
East Foothills	Santa Clara	サンフランシスコ
East Hemet	Riverside	ロサンゼルス
East La Mirada	Los Angeles	ロサンゼルス
East Los Angeles	Los Angeles	ロサンゼルス
East Orosi	Tulare	サンフランシスコ
East Palo Alto	San Mateo	サンフランシスコ
East Pasadena	Los Angeles	ロサンゼルス
East Porterville	Tulare	サンフランシスコ
East Quincy	Plumas	サンフランシスコ
East Richmond Heights	Contra Costa	サンフランシスコ
East San Gabriel	Los Angeles	ロサンゼルス
East Sonora	Tuolumne	サンフランシスコ
Easton	Fresno	サンフランシスコ
Edwards Air Force Base	Kern	サンフランシスコ
El Cajon	San Diego	ロサンゼルス
El Centro	Imperial	ロサンゼルス
El Cerrito	Contra Costa	サンフランシスコ
	Riverside	ロサンゼルス
El Dorado Hills	El Dorado	サンフランシスコ
El Granada	San Mateo	サンフランシスコ
El Monte	Los Angeles	ロサンゼルス
El Paso de Robles(Paso Robles)	San Luis Obispo	ロサンゼルス
El Rio	Ventura	ロサンゼルス
El Segundo	Los Angeles	ロサンゼルス
El Sobrante	Contra Costa	サンフランシスコ
El Verano	Sonoma	サンフランシスコ
Eldridge	Sonoma	サンフランシスコ
Elk Grove	Sacramento	サンフランシスコ
Elkhorn	Monterey	サンフランシスコ
Elmira	Solano	サンフランシスコ
Emerald Lake Hills	San Mateo	サンフランシスコ

Emeryville	Alameda	サンフランシスコ
Empire	Stanislaus	サンフランシスコ
Encinitas	San Diego	ロサンゼルス
Escalon	San Joaquin	サンフランシスコ
Escondido	San Diego	ロサンゼルス
Esparto	Yolo	サンフランシスコ
Etna	Siskiyou	サンフランシスコ
Eureka	Humboldt	サンフランシスコ
Exeter	Tulare	サンフランシスコ
Fair Oaks	Sacramento	サンフランシスコ
Fairbanks	El Dorado	サンフランシスコ
Fairfax	Marin	サンフランシスコ
Fairfield	Solano	サンフランシスコ
Fairview	Alameda	サンフランシスコ
Fall River Mills	Shasta	サンフランシスコ
Fallbrook	San Diego	ロサンゼルス
Farmersville	Tulare	サンフランシスコ
Fellows	Kern	サンフランシスコ
Felton	Santa Cruz	サンフランシスコ
Ferndale	Humboldt	サンフランシスコ
Fetters Hot Springs-Agua Caliente	Sonoma	サンフランシスコ
Fillmore	Ventura	ロサンゼルス
Firebaugh	Fresno	サンフランシスコ
Florence-Graham	Los Angeles	ロサンゼルス
Florin	Sacramento	サンフランシスコ
Folsom	Sacramento	サンフランシスコ
Fontana	San Bernardino	ロサンゼルス
Foothill Farms	Sacramento	サンフランシスコ
Ford City	Kern	サンフランシスコ
Foresthill	Placer	サンフランシスコ
Forestville	Sonoma	サンフランシスコ
Fort Bragg	Mendocino	サンフランシスコ
Fort Jones	Siskiyou	サンフランシスコ
Fortuna	Humboldt	サンフランシスコ
Foster City	San Mateo	サンフランシスコ
Fountain Valley	Orange	ロサンゼルス
Fowler	Fresno	サンフランシスコ
Frazier Park	Kern	サンフランシスコ
Freedom	Santa Cruz	サンフランシスコ

Fremont	Alameda	サンフランシスコ
French Camp	San Joaquin	サンフランシスコ
French Gulch	Shasta	サンフランシスコ
Fresno	Fresno	サンフランシスコ
Friant	Fresno	サンフランシスコ
Fullerton	Orange	ロサンゼルス
Galt	Sacramento	サンフランシスコ
Garden Acres	San Joaquin	サンフランシスコ
Garden Grove	Orange	ロサンゼルス
Gardena	Los Angeles	ロサンゼルス
Gazelle	Siskiyou	サンフランシスコ
Georgetown	El Dorado	サンフランシスコ
Gerber-Las Flores	Tehama	サンフランシスコ
Gilroy	Santa Clara	サンフランシスコ
Glen Avon	Riverside	ロサンゼルス
Glen Ellen	Sonoma	サンフランシスコ
Glendale	Los Angeles	ロサンゼルス
Glendora	Los Angeles	ロサンゼルス
Golden Hills	Kern	サンフランシスコ
Goleta	Santa Barbara	ロサンゼルス
Gonzales	Monterey	サンフランシスコ
Goshen	Tulare	サンフランシスコ
Graeagle	Plumas	サンフランシスコ
Grand Terrace	San Bernardino	ロサンゼルス
Granite Bay	Placer	サンフランシスコ
Granite Hills	San Diego	ロサンゼルス
Grass Valley	Nevada	サンフランシスコ
Graton	Sonoma	サンフランシスコ
Grayson	Stanislaus	サンフランシスコ
Green Valley	Los Angeles	ロサンゼルス
Green View	Siskiyou	サンフランシスコ
Greenbrae	Marin	サンフランシスコ
Greenfield	Monterey	サンフランシスコ
Greenville	Plumas	サンフランシスコ
Grenada	Siskiyou	サンフランシスコ
Gridley	Butte	サンフランシスコ
Groveland-Big Oak Flat	Tuolumne	サンフランシスコ
Grover Beach	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Guadalupe	Santa Barbara	ロサンゼルス

Guerneville	Sonoma	サンフランシスコ
Gustine	Merced	サンフランシスコ
Hacienda Heights	Los Angeles	ロサンゼルス
Half Moon Bay	San Mateo	サンフランシスコ
Hamilton City	Glenn	サンフランシスコ
Hanford	Kings	サンフランシスコ
Harbison Canyon	San Diego	ロサンゼルス
Hawaiian Gardens	Los Angeles	ロサンゼルス
Hawthorne	Los Angeles	ロサンゼルス
Hayfork	Trinity	サンフランシスコ
Hayward	Alameda	サンフランシスコ
Healdsburg	Sonoma	サンフランシスコ
Heber	Imperial	ロサンゼルス
Hemet	Riverside	ロサンゼルス
Hercules	Contra Costa	サンフランシスコ
Hermosa Beach	Los Angeles	ロサンゼルス
Hesperia	San Bernardino	ロサンゼルス
Hickman	Stanislaus	サンフランシスコ
Hidden Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
Hidden Meadows	San Diego	ロサンゼルス
Hidden Valley Lake	Lake	サンフランシスコ
Highgrove	Riverside	ロサンゼルス
Highland	San Bernardino	ロサンゼルス
Hillsborough	San Mateo	サンフランシスコ
Hilmar-Irwin	Merced	サンフランシスコ
Hollister	San Benito	サンフランシスコ
Hollywood	Los Angeles	ロサンゼルス
Holtville	Imperial	ロサンゼルス
Home Garden	Kings	サンフランシスコ
Home Gardens	Riverside	ロサンゼルス
Homeland	Riverside	ロサンゼルス
Homewood	Placer	サンフランシスコ
Hornbrook	Siskiyou	サンフランシスコ
Hughson	Stanislaus	サンフランシスコ
Humboldt Hill	Humboldt	サンフランシスコ
Huntington Beach	Orange	ロサンゼルス
Huntington Park	Los Angeles	ロサンゼルス
Huron	Fresno	サンフランシスコ
Hydesville	Humboldt	サンフランシスコ

Idyllwild-Pine Cove	Riverside	ロサンゼルス
Imperial Beach	San Diego	ロサンゼルス
Imperial	Imperial	ロサンゼルス
Independence	Inyo	サンフランシスコ
Indian Falls	Plumas	サンフランシスコ
Indian Wells	Riverside	ロサンゼルス
Indio	Riverside	ロサンゼルス
Industry	Los Angeles	ロサンゼルス
Inglewood	Los Angeles	ロサンゼルス
Interlaken	Santa Cruz	サンフランシスコ
Inverness	Marin	サンフランシスコ
Inyokern	Kern	サンフランシスコ
Ione	Amador	サンフランシスコ
Irvine	Orange	ロサンゼルス
Irwindale	Los Angeles	ロサンゼルス
Isla Vista	Santa Barbara	ロサンゼルス
Isleton	Sacramento	サンフランシスコ
Ivanhoe	Tulare	サンフランシスコ
Jackson	Amador	サンフランシスコ
Jamestown	Tuolumne	サンフランシスコ
Jamul	San Diego	ロサンゼルス
Johannesburg	Kern	サンフランシスコ
Johnsville	Plumas	サンフランシスコ
Joshua Tree	San Bernardino	ロサンゼルス
Julian	San Diego	ロサンゼルス
Keddie	Plumas	サンフランシスコ
Keeler	Inyo	サンフランシスコ
Keene	Kern	サンフランシスコ
Kelseyville	Lake	サンフランシスコ
Kennedy Meadow	Tuolumne	サンフランシスコ
Kensington	Contra Costa	サンフランシスコ
Kentfield	Marin	サンフランシスコ
Kerman	Fresno	サンフランシスコ
Kernville	Kern	サンフランシスコ
Kettleman City	Kings	サンフランシスコ
Keyes	Stanislaus	サンフランシスコ
King City	Monterey	サンフランシスコ
Kings Beach	Placer	サンフランシスコ
Kingsburg	Fresno	サンフランシスコ

Kirkwood	Alpine	サンフランシスコ
	Tehama	
Klamath	Del Norte	サンフランシスコ
Knightsen	Contra Costa	サンフランシスコ
La Canada Flintridge	Los Angeles	ロサンゼルス
La Crescenta-Montrose	Los Angeles	ロサンゼルス
La Habra	Orange	ロサンゼルス
La Habra Heights	Los Angeles	ロサンゼルス
La Mesa	San Diego	ロサンゼルス
La Mirada	Los Angeles	ロサンゼルス
La Palma	Orange	ロサンゼルス
La Porte	Plumas	サンフランシスコ
La Presa	San Diego	ロサンゼルス
La Puente	Los Angeles	ロサンゼルス
La Quinta	Riverside	ロサンゼルス
La Riviera	Sacramento	サンフランシスコ
La Verne	Los Angeles	ロサンゼルス
Ladera Heights	Los Angeles	ロサンゼルス
Lafayette	Contra Costa	サンフランシスコ
Laguna	Sacramento	サンフランシスコ
Laguna Beach	Orange	ロサンゼルス
Laguna Hills	Orange	ロサンゼルス
Laguna Niguel	Orange	ロサンゼルス
Laguna West	Sacramento	サンフランシスコ
Lagunitas-Forest Knolls	Marin	サンフランシスコ
Lake Arrowhead	San Bernardino	ロサンゼルス
Lake Elsinore	Riverside	ロサンゼルス
Lake Forest	Orange	ロサンゼルス
Lake Isabella	Kern	サンフランシスコ
Lake Los Angeles	Los Angeles	ロサンゼルス
Lake Nacimiento	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Lake of the Pines	Nevada	サンフランシスコ
Lake of the Woods	Kern	サンフランシスコ
Lake San Marcos	San Diego	ロサンゼルス
Lakeland Village	Riverside	ロサンゼルス
Lakeport	Lake	サンフランシスコ
Lakeside	San Diego	ロサンゼルス
Lakeview	Riverside	ロサンゼルス
Lakewood	Los Angeles	ロサンゼルス

Lamont	Kern	サンフランシスコ
Lanare	Fresno	サンフランシスコ
Lancaster	Los Angeles	ロサンゼルス
Larkfield-Wikiup	Sonoma	サンフランシスコ
Larkspur	Marin	サンフランシスコ
Las Flores	Los Angeles	ロサンゼルス
Las Lomas	Tehama	サンフランシスコ
Lathrop	Monterey	サンフランシスコ
Laton	San Joaquin	サンフランシスコ
Lawndale	Fresno	サンフランシスコ
Laytonville	Los Angeles	ロサンゼルス
Le Grand	Mendocino	サンフランシスコ
Lebec	Merced	サンフランシスコ
Lemon Grove	Kern	サンフランシスコ
Lemoncove	San Diego	ロサンゼルス
Lemoore	Tulare	サンフランシスコ
Lemoore Station	Kings	サンフランシスコ
Lennox	Kings	サンフランシスコ
Lenwood	Los Angeles	ロサンゼルス
Lewiston	San Bernardino	ロサンゼルス
Lexington Hills	Trinity	サンフランシスコ
Lincoln	Santa Clara	サンフランシスコ
Lincoln Village	Placer	サンフランシスコ
Linda	San Joaquin	サンフランシスコ
Linden	Yuba	サンフランシスコ
Lindsay	San Joaquin	サンフランシスコ
Littlerock	Tulare	サンフランシスコ
Live Oak	Los Angeles	ロサンゼルス
Livermore	Sutter	サンフランシスコ
Livingston	Santa Cruz	サンフランシスコ
Lockeford	Alameda	サンフランシスコ
Lodi	Merced	サンフランシスコ
Loma Linda	San Joaquin	サンフランシスコ
Loma Rica	San Joaquin	サンフランシスコ
Lomita	San Bernardino	ロサンゼルス
Lompoc	Yuba	サンフランシスコ
London	Los Angeles	ロサンゼルス
	Santa Barbara	ロサンゼルス
	Tulare	サンフランシスコ

Lone Pine	Inyo	サンフランシスコ
Long Beach	Los Angeles	ロサンゼルス
Loomis	Placer	サンフランシスコ
Los Alamitos	Orange	ロサンゼルス
Los Alamos	Santa Barbara	ロサンゼルス
Los Altos	Santa Clara	サンフランシスコ
Los Altos Hills	Santa Clara	サンフランシスコ
Los Angeles	Los Angeles	ロサンゼルス
Los Banos	Merced	サンフランシスコ
Los Gatos	Santa Clara	サンフランシスコ
Los Molinos	Tehama	サンフランシスコ
Lost Hills	Kern	サンフランシスコ
Lower Lake	Lake	サンフランシスコ
Loyalton	Sierra	サンフランシスコ
Loyola	Santa Clara	サンフランシスコ
Lucas Valley-Marinwood	Marin	サンフランシスコ
Lucerne	Lake	サンフランシスコ
Lynwood	Los Angeles	ロサンゼルス
Macdoel	Siskiyou	サンフランシスコ
Madera	Madera	サンフランシスコ
Madera Acres	Madera	サンフランシスコ
Magalia	Butte	サンフランシスコ
Malibu	Los Angeles	ロサンゼルス
Mammoth Lakes	Mono	サンフランシスコ
Manhattan Beach	Los Angeles	ロサンゼルス
Manteca	San Joaquin	サンフランシスコ
Manton	Tehama	サンフランシスコ
March Air Force Base	Riverside	ロサンゼルス
Maricopa	Kern	サンフランシスコ
Marina	Monterey	サンフランシスコ
Marina Del Rey	Los Angeles	ロサンゼルス
Mariposa	Mariposa	サンフランシスコ
Markleeville	Alpine	サンフランシスコ
Martinez	Contra Costa	サンフランシスコ
Marysville	Yuba	サンフランシスコ
Mayflower Village	Los Angeles	ロサンゼルス
Maywood	Los Angeles	ロサンゼルス
McArthur	Shasta	サンフランシスコ
	Modoc	

McCloud	Siskiyou	サンフランシスコ
McFarland	Kern	サンフランシスコ
McKinleyville	Humboldt	サンフランシスコ
McKittrick	Kern	サンフランシスコ
Meadow Valley	Plumas	サンフランシスコ
Meadow Vista	Placer	サンフランシスコ
Mecca	Riverside	ロサンゼルス
Meiners Oaks	Ventura	ロサンゼルス
Mendocino	Mendocino	サンフランシスコ
Mendota	Fresno	サンフランシスコ
Menlo Park	San Mateo	サンフランシスコ
Mentone	San Bernardino	ロサンゼルス
Merced	Merced	サンフランシスコ
Mesa Grande	San Diego	ロサンゼルス
Mettler	Kern	サンフランシスコ
Middletown	Lake	サンフランシスコ
Mill Valley	Marin	サンフランシスコ
Millbrae	San Mateo	サンフランシスコ
Millville	Shasta	サンフランシスコ
Milpitas	Santa Clara	サンフランシスコ
Mineral	Tehama	サンフランシスコ
Mira Loma	Riverside	ロサンゼルス
Mira Monte	Ventura	ロサンゼルス
Mission Hills	Santa Barbara	ロサンゼルス
Mission Viejo	Orange	ロサンゼルス
Mi-Wuk Village	Tuolumne	サンフランシスコ
Modesto	Stanislaus	サンフランシスコ
Mohawk	Plumas	サンフランシスコ
Mojave	Kern	サンフランシスコ
Mokelumne Hill	Calaveras	サンフランシスコ
Mono Vista	Tuolumne	サンフランシスコ
Monrovia	Los Angeles	ロサンゼルス
Montague	Siskiyou	サンフランシスコ
Montara	San Mateo	サンフランシスコ
Montclair	San Bernardino	ロサンゼルス
Monte Rio	Sonoma	サンフランシスコ
Monte Sereno	Santa Clara	サンフランシスコ
Montebello	Los Angeles	ロサンゼルス
Montecito	Santa Barbara	ロサンゼルス

Monterey	Monterey	サンフランシスコ
Monterey Park	Los Angeles	ロサンゼルス
Montgomery Creek	Shasta	サンフランシスコ
Moorpark	Ventura	ロサンゼルス
Morada	San Joaquin	サンフランシスコ
Moraga	Contra Costa	サンフランシスコ
Moreno Valley	Riverside	ロサンゼルス
Morgan Hill	Santa Clara	サンフランシスコ
Morongo Valley	San Bernardino	ロサンゼルス
Morro Bay	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Moss Beach	San Mateo	サンフランシスコ
Moss Landing	Monterey	サンフランシスコ
Mount Hebron	Siskiyou	サンフランシスコ
Mount Shasta	Siskiyou	サンフランシスコ
Mountain Mesa	Kern	サンフランシスコ
Mountain Ranch	Calaveras	サンフランシスコ
Mountain View	Santa Clara	サンフランシスコ
	San Bernardino	
Mountain View Acres	San Bernardino	ロサンゼルス
Muir Beach	Marin	サンフランシスコ
Murphys	Calaveras	サンフランシスコ
Murrieta	Riverside	ロサンゼルス
Murrieta Hot Springs	Riverside	ロサンゼルス
Muscoy	San Bernardino	ロサンゼルス
Myrtletown	Humboldt	サンフランシスコ
Napa	Napa	サンフランシスコ
National City	San Diego	ロサンゼルス
Nebo Center	San Bernardino	ロサンゼルス
Needles	San Bernardino	ロサンゼルス
Nevada City	Nevada	サンフランシスコ
Newark	Alameda	サンフランシスコ
Newman	Stanislaus	サンフランシスコ
Newport Beach	Orange	ロサンゼルス
Nice	Lake	サンフランシスコ
Niland	Imperial	ロサンゼルス
Nipomo	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Norco	Riverside	ロサンゼルス
North Auburn	Placer	サンフランシスコ
North Edwards	Kern	サンフランシスコ

North El Monte	Los Angeles	ロサンゼルス
North Fair Oaks	San Mateo	サンフランシスコ
North Highlands	Sacramento	サンフランシスコ
Norwalk	Los Angeles	ロサンゼルス
Novato	Marin	サンフランシスコ
Nuevo	Riverside	ロサンゼルス
Oak Park	Ventura	ロサンゼルス
Oak View	Ventura	ロサンゼルス
Oakdale	Stanislaus	サンフランシスコ
Oakhurst	Madera	サンフランシスコ
Oakland	Alameda	サンフランシスコ
Oakley	Contra Costa	サンフランシスコ
Occidental	Sonoma	サンフランシスコ
Oceano	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Oceanside	San Diego	ロサンゼルス
Ocotillo	Imperial	ロサンゼルス
Oildale	Kern	サンフランシスコ
Ojai	Ventura	ロサンゼルス
Olancho	Inyo	サンフランシスコ
Olivehurst	Yuba	サンフランシスコ
Ontario	San Bernardino	ロサンゼルス
Onyx	Kern	サンフランシスコ
Opal Cliffs	Santa Cruz	サンフランシスコ
Orange	Orange	ロサンゼルス
Orange Cove	Fresno	サンフランシスコ
Orangevale	Sacramento	サンフランシスコ
Orcutt	Santa Barbara	ロサンゼルス
Orinda	Contra Costa	サンフランシスコ
Orland	Glenn	サンフランシスコ
Orosi	Tulare	サンフランシスコ
Oroville	Butte	サンフランシスコ
Oroville East	Butte	サンフランシスコ
Oxnard	Ventura	ロサンゼルス
Pacheco	Contra Costa	サンフランシスコ
Pacific Grove	Monterey	サンフランシスコ
Pacifica	San Mateo	サンフランシスコ
Pajaro	Monterey	サンフランシスコ
Palermo	Butte	サンフランシスコ
Palm Desert	Riverside	ロサンゼルス

Palm Springs	Riverside	ロサンゼルス
Palmdale	Los Angeles	ロサンゼルス
Palo Alto	Santa Clara	サンフランシスコ
Palo Cedro	Shasta	サンフランシスコ
Palo Verde	Imperial	ロサンゼルス
Palos Verdes Estates	Los Angeles	ロサンゼルス
Paradise	Butte	サンフランシスコ
Paramount	Los Angeles	ロサンゼルス
Parksdale	Madera	サンフランシスコ
Parkway-South Sacramento	Sacramento	サンフランシスコ
Parkwood	Madera	サンフランシスコ
Parlier	Fresno	サンフランシスコ
Pasadena	Los Angeles	ロサンゼルス
Patterson	Stanislaus	サンフランシスコ
Paxton	Plumas	サンフランシスコ
Pearson	Yuba	サンフランシスコ
Pedley	Riverside	ロサンゼルス
Penn Valley	Nevada	サンフランシスコ
Perris	Riverside	ロサンゼルス
Petaluma	Sonoma	サンフランシスコ
Phoenix Lake Cedar Ridge	Tuolumne	サンフランシスコ
Pico Rivera	Los Angeles	ロサンゼルス
Piedmont	Alameda	サンフランシスコ
Pine Hills	Humboldt	サンフランシスコ
Pine Valley	San Diego	ロサンゼルス
Pinole	Contra Costa	サンフランシスコ
Piru	Ventura	ロサンゼルス
Pisamo Beach	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Pittsburg	Contra Costa	サンフランシスコ
Pixley	Tulare	サンフランシスコ
Placentia	Orange	ロサンゼルス
Placerville	El Dorado	サンフランシスコ
Planada	Merced	サンフランシスコ
Pleasant Hill	Contra Costa	サンフランシスコ
Pleasanton	Alameda	サンフランシスコ
Plumas	Lassen	サンフランシスコ
Plymouth	Amador	サンフランシスコ
Point Arena	Mendocino	サンフランシスコ
Point Reyes Station	Marin	サンフランシスコ

Pollock Pines	El Dorado	サンフランシスコ
Pomona	Los Angeles	ロサンゼルス
Poplar-Cotton Center	Tulare	サンフランシスコ
Port Costa	Contra Costa	サンフランシスコ
Port Hueneme	Ventura	ロサンゼルス
Porterville	Tulare	サンフランシスコ
Portola	Plumas	サンフランシスコ
Portola Hills	Orange	ロサンゼルス
Portola Valley	San Mateo	サンフランシスコ
Poway	San Diego	ロサンゼルス
Prattville	Plumas	サンフランシスコ
Prunedale	Monterey	サンフランシスコ
Quail Valley	Riverside	ロサンゼルス
Quartz Hill	Los Angeles	ロサンゼルス
Quincy	Plumas	サンフランシスコ
Rainbow	San Diego	ロサンゼルス
Raisin City	Fresno	サンフランシスコ
Ramona	San Diego	ロサンゼルス
Rancho Cordova	Sacramento	サンフランシスコ
Rancho Cucamonga	San Bernardino	ロサンゼルス
Rancho Mirage	Riverside	ロサンゼルス
Rancho Murieta	Sacramento	サンフランシスコ
Rancho Palos Verdes	Los Angeles	ロサンゼルス
Rancho San Diego	San Diego	ロサンゼルス
Rancho Santa Fe	San Diego	ロサンゼルス
Rancho Santa Margarita	Orange	ロサンゼルス
Randsburg	Kern	サンフランシスコ
Red Bluff	Tehama	サンフランシスコ
Redding	Shasta	サンフランシスコ
Redlands	San Bernardino	ロサンゼルス
Redondo Beach	Los Angeles	ロサンゼルス
Redway	Humboldt	サンフランシスコ
Redwood City	San Mateo	サンフランシスコ
Reedley	Fresno	サンフランシスコ
Rialto	San Bernardino	ロサンゼルス
Richgrove	Tulare	サンフランシスコ
Richmond	Contra Costa	サンフランシスコ
Ridgecrest	Kern	サンフランシスコ
Rio Del Mar	Santa Cruz	サンフランシスコ

Rio Dell	Humboldt	サンフランシスコ
Rio Linda	Sacramento	サンフランシスコ
Rio Vista	Solano	サンフランシスコ
Ripon	San Joaquin	サンフランシスコ
Riverbank	Stanislaus	サンフランシスコ
Riverdale	Fresno	サンフランシスコ
Riverside	Riverside	ロサンゼルス
Rocklin	Placer	サンフランシスコ
Rodeo	Contra Costa	サンフランシスコ
Rohnert Park	Sonoma	サンフランシスコ
Rolling Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
Rolling Hills Estates	Los Angeles	ロサンゼルス
Romoland	Riverside	ロサンゼルス
Rosamond	Kern	サンフランシスコ
Rosedale	Kern	サンフランシスコ
Roseland	Sonoma	サンフランシスコ
Rosemead	Los Angeles	ロサンゼルス
Rosemont	Sacramento	サンフランシスコ
Roseville	Placer	サンフランシスコ
Ross	Marin	サンフランシスコ
Rossmoor	Orange	ロサンゼルス
Round Mountain	Shasta	サンフランシスコ
Rowland Heights	Los Angeles	ロサンゼルス
Rubidoux	Riverside	ロサンゼルス
Running Springs	San Bernardino	ロサンゼルス
Sacramento	Sacramento	サンフランシスコ
Saint Helena(St.Helena)	Napa	サンフランシスコ
Salida	Stanislaus	サンフランシスコ
Salinas	Monterey	サンフランシスコ
Salton	Riverside	ロサンゼルス
Salton Sea Beach	Imperial	ロサンゼルス
San Andreas	Calaveras	サンフランシスコ
San Anselmo	Marin	サンフランシスコ
San Antonio Heights	San Bernardino	ロサンゼルス
San Ardo	Monterey	サンフランシスコ
San Bernardino	San Bernardino	ロサンゼルス
San Bruno	San Mateo	サンフランシスコ
San Buenaventura(Ventura)	Ventura	ロサンゼルス
San Carlos	San Mateo	サンフランシスコ

San Clemente	Orange	ロサンゼルス
San Diego	San Diego	ロサンゼルス
San Diego Country Estates	San Diego	ロサンゼルス
San Dimas	Los Angeles	ロサンゼルス
San Fernando	Los Angeles	ロサンゼルス
San Francisco	San Francisco	サンフランシスコ
San Gabriel	Los Angeles	ロサンゼルス
San Geronimo	Marin	サンフランシスコ
San Jacinto	Riverside	ロサンゼルス
San Joaquin	Fresno	サンフランシスコ
San Jose	Santa Clara	サンフランシスコ
San Juan Bautista	San Benito	サンフランシスコ
San Juan Capistrano	Orange	ロサンゼルス
San Leandro	Alameda	サンフランシスコ
San Lorenzo	Alameda	サンフランシスコ
San Lucas	Monterey	サンフランシスコ
San Luis Obispo	San Luis Obispo	ロサンゼルス
San Marcos	San Diego	ロサンゼルス
San Marino	Los Angeles	ロサンゼルス
San Martin	Santa Clara	サンフランシスコ
San Mateo	San Mateo	サンフランシスコ
San Miguel	San Luis Obispo	ロサンゼルス
San Pablo	Contra Costa	サンフランシスコ
San Rafael	Marin	サンフランシスコ
San Ramon	Contra Costa	サンフランシスコ
Sand City	Monterey	サンフランシスコ
Sanger	Fresno	サンフランシスコ
Santa Ana	Orange	ロサンゼルス
Santa Barbara	Santa Barbara	ロサンゼルス
Santa Clara	Santa Clara	サンフランシスコ
Santa Clarita	Los Angeles	ロサンゼルス
Santa Cruz	Santa Cruz	サンフランシスコ
Santa Fe Springs	Los Angeles	ロサンゼルス
Santa Maria	Santa Barbara	ロサンゼルス
Santa Monica	Los Angeles	ロサンゼルス
Santa Paula	Ventura	ロサンゼルス
Santa Rosa	Sonoma	サンフランシスコ
Santa Venetia	Marin	サンフランシスコ
Santa Ynez	Santa Barbara	ロサンゼルス

Santee	San Diego	ロサンゼルス
Saratoga	Santa Clara	サンフランシスコ
Sausalito	Marin	サンフランシスコ
Scotts Valley	Santa Cruz	サンフランシスコ
Seal Beach	Orange	ロサンゼルス
Searles Valley	San Bernardino	ロサンゼルス
Seaside	Monterey	サンフランシスコ
Sebastopol	Sonoma	サンフランシスコ
Sedco Hills	Riverside	ロサンゼルス
Seeley	Imperial	ロサンゼルス
Selma	Fresno	サンフランシスコ
Shafter	Kern	サンフランシスコ
Shandon	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Shasta Lake	Shasta	サンフランシスコ
Shaver Lake	Fresno	サンフランシスコ
Shingle Springs	El Dorado	サンフランシスコ
Shingletown	Shasta	サンフランシスコ
Shoshone	Inyo	サンフランシスコ
Sierra Madre	Los Angeles	ロサンゼルス
Signal Hill	Los Angeles	ロサンゼルス
Simi Valley	Ventura	ロサンゼルス
Solana Beach	San Diego	ロサンゼルス
Soledad	Monterey	サンフランシスコ
Solvang	Santa Barbara	ロサンゼルス
Sonoma	Sonoma	サンフランシスコ
Sonora	Tuolumne	サンフランシスコ
Soquel	Santa Cruz	サンフランシスコ
Soulsbyville	Tuolumne	サンフランシスコ
South El Monte	Los Angeles	ロサンゼルス
South Dos Palos	Merced	サンフランシスコ
South Gate	Los Angeles	ロサンゼルス
South Lake Tahoe	El Dorado	サンフランシスコ
South Oroville	Butte	サンフランシスコ
South Pasadena	Los Angeles	ロサンゼルス
South San Francisco	San Mateo	サンフランシスコ
South San Gabriel	Los Angeles	ロサンゼルス
South San Jose Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
South Taft	Kern	サンフランシスコ
South Whittier	Los Angeles	ロサンゼルス

South Yuba City	Sutter	サンフランシスコ
Spreckels	Monterey	サンフランシスコ
Spring Garden	Plumas	サンフランシスコ
Spring Valley	San Diego	ロサンゼルス
Springville	Tulare	サンフランシスコ
	Ventura	ロサンゼルス
Squaw Valley	Fresno	サンフランシスコ
Squirrel Mountain Valley	Kern	サンフランシスコ
Stanford	Santa Clara	サンフランシスコ
Stanton	Orange	ロサンゼルス
Stinson Beach	Marin	サンフランシスコ
Stockton	San Joaquin	サンフランシスコ
Storrie	Plumas	サンフランシスコ
Stratford	Kings	サンフランシスコ
Strathmore	Tulare	サンフランシスコ
Strawberry	Marin	サンフランシスコ
Suisun City	Solano	サンフランシスコ
Summerland	Santa Barbara	ロサンゼルス
Sun City	Riverside	ロサンゼルス
Sunnyside-Tahoe City	Placer	サンフランシスコ
Sunnyslope	Riverside	ロサンゼルス
Sunnyvale	Santa Clara	サンフランシスコ
Sunol	Alameda	サンフランシスコ
Susanville	Lassen	サンフランシスコ
Sutter	Sutter	サンフランシスコ
Sutter Creek	Amador	サンフランシスコ
Taft	Kern	サンフランシスコ
Taft Heights	Kern	サンフランシスコ
Tahoe Vista	Placer	サンフランシスコ
Talmage	Mendocino	サンフランシスコ
Tamalpais-Homestead Valley	Marin	サンフランシスコ
Tara Hills	Contra Costa	サンフランシスコ
Taylorsville	Plumas	サンフランシスコ
Tecopa	Inyo	サンフランシスコ
Tehachapi	Kern	サンフランシスコ
Tehama	Tehama	サンフランシスコ
Temecula	Riverside	ロサンゼルス
Temelec	Sonoma	サンフランシスコ
Temple City	Los Angeles	ロサンゼルス

Templeton	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Tennant	Siskiyou	サンフランシスコ
Terra Bella	Tulare	サンフランシスコ
Thermalito	Butte	サンフランシスコ
Thousand Oaks	Ventura	ロサンゼルス
Thousand Palms	Riverside	ロサンゼルス
Three Rivers	Tulare	サンフランシスコ
Tiburon	Marin	サンフランシスコ
Tierra Buena	Sutter	サンフランシスコ
Tipton	Tulare	サンフランシスコ
Tobin	Plumas	サンフランシスコ
Tomales	Marin	サンフランシスコ
Torrance	Los Angeles	ロサンゼルス
Tracy	San Joaquin	サンフランシスコ
Tranquillity	Fresno	サンフランシスコ
Traver	Tulare	サンフランシスコ
Trinidad	Humboldt	サンフランシスコ
Truckee	Nevada	サンフランシスコ
Tulare	Tulare	サンフランシスコ
Tulelake	Siskiyou	サンフランシスコ
Tuolumne City	Tuolumne	サンフランシスコ
Tupman	Kern	サンフランシスコ
Turlock	Stanislaus	サンフランシスコ
Tustin	Orange	ロサンゼルス
Tustin Foothills	Orange	ロサンゼルス
Twain	Plumas	サンフランシスコ
Twain Harte	Tuolumne	サンフランシスコ
Twentynine Palms	San Bernardino	ロサンゼルス
Twentynine Palms Base	San Bernardino	ロサンゼルス
Twin Lakes	Santa Cruz	サンフランシスコ
Ukiah	Mendocino	サンフランシスコ
Union City	Alameda	サンフランシスコ
Upland	San Bernardino	ロサンゼルス
Upper Lake	Lake	サンフランシスコ
Vacaville	Solano	サンフランシスコ
Val Verde	Los Angeles	ロサンゼルス
Valinda	Los Angeles	ロサンゼルス
Valle Vista	Riverside	ロサンゼルス
Vallecito	Calaveras	サンフランシスコ

Vallejo	Solano	サンフランシスコ
Valley Acres	Kern	サンフランシスコ
Valley Center	San Diego	ロサンゼルス
Valley Springs	Calaveras	サンフランシスコ
Van Nuys	Los Angeles	ロサンゼルス
Vandenberg Air Force Base	Santa Barbara	ロサンゼルス
Vandenberg Village	Santa Barbara	ロサンゼルス
Vernon	Los Angeles	ロサンゼルス
Victorville	San Bernardino	ロサンゼルス
View Park-Windsor Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
Villa Park	Orange	ロサンゼルス
Vincent	Los Angeles	ロサンゼルス
Vine Hill	Contra Costa	サンフランシスコ
Visalia	Tulare	サンフランシスコ
Vista	San Diego	ロサンゼルス
Wallace	Calaveras	サンフランシスコ
Walnut	Los Angeles	ロサンゼルス
Walnut Creek	Contra Costa	サンフランシスコ
Walnut Grove	Sacramento	サンフランシスコ
Walnut Park	Los Angeles	ロサンゼルス
Wasco	Kern	サンフランシスコ
Waterford	Stanislaus	サンフランシスコ
Watsonville	Santa Cruz	サンフランシスコ
Weaverville	Trinity	サンフランシスコ
Weed	Siskiyou	サンフランシスコ
Weedpatch	Kern	サンフランシスコ
Weldon	Kern	サンフランシスコ
West Athens	Los Angeles	ロサンゼルス
West Bishop	Inyo	サンフランシスコ
West Carson	Los Angeles	ロサンゼルス
West Compton	Los Angeles	ロサンゼルス
West Covina	Los Angeles	ロサンゼルス
West Hollywood	Los Angeles	ロサンゼルス
West Menlo Park	San Mateo	サンフランシスコ
West Point	Calaveras	サンフランシスコ
West Puente Valley	Los Angeles	ロサンゼルス
West Sacramento	Yolo	サンフランシスコ
West Whittier-Los Nietos	Los Angeles	ロサンゼルス
Westhaven-Moonstone	Humboldt	サンフランシスコ

Westlake Village	Los Angeles	ロサンゼルス
Westley	Stanislaus	サンフランシスコ
Westminster	Orange	ロサンゼルス
Westmont	Los Angeles	ロサンゼルス
Westmorland	Imperial	ロサンゼルス
Westwood	Lassen	サンフランシスコ
Wheatland	Yuba	サンフランシスコ
Whittier	Los Angeles	ロサンゼルス
Wildomar	Riverside	ロサンゼルス
Williams	Colusa	サンフランシスコ
Willits	Mendocino	サンフランシスコ
Willow Creek	Humboldt	サンフランシスコ
Willowbrook	Los Angeles	ロサンゼルス
Willows	Glenn	サンフランシスコ
Wilton	Sacramento	サンフランシスコ
Winchester	Riverside	ロサンゼルス
Windsor	Sonoma	サンフランシスコ
Winter Gardens	San Diego	ロサンゼルス
Winterhaven	Imperial	ロサンゼルス
Winters	Yolo	サンフランシスコ
Winton	Merced	サンフランシスコ
Wofford Heights	Kern	サンフランシスコ
Woodacre	Marin	サンフランシスコ
Woodcrest	Riverside	ロサンゼルス
Woodlake	Tulare	サンフランシスコ
Woodland	Yolo	サンフランシスコ
Woodside	San Mateo	サンフランシスコ
Woodville	Tulare	サンフランシスコ
Wrightwood	San Bernardino	ロサンゼルス
Yorba Linda	Orange	ロサンゼルス
Yosemite Lakes	Madera	サンフランシスコ
Yosemite Village	Mariposa	サンフランシスコ
Yountville	Napa	サンフランシスコ
Yreka	Siskiyou	サンフランシスコ
Yuba City	Sutter	サンフランシスコ
Yucaipa	San Bernardino	ロサンゼルス
Yucca Valley	San Bernardino	ロサンゼルス

送 達 嘱 託 記 載 例

(1) 領事送達

I-1 送付依頼書 (通達別紙様式第3参照)

I-2 嘱託書 (通達別紙様式第7参照)

I-3 送達報告書 (通達別紙様式第8参照)

(2) 中央当局等送達

II-1 送付依頼書 (通達別紙様式第3参照)

II-2 要請書

II-3 文書の要領

II-4 要請書及び文書の要領の記入要領

(3) 指定当局送達

III-1 送付依頼書 (通達別紙様式第3参照)

III-2 依頼書 (通達別紙様式第1参照)

(4) 民訴条約に基づく外交上の経路による送達要請

IV 依頼書 (通達別紙様式第2参照)

(5) 管轄裁判所等送達

V-1 送付依頼書 (通達別紙様式第3参照)

V-2 嘱託書 (通達別紙様式第6参照)

V-3 送達費用に関する送金報告書 (通達別紙様式第4参照)

V-4 翻訳料に関する送金報告書 (通達別紙様式第4参照)

(6) 口頭弁論期日呼出状の和文・英訳ひな形

(備考) III-1 (送付依頼書) は(4)について共通である。

[領事送達] 送達嘱託記載例Ⅰ－１
(通達別紙様式第３参照)

○地裁民訟第○○○○号
令和○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

在ホノルル日本国総領事に対する送達嘱託書等の送付について（依頼）

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。

記

○○地方裁判所令和○○年（ワ）第○○○○号土地所有権移転登記手続請求事件

[領事送達] 送達嘱託記載例 I - 2
(通達別紙様式第 7 参照)

送 達 嘱 託 書

在ホノルル日本国総領事 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長 (官) 〇 〇 〇 〇 ㊟

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

原告 〇 〇 〇 〇

住所 アメリカ合衆国ハワイ州ヒロ市〇〇通り〇〇〇

被告 隼 一 郎

上記の当事者間の令和〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号事件について、下記のとおり文書を送達されたく、嘱託します。

記

1 受送達者

氏名 隼 一 郎

Hayabusa Ichirou

国籍 日本国

住所 000 00000000 RD. Hilo, HI 00000 U.S.A.

2 送達すべき文書

(1) 訴状副本

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日午前 10 時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

3 受送達者は、日本語を解する。

[領事送達] 送達囑託記載例 I - 3
(通達別紙様式第 8 参照)

送 達 報 告 書	
事件の表示	※ ○○地方裁判所 支部 令和○○年(ワ)第○○○○号
送 達 書 類	※ 1 訴状副本 2 令和○○年○○月○○日午前10時の口頭弁論期日呼出状及び 答弁書催告状
受 送 達 者 の 氏 名	※ ○ ○ ○ ○
☐ 前記の書類は、次のとおり送達した。	
書 類 受 領 者 の 署 名 又 は 押 印	
書類受領者の氏名及 び受送達者との関係	氏 名 () 関 係 ()
送 達 日 時	令和 年 月 日 時 分
送達の方法	☐ 書留郵便送達 ☐ 直接交付 ☐ その他 ()
添 付 書 類	☐ 書留郵便配達証明書 ☐ 受領証 ☐ その他 ()
☐ 前記の書類は、次の理由により送達することができなかった。	
理 由	☐ あて所に尋ねあたらない ☐ 転居先不明 ☐ 住所表示不完全 ☐ 留置期間経過 ☐ 受領拒否 ☐ その他 ()
添 付 書 類	☐ 前記の送達書類 ☐ 返戻された封筒 ☐ その他 ()
在外公館長 の資格及び 署 名 押 印	

(注意)

- ☐ のある事項については、該当事項にレを付し、「その他」の場合には、括弧内に具体的な事由を記載する。
- 郵便送達の方法によったために直接書類受領者の署名又は押印を得られない場合には、書類受領者の受領証、配達証明書等を添付する等の方法により本人に送達された旨を明らかにする。
- 受送達者本人以外の者が本人に代わって受領した場合には、その氏名及び受送達者本人との関係(使用人、従業者、同居人等)を明らかにする。

(備考) ※を付した箇所は、囑託する裁判所において記載する。

[中央当局等送達] 送達囑託記載例Ⅱ－1
(通達別紙様式第3参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

大韓民国中央当局に対する送達要請書等の送付について

(依頼)

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお願いいたします。
なお、送達に要する国際郵便料として郵便切手〇, 〇〇〇円を添付します。

記

〇〇地方裁判所令和〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号損害賠償請求事件

REQUEST
要 請 書

FOR SERVICE ABROAD OF JUDICIAL OR EXTRAJUDICIAL DOCUMENTS

裁判上又は裁判外の文書の外国における送達及び告知のために

Convention on the service abroad of judicial and extrajudicial documents in civil or commercial matters, signed at The Hague, November 15, 1965.

1965年11月15日にハーグで署名された民事又は商事に関する裁判上及び

裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約

Identity and address of the applicant

要請者（裁判官）の表示及び所在地

Saiban Tarou
The presiding judge of
the 0th Civil Division,
The Tokyo District Court,
1-1-4, Kasumigaseki, Chiyoda-ku,
Tokyo, Japan

Address of receiving authority

受託当局（中央当局または条約第9条第1項の当局）の所在地

U.S. Department of Justice
Civil Division
Office of International Judicial Assistance
Benjamin Franklin Station
P.O. Box 14360
Washington, D.C. 20004, U.S.A.

The undersigned applicant has the honour to transmit - in duplicate - the documents listed below and, in conformity with article 5 of the above-mentioned Convention, requests prompt service of one copy thereof on the addressee, i.e.,

下名の要請者は、貴受託当局に対し、下記の文書それぞれ2通を送付するとともに、条約第5条の規定に基づき、次の方法により遅滞なく名あて人にその1通を交付することを要請します。

(identity and address) : 0000, Inc.

(名あて人の表示及びあて先)

000, 0000, Honolulu, Hawaii, 00000, U.S.A.

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

条約第5条第1項(a)の方法*

~~b) in accordance with the following particular method (sub-paragraph (b) of the first paragraph of article 5)*:~~

~~条約第5条第1項(b)の特別の方法、すなわち、*~~

~~c) by delivery to the addressee, if he accepts it voluntarily (second paragraph of article 5)*.~~

~~条約第5条第2項の任意交付*~~

Identity y is requested to return or to have returned to the applicant a copy of the documents - and of the annexes: - with a certificate as provided on the reverse side.

下記の文書1通及びその添付書類*を裏面の証明書とともに要請者に返送し又は返送させるよう貴受託当局に要請します。

List of documents

書類の表示

.....
(1) Summons

.....
(2) Complaint

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

Done at Chiyoda-ku, Tokyo

(場所)

The 15th day of November, 2019

(日付)

Signature and/or stamp.

署名又は公印

裁 判 太 郎

Saiban Tarou
The presiding judge of the 0th
Civil Division,
The Tokyo District Court

*Delete if inappropriate.

*印の文言は、不要な場合に抹^き消すること。

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

CERTIFICATE

証 明 書

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,
下名の当局は、条約第6条の規定に従い、次のことを証明します。

1) that the document has been served*

要請された交付は、*

- the (date)

(日)

- at (place, street, number)

(場所)

- in one of the following methods authorised by article 5 *

において、条約第5条に規定する次の方法によって実施した。*

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

条約第5条第1項(a)の方法*

b) in accordance with the following particular method*:

特別の方法、すなわち、*

c) by delivery to the addressee who accepted it voluntarily*.

任意交付*

The documents referred to in the request have been delivered to:

要請書に掲げる文書は、次の者に交付した。

- (identity and description of person)

(交付を受けた者の表示及び資格)

- relationship to the addressee (family, business or other):

名あて人との関係(家族、使用人その他)

2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:

要請された交付は、次の事由により実施されなかった。*

In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.

条約第12条第2項の規定に従い、貴要請者に対し、添付された計算書に明細を掲げる費用の支払又は償還を請求します。*

Annexes

添付書類

Documents returned:

返送される書類

Done at

(場所)

the

(日付)

Signature and/or stamp.

署名又は公印

In appropriate cases, documents establishing the service:

該当する場合には、要請された交付の実施を証明する文書

*Delete if inappropriate.

*印の文言は、不要な場合に抹消すること。

SUMMARY OF THE DOCUMENT TO BE SERVED
文書の要領

Convention on the service abroad of judicial and extrajudicial documents in civil or commercial matters, signed at The Hague, November 15, 1965.

1965年11月15日にハーグで署名された民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約

(article 5, fourth paragraph)
(第5条第4項)

Name and address of the requesting authority: Saiban Tarou the presiding judge of
囑託当局（裁判官）の表示及び所在地 the 3th Civil Division, The Tokyo District Court,
1-1-4, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Particulars of the parties* The Plaintiff: 〇〇〇〇〇〇Co.,Ltd.
当事者の表示* The Defendant: 〇〇〇〇〇〇Inc.

JUDICIAL DOCUMENT**
裁判上の文書**

Nature and purpose of the document: (1) Summons(to be held at 10:00 o'clock A.M. on July 17,2020).
文書の種類及び目的 (2) Complaint

Nature and purpose of the proceedings and, where appropriate, the amount in dispute: _____
訴訟手続の種類及び目的並びに該当する場合にはその訴額
The claim for damages
The Amount in Dispute:5,000,000Yen

Date and place for entering appearance**:
出頭の期日及び場所** The 17th day of July,2020 at 10:00 o'clock A.M.
The Civil Court Room No.〇〇〇 of the Tokyo District Court

~~Court which has given judgment**.~~
~~裁判をした裁判所**~~

~~Date of judgment**.~~
~~裁判の日**~~

~~Time limits stated in the document**.~~
~~文書に定める期間**~~

~~EXTRAJUDICIAL DOCUMENT**~~
~~裁判外の文書**~~

Nature and purpose of the document: _____
文書の種類及び目的

Time limits stated in the document**:
文書に定める期間**

* If appropriate, identity and address of the person interested in the transmission of the document.

*印の欄には、必要に応じ、文書の転達に利害関係がある者の表示及びあて先を記入すること。

** Delete if inappropriate.

**印の文言は、不要な場合には採消すること。

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

要請書（Ⅱ－２）及び文書の要領（Ⅱ－３）の記入要領

- 1 必要事項は、受託国の言語、フランス語又は英語のいずれかにより記入すればよいが、ここでは英語による例を掲げる。
なお、不動文字部分は、原則としてフランス語又は英語によるものとされているため、各庁において保管されている用紙をそのまま利用するのが便宜である（囑託国の言語を併記することはできる。）。
- 2 以下で、英語の記載例に続く（ ）内の日本語はその英語の日本語訳であり、参考までに付記したが、要請書に記入することを要しない。

第１ 要請書

- 1 「要請者（裁判官）の表示及び所在地」

例 Saiban Tarou,

The presiding judge of the 0th (※) Civil Division,

The Tokyo District Court,

1-1-4, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

The Tachikawa Branch of the Tokyo District Court,

The Tokyo Family Court,

The Tokyo Summary Court,

The Tokyo High Court,

※「0」の部分の数字により、「1st」、「22nd」、「33rd」などとしてください。

- 2 「受託当局（中央当局又は条約第９条第１項の当局）の所在地」

例 U.S. Department of Justice Civil Division Office of International
Judicial Assistance

Benjamin Franklin Station P.O. Box 14360

Washington, D.C. 20004 United States of America

※ 必ず、記載する時点の所在地を確認の上記載する。

- 3 「（名あて人の表示及びあて先）」

受送達者の氏名及び住所を記入する。

- 4 送達方法

選択しない方法を抹消する。

5 「書類の表示」

送達すべき文書の表示を記入する。

例 Complaint	(訴状)
Summons	(期日呼出状)
Brief	(準備書面)
Application for examination of evidence	(証拠申出書)
Evidence	(証拠)
Order	(命令)
Ruling	(決定)
Judgment	(判決)
Order of Determination	(審判)
Protocol of concluded conciliation	(調停調書)

6 「(場所)」

嘱託裁判所の所在地である市区町村名を記入する。

例 Chiyoda-ku, Tokyo

7 「(日付)」

要請書を作成した日付を記入する。

例 15th day of November, 2019

8 「署名又は公印」

裁判長が日本文字により署名し、ローマ字を付記するとともに職名、部及び裁判所名を記入する。

なお、2通作成する要請書につき、署名部分はどちらも自署(写しでは不可)のこと。

例 裁判太郎

Saiban Tarou

The presiding judge of the 0th (※) Civil Division,
The Tokyo District Court

※ 第1の1の※参照

第2 文書の要領

1 「嘱託当局(裁判官)の表示及び所在地」

第1の1と同じ

2 「当事者の表示」

例 The Plaintiff (原告) : 〇〇〇〇〇〇 Co., Ltd.
The Defendant (被告) : 〇〇〇〇〇〇, Inc.

3 「文書の種類及び目的」

第1の5と同じ

4 「訴訟手続の種類及び目的並びに該当する場合にはその訴額」

事件名及び金銭給付訴訟についてはその請求額を記入する。

例 The claim for divorce (離婚請求)
The claim for acknowledgment (認知請求)
The claim for settlement of credit accounts (売掛代金請求)
The claim for damages (損害賠償請求)
The claim for confirmation of ownership (所有権確認請求)
The claim for a registration of transfer of ownership
(所有権移転登記手続請求)
The appellate case of (.....控訴事件)
The motion for denial of legitimacy (嫡出否認申立)
The Amount in Dispute: 1,000,000Yen (訴額 1,000,000円)

5 「出頭の期日及び場所」

口頭弁論期日呼出状を送達する場合は、その期日及び法廷を記入する。

例 The 17th day of July, 2020
at 10:00 o'clock A.M.; The Civil Court Room No. 〇〇〇
of the Tokyo District Court

6 「裁判をした裁判所」

裁判書を送達する場合は、その裁判をした裁判所名を記入する。

例 The 〇th (※) Civil Division of the Tokyo District Court
※ 第1の1の※参照

7 「裁判の日」

裁判書を送達する場合は、その裁判をした年月日を記入する。

8 「文書に定める期間」

裁判書を送達する場合は、不服申立期間を記入する。

例 Appeal must be lodged within two weeks from the day
on which the judgment has been served.

(控訴は、この判決書送達の日から2週間以内に行わなければならない。)

[指定当局送達] 送達嘱託記載例Ⅲ－１
(通達別紙様式第３参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

在オーストリア共和国日本国大使に対する送達嘱託の依頼書
等の送付について（依頼）

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。
なお、送達に要する費用として予納金２万円を〇〇地方裁判所に保管中です。

記

〇〇地方裁判所令和〇〇年（ワ）第〇〇号損害賠償請求事件

[指定当局送達] 送達嘱託記載例Ⅲ－２
(通達別紙様式第１参照)

依 頼 書

在オーストリア共和国日本国大使 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判長(官) 〇 〇 〇 〇⑥

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

原告 〇 〇 〇 〇

住所 オーストリア共和国ウィーン市〇〇〇〇通り〇

被告 〇〇〇〇・〇〇〇〇

上記の当事者間の令和〇〇年(ワ)第〇〇号事件について、下記のとおり文書を送達するため、民訴条約の締約国であるオーストリア共和国の指定当局に対し送達を要請されたく、依頼します。

記

1 送達すべき文書を発した当局の表示

〇〇地方裁判所民事第〇部

2 当事者の氏名及び資格

原告 〇 〇 〇 〇

被告 〇〇〇〇・〇〇〇〇

3 受送達者

氏名 〇〇〇〇・〇〇〇〇

住所 オーストリア共和国ウィーン市〇〇通り〇

4 送達すべき文書

(1) 訴状副本

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日午前１０時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

5 希望する送達方法

民訴条約第３条第２項の受託国の国内法で定める方法

[外交上の経路による送達] 送達嘱託記載例Ⅳ
(別紙通達様式第2参照)

依 頼 書

キルギス共和国日本国大使 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長(官) 〇 〇 〇 〇④

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇—〇—〇

原告 〇〇〇〇株式会社

上記代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

住所 キルギス共和国〇〇〇〇〇〇〇

被告 〇〇 カンパニー

上記の当事者間の令和〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号事件について、下記のとおり文書を送達するため、民訴条約の締約国であるキルギス共和国の外務省に対し送達を要請されたく、依頼します。

記

1 送達すべき文書を発した当局の表示

〇〇地方裁判所民事第〇部

2 当事者の氏名及び資格

原告 〇〇〇〇株式会社

上記代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

被告 〇〇 カンパニー

3 受送達者

氏名 〇〇 カンパニー

住所 キルギス共和国 〇〇〇〇〇〇〇

4 送達すべき文書

(1) 訴状副本

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日午前10時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

5 希望する送達方法

民訴条約第3条第2項の受託国の国内法で定める方法

[管轄裁判所等送達] 送達嘱託記載例 V - 1
(通達別紙様式第 3 参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

フィリピン共和国管轄裁判所に対する送達嘱託書等の送付に
ついて（依頼）

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。
なお、送達の費用として予納金 2 万円を〇〇地方裁判所に保管中です。

記

〇〇地方裁判所令和〇〇年（ワ）第〇〇号損害賠償請求事件

[管轄裁判所等送達] 送達嘱託記載例V-2
(通達別紙様式第6参照)

送 達 嘱 託 書

フィリピン共和国管轄裁判所 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判長 (官) 〇 〇 〇 〇 〇 〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
原告 〇 〇 〇 〇
住所 フィリピン共和国〇〇〇〇〇〇 〇
被告 〇〇〇〇・〇〇〇〇

上記の当事者間の令和〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号事件について、下記のとおり文書を送達されたく、嘱託します。

記

1 受送達者

氏名 〇〇〇〇・〇〇〇〇
住所 フィリピン共和国〇〇〇〇〇〇 〇

2 送達すべき文書

- (1) 訴状副本(訳文付き) 1通
- (2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日午前10時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状(訳文付き) 1通
- (3) 令和〇〇年〇〇月〇〇日午前10時の口頭弁論期日呼出状(訳文付き) 1通
- (4) 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け証拠説明書副本(訳文付き) 1通
- (5) 甲第〇号証写し(訳文付き) 1通

[管轄裁判所等送達] 送達嘱託記載例 V - 3
(通達別紙様式第 4 参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

フィリピン共和国管轄裁判所に対する送達嘱託の依頼に伴う
費用の支払について

(〇〇月〇〇日付け民二第〇〇〇〇号に対する報告)

下記のとおり送達に要した費用を外貨送金しました。

記

- 1 事件名
〇〇地方裁判所令和〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号損害賠償請求事件
- 2 送付依頼書の日付等
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け民第〇〇〇〇号
- 3 送金金額
フィリピン共和国通貨 280 ペソ
- 4 送金年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 送金先
〇〇銀行〇〇支店
- 6 送金銀行
在フィリピン日本国大使館(〇〇銀行〇〇支店口座)

[管轄裁判所等送達] 送達嘱託記載例 V - 4
(通達別紙様式第 4 参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

ブラジル連邦共和国管轄裁判所に対する送達嘱託の依頼に伴
う翻訳料の支払について
(〇〇月〇〇日付け民二第〇〇〇〇号に対する報告)

下記のとおり翻訳料を外貨送金しました。

記

- 1 事件名
〇〇地方裁判所令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号土地抵当権設定登記抹消登記手
続請求事件
- 2 送付依頼書の日付等
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け民第〇〇〇〇号
- 3 送金金額
アメリカ合衆国通貨 1 5 0 . 0 0 ドル
- 4 送金年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 送金先
000000
- 6 送金銀行
〇〇銀行〇〇支店

事件番号 令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号

令和元年11月15日

〇〇〇〇・〇〇〇〇 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

口頭弁論期日呼出状，答弁書催告状

原告 〇 〇 〇 〇 から訴状が提出されました。

期日は令和2年7月17日午前10時00分と定められましたから，同期日に当裁判所民事第〇〇〇号法廷（〇階）に出頭して下さい。

なお，訴状を送達しますから，令和2年7月10日までに答弁書を提出して下さい。

答弁書を差し出さず，また期日に出頭しないと，訴状に書いてあることは認めたものとして取り扱われ，欠席のまま裁判されることがあります。

（出頭の際は，この呼出状を法廷に示して下さい。）

裁判所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

Case Number: 0000(Wa)No. 0000

Date: 15th November, 2019

To: 0000 0000

The 0th Civil Division, 0000 District Court

Court Clerk 0000 0000

Summons and Request for Submission of Answer

0000 0000, Plaintiff filed a complaint against you to this Court.

In respect of the above-mentioned case, it was decided that the oral pleading would take place at 10:00 am, 17th July 2020. You are hereby required to attend at the Civil Court Room No.000(0th floor) of this Court.

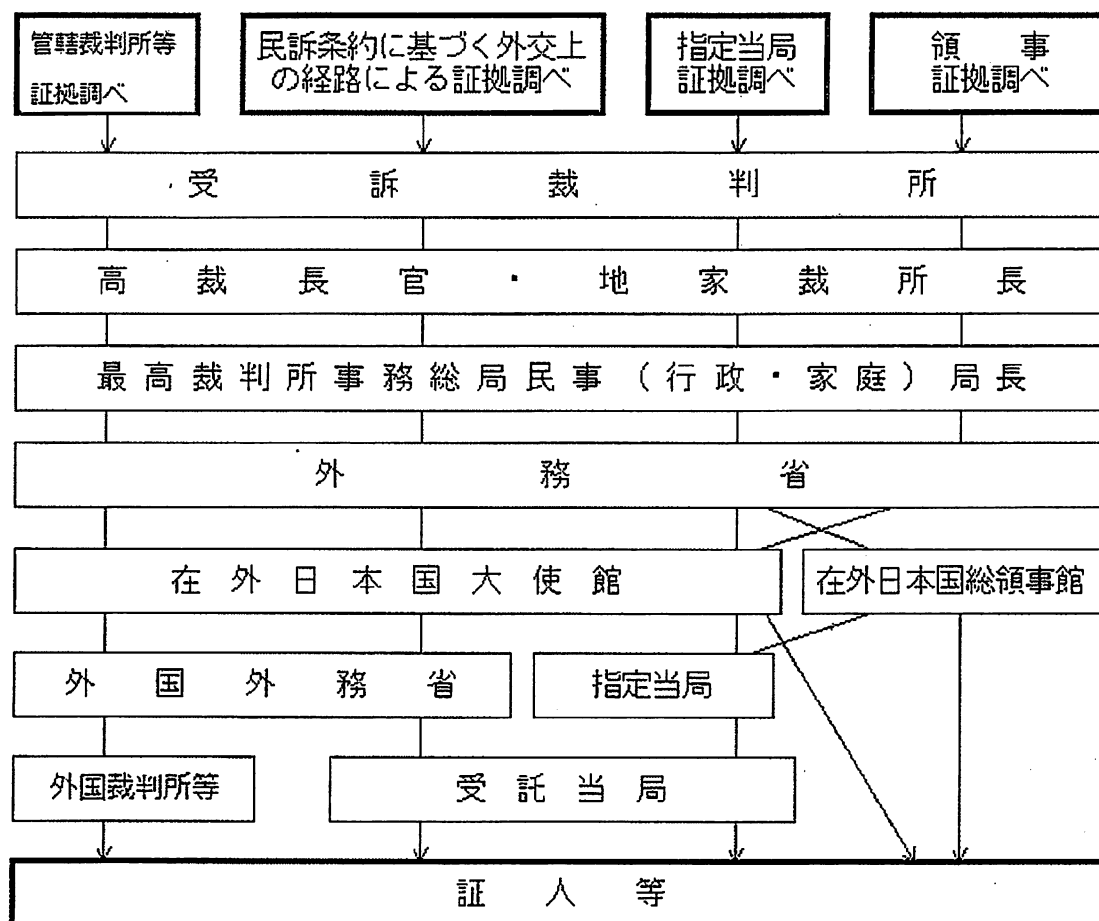
In addition, you are required to submit an answer to the complaint attached, in duplicate, by 10th July, 2020.

If you fail to file an answer to the complaint and appear at this court , the judgment in which you would be deemed to have admitted the statement of claim may be taken.

(Please present this Summons to this court when you appear.)

The location of the Court: 0-0 0Chome, 0000, 0000, 0000.

証拠調べ嘱託手続に関する関係書類の送付経路図



外国において証拠調べを行う方法としては、次のものがある。

- (1) 領事証拠調べ（在外領事等に嘱託して証拠調べを行うもの）
- (2) 指定当局証拠調べ（民訴条約に基づき外国の指定当局に対し嘱託して証拠調べを行うもの）
- (3) 民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べ（外国に駐在する我が国の大使から当該外国の外務省に嘱託して証拠調べを行うもの）
- (4) 管轄裁判所等証拠調べ（外国の管轄裁判所その他の管轄官庁に嘱託して証拠調べを行うもの）

(1) 領事証拠調べ

ア 根拠

領事証拠調べを行う根拠としては、次の３種類のものがある。

(7) 領事条約

我が国は、アメリカ合衆国及び英国と領事条約を締結しているが、領事条約では、領事官は、派遣国の裁判所のために、自発的に提供された証言を録取することができる旨が定められている（日米領事条約17条1項(e)号(ii)、日英領事条約25条）。したがって、アメリカ合衆国及び英国においては、同国に駐在する我が国の領事官に囑託して証人尋問及び当事者尋問を行うことができる。

条約上は、対象となる証人及び当事者について特に限定はないが、実務上は、対象となる証人若しくは当事者（以下、「証人等」という。）が当該領事官の属する領事館の管轄区域に居住する者で、日本国籍を有するもの又は日本語を十分に解するものであることを要する。（通達第2の1(3)力）。

(イ) 民訴条約

民訴条約では、各締約国は、相手国が拒否しない限り、自国の在外領事等に証拠調べを直接実施させることができる旨が定められている（15条）。ここにいう証拠調べとしては、証人尋問、当事者尋問、検証、鑑定人の指定等がある。

なお、本条約に基づき実施することができる証拠調べは、民事又は商事に関する事件における証拠調べに限られる（8条）。

民訴条約の各締約国の態度としては、囑託国の国民を対象とする場合にだけ認めている国、強制の方法を用いない限り認めている国、拒否している国などがある（「国の一覧表」参照）。

(ウ) 個別の応諾

国家間において条約等の合意がなくても、相手国が自国内において我が国の在外領事等により証拠調べが行われることを応諾する場合には、在外領事等は、原則として自国民に対してのみ当該国において証拠調べを行うことができる。

なお、今まで、我が国の裁判所の囑託により、個別の応諾に基づく領事証拠調べが行われた例はない。

イ 囑託の手続（通達第2の1(3)参照）

(7) 囑託書の作成

在外領事等に於てた領事証拠調べの囑託書（通達別紙様式第12、記載例Ⅰ－2参照）を作成する。

(イ) 尋問事項書等の添付

囑託書には、質問を列記した尋問事項書を添付する（記載例Ⅰ－3参照）。

また、在外領事等が事件の概要を知る必要があると思われる場合には、事件の概要を記載した書面（記載例Ⅰ－4参照）又は訴状、答弁書等の写しを(7)の囑託書に添付する必要がある。

(ウ) 訳文の添付

(a) 領事条約に基づく囑託

当該証人等が日本国籍を有する場合において、日本語を解しないときは、尋問事項書に英語又は当該証人等が解する言語によって作成され訳文を添付する必要がある（通達第2の1(3)力）。

(b) 民訴条約、個別の応諾に基づく囑託

尋問事項書、事件の概要書、訴状、答弁書等には、証人等が解する言語又は当該国の公用語のいずれかによる訳文を添付する必要がある。ただし、尋問を受ける証人等が日本語を解することが明らかな場合には、訳文を添付する必要はなく、その旨を囑託書に付記する（特例規則5条2項、通達第2の1(3)ウ、「国の一覧表」及び記載例Ⅰ－2参照）。

訳文は、当事者が提出する文書については当事者に提出させるが（特例規則5条3項）当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合又は裁判所が作成する文書については裁判所において翻訳人に依頼して訳文を作成する（その費用は当事者に予納させる。）。

(イ) 期日の通知

証拠調べの期日に当事者が立ち会うことを希望しないときは、当事者から期日の通知を要しない旨の上申書（記載例Ⅰ－５参照）をとってそれを添付するとともに、嘱託書にその旨を記載する（通達別紙様式第１２の備考の（４）、記載例Ⅰ－２参照）。

(ロ) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁判所民事局長、行政局長又は家庭局長（以下「最高裁民事局長等」という。）等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第３、記載例Ⅰ－１参照）を作成し、嘱託書等の送付を依頼する。

依頼の際、添付すべき文書は次のとおりである。

- (a) 嘱託書１通及びその写し１部
- (b) 尋問事項書等の添付書類１通及びその訳文１通並びにそれらの写し各１部
- (c) 上申書１通（期日に当事者が立ち会うことを希望しないとき。）

(ハ) 費用

証拠調べの実施に要した費用について証人等から請求があれば、支払わなければならないので、あらかじめ当事者に費用を予納させて保管しておき、その旨を送付依頼書に付記する（通達別紙様式第３、記載例Ⅰ－１参照）。証拠調べ後、請求があったときは、最高裁民事局長等からその旨を通知するので、保管金の中から外貨送金して支払い、送金手続が終了したときは、送金報告書を作成し、嘱託をした裁判所の長から最高裁民事局長等にその旨を報告する（通達別紙様式第４、記載例Ⅰ－６参照）。

ウ 送付経路

嘱託書等は、最高裁民事局長等から外務省に送付され、さらに外務省から在外領事等に送付され、証拠調べが実施される。

エ 証拠調べの実施

証拠調べは、我が国の民事訴訟法の規定に従って行われる。

オ ルートの選択の目安

領事証拠調べは、我が国の在外領事等が実施するので、他の方法に比べ早く、確実であり、また、取調べの対象となる者が日本語を解するときは、尋問事項書等に訳文の添付を要しないので、当事者の負担も軽い。したがって、領事証拠調べの方法によることができる場合には、この方法によることが考えられる。しかし、証人等が出頭を拒んだときには、証人尋問等を実施することはできないので、証人等が出頭を拒むおそれがある場合には、他の方法による必要がある。

(2) 指定当局証拠調べ

ア 根拠

民訴条約の締約国内において証拠調べを行う場合には、指定当局証拠調べを行うことができる。ここでいう証拠調べとは、前記(1)ア(イ)で述べた証人尋問等を指す。実施することができる証拠調べは、民事又は商事に関する事件における証拠調べに限られる（８条）。

イ 嘱託手続（通達第２の１(1)）

(ア) 嘱託書の作成

受託国の証拠調べにつき権限を有する当局（受託当局）宛ての嘱託書（通達別紙様式第９、記載例Ⅱ－２参照）を作成する。

嘱託書には、受託当局の用いる公用語（「国の一覧表」参照）による訳文を添付する必要がある（民訴条約１０条、特例規則５条１項）。嘱託書及び後出の尋問事項書等の訳文の提出及び作成並びに翻訳料の予納については、領事証拠調べの場合と同様である（(1)イ(ウ)参照、特例規則５条３項）。

訳文には嘱託国の外交官もしくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者により翻訳が正確である旨の証明（翻訳証明）が付される必要があるが（民訴条約10条）、嘱託をする裁判所で翻訳証明をつける必要はない。我が国では外国にある我が国の大使館で翻訳証明をしている。

(4) 尋問事項書等の添付

嘱託書には、質問を列記した尋問事項書を添付しなければならない（記載例Ⅰ－3参照）。

また、受託当局が事件の概要を知る必要があると思われるときは、事件の概要を記載した書面又は訴状、答弁書等の写しを添付する必要がある。

これらの添付書類にも受託当局の用いる公用語による訳文を添付しなければならない（特例規則5条1項）。この訳文についても翻訳証明が付される必要があるが、嘱託書の訳文と同様に、嘱託する裁判所で翻訳証明をつける必要はない。

(7) 期日の通知

当事者が証拠調べの期日に立ち会うことを希望するときは、嘱託書に証拠調べの実施期日及び場所の通知を求める旨を記載する（通達別紙様式第9備考、記載例Ⅱ－2参照）。この記載がなされたときには、受託当局から嘱託をした裁判所に証拠調べの実施期日及び場所が通知される（民訴条約11条2項）。

(1) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁民事局長等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第3、記載例Ⅱ－1参照）を作成し、嘱託書等の送付を依頼する。

依頼の際、添付すべき文書は次のとおりである。

(a) 嘱託書1通及びその写し2部

(b) 尋問事項書等の添付書類1通及びその訳文1通並びにそれらの写し各1部

(4) 費用

在外日本国大使館においてなされる翻訳証明の費用を支払う必要がある。また、受託国において証拠調べ実施に要した費用は、原則として償還請求されないが、証人もしくは鑑定人に支払った費用、証人が任意に出頭しないために裁判所附属吏が介入することから生じた費用等については、償還請求されることがある（民訴条約16条2項）。

これらの費用の予納、保管及び支払手続は領事証拠調べの場合と同様である（(1)イ(カ)参照）。

ウ 送付経路

嘱託書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国にある我が国の大使館に転達される。その後、大使館から受託国の指定当局に転達され、受託当局によって証拠調べが行われる（民訴条約9条1項）。

エ 証拠調べの実施

証拠調べは、受託当局の国内法に従って行われ、受託当局は、国内の他の当局からの嘱託による場合に用いられる強制方法と同様の強制方法を用いて受託事項を実施する。ただし、当事者の呼出しについては強制方法を用いることを要しないとされている（民訴条約11条1項）。

オ ルートの選択の目安

指定当局証拠調べは、領事証拠調べができない場合でも行うことができるし、また、証人の出頭を強制することもできる。しかし、領事証拠調べに比べ時間がかかり、また、常に嘱託書等に訳文を添付しなければならない。したがって、指定当局証拠調べは、領事証拠調べを行うことできない場合又は証人が出頭を拒絶するおそれがある場合等に利用することが考えられる。

(3) 民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べの嘱託

民訴条約では、各締約国は、外交上の経路を通じて証拠調べの嘱託がされることを希望する旨を宣言することができ（民訴条約9条3項）、この宣言をした国に対し民訴条約に基づいて証拠調べの嘱託

託をする場合には、外交上の経路によることになるが、その手続等は、次の２点を除いて、指定当局証拠調べの場合と同様である。

ア 依頼書の作成（通達第２の１（１）アただし書）

我が国の大使に対し、受託国の外務省に証拠調べの囑託を転達することを依頼する（通達別紙様式第１０，記載例Ⅲ参照）。

イ 送付経路

大使宛ての依頼書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国に駐在する我が国の大使に転達される。その後、大使から受託国の外務省に対して証拠調べの囑託の転達が行われ、受託当局によって証拠調べが実施される。

(4) 管轄裁判所等証拠調べ

ア 根拠

管轄裁判所等証拠調べを行う根拠としては、次の２種類のものがある。

(7) 二国間共助取決め

我が国が証拠調べが行われる地の存する国との間で司法共助の取決めを締結しているときは、その取決めに基づき、当該国の管轄裁判所その他の管轄官庁（以下、「管轄官庁」という。）に囑託して証拠調べを行うことができる。

(4) 個別の応諾

二国間共助取決めがなくとも、証拠調べが行われる地の存する国が応諾するときは、当該国の管轄官庁に囑託して証拠調べを行うことができる。

イ 囑託手続（通達第２の１（２）参照）

(7) 囑託書の作成

相手国の管轄官庁に宛てた証拠調べの囑託書（通達別紙様式第１１，記載例Ⅳ－２参照）を作成する。

(4) 尋問事項書等の添付

囑託書に添付すべき書面は、領事証拠調べの場合と同様である。囑託書及び添付書類には、相手国の求める言語による訳文を添付する。訳文の提出又は作成については、当事者が提出する文書については、当事者に予納させるが、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合又は裁判所が作成する文書については裁判所において翻訳人に依頼して訳文を作成する（その費用は当事者に予納させる。）（通達第２の１（２）ウ参照）。

(4) 期日の通知

当事者が証拠調べの期日に立ち会うことを希望しないときは、囑託書に証拠調べの実施期日及び場所の通知を求めない旨を記載する（記載例Ⅳ－２参照）。

(4) 送付依頼

囑託をする裁判所の長から最高裁民事局長等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第３，記載例Ⅳ－１参照）を作成し、囑託書等の送付を依頼する。

依頼の際、添付すべき文書は、次のとおりである。

(a) 相手国が求める通数の囑託書及びその訳文並びにそれらの写し

(b) 相手国が求める通数の尋問事項書等の添付書類及びその訳文並びにそれらの写し

(4) 費用

管轄裁判所等証拠調べでは、相手国に対し証拠調べを実施する上で要した費用を支払わなければならない。この費用の予納、保管及び支払の各手続は領事証拠調べの場合と同様である（（１）イ（カ）参照）。

ウ 送付経路

嘱託書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国ある我が国の大使館へ転達される。その後、大使館から相手国の外務省へ送付され、相手国の管轄官庁によって証拠調べが実施される。

エ 証拠調べの実施

証拠調べは受託国の国内法に従って行われる。

国の一覧表（証拠調べの嘱託）

国名 ※国別の証拠調べの嘱託手続をご覧 になりたい場合には、国名のリンクをク リックしてください。	民訴条 約	送達条 約	二国間共助取決 め		条約・取決めによらない共 助がされた事例		
			送達	証拠調 べ	領事送 達	管轄裁 判所送 達	証拠調 べ
アイスランド共和国	○	○					
アイルランド		○					
アゼルバイジャン共和国						○	
アメリカ合衆国		○		○			
アラブ首長国連邦					○	○	
アルジェリア民主人民共和国					○		
アルゼンチン共和国	○	○					
アルバニア共和国	○	○					
アルメニア共和国	○	○					
アンティグア・バーブーダ		○					
イスラエル国	○	○	○				
イタリア共和国	○	○	○	○			
イラク共和国			○	○	○		
イラン・イスラム共和国			○	○	○		
インド		○		○	○	○	
インドネシア共和国					○	○	
ウクライナ	○	○					
ウズベキスタン共和国	○						
ウルグアイ東方共和国					○		
英国		○	○	○			
エクアドル共和国					○		
エジプト・アラブ共和国	○	○					
エストニア共和国		○					
エチオピア連邦民主共和国					○		
オーストラリア連邦		○					○
オーストリア共和国	○		○				
オランダ王国	○	○					

ガーナ共和国					○		
カナダ		○				○	○
カンボジア王国					○		
ギニア共和国							
キプロス共和国	○	○				○	
キューバ共和国					○	○	
ギリシャ共和国		○				○	
キルギス共和国	○						
グアテマラ共和国					○	○	
クウェート国		○	○	○	○		
クロアチア共和国	○	○					
ケニア共和国					○	○	○
コスタリカ共和国		○			○		
コロンビア共和国		○			○	○	
コンゴ民主共和国					○		
サウジアラビア王国					○		
サモア独立国						○	
ザンビア共和国					○		
サンマリノ共和国		○					
シリア・アラブ共和国			○	○	○		
シンガポール共和国					○	○	
ジンバブエ共和国					○		
スイス連邦	○	○	○	○			
スーダン共和国					○	○	
スウェーデン王国	○	○		○			
スペイン	○	○		○			
スリナム共和国	○						
スリランカ民主社会主義共和国		○	○	○			
スロバキア共和国	○	○					
スロベニア共和国	○	○					
セーシェル共和国		○					

セルビア共和国	○	○					
セントビンセント及びグレナディーン諸島		○					
旧ソヴィエト社会主義共和国連邦 (カザフスタン共和国, グルジア, タジキスタン共和国, トルクメニスタン)	○						
タイ王国			○	○	○		
大韓民国		○				○	○
タンザニア連合共和国						○	
チェコ共和国	○	○					
中華人民共和国(香港, マカオを除く。)		○				○	○
中華人民共和国(香港)		○				○	○
中華人民共和国(マカオ)	○	○					
チリ共和国					○	○	○
デンマーク王国	○	○	○	○			
ドイツ連邦共和国	○	○	○	○			
ドミニカ共和国					○		
トルコ共和国	○	○					
トンガ王国					○		
ナイジェリア連邦共和国					○	○	
ニカラグア共和国					○		
ニュージーランド					○	○	○
ネパール連邦民主共和国					○		
ノルウェー王国	○	○	○			○	
パキスタン・イスラム共和国		○		○		○	
バチカン市国	○						
パナマ共和国					○	○	
バハマ国		○					
バプアニューギニア独立国					○		
パラオ共和国					○		
パラグアイ共和国					○	○	
バルバドス		○					
ハンガリー	○	○					

バングラデシュ人民共和国					○	○	
フィジー共和国					○	○	
フィリピン共和国					○	○	
フィンランド共和国	○	○					
ブラジル連邦共和国		○	○	○			○
フランス共和国	○	○				○	
ブルガリア共和国		○					
ブルネイ・ダルサラーム国						○	
ベトナム社会主義共和国		○			○		
ベネズエラ・ボリバル共和国		○					
ベラルーシ共和国	○	○					
ベリーズ		○				○	
ペルー共和国					○	○	○
ベルギー王国	○	○				○	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○					
ボツワナ共和国		○					
ポーランド共和国	○	○					
ボリビア多民族国					○	○	
ポルトガル共和国	○	○				○	
ホンジュラス共和国						○	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	○	○					
マーシャル諸島共和国						○	
マラウイ共和国		○				○	
マルタ共和国		○					
マレーシア					○	○	
ミクロネシア連邦					○		
南アフリカ共和国					○	○	
ミャンマー連邦共和国					○	○	○
メキシコ合衆国		○				○	○
モナコ公国		○					
モルドバ共和国	○	○					

モロッコ王国	○	○					
モンゴル国	○				○		
モンテネグロ	○	○			○		
ヨルダン・ハシェミット王国						○	
ラトビア共和国	○	○					
リトアニア共和国	○	○					
リヒテンシュタイン公国						○	
リビア					○		
リベリア共和国					○	○	○
ルクセンブルク大公国	○	○					
ルーマニア	○	○					
ルワンダ共和国							
レバノン共和国	○						
ロシア連邦	○	○					

ア メ リ カ 合 衆 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (日米領事条約17条1項(e)号(ii))		管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人又は日本語を十分に解する者に対する場合は原則として本ルート		Aルートの対象にならない場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し1部		1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部
IV 訳 文	英語又は証人等が解する言語		英 語
V 費 用	必 要		必 要

アルゼンチン共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部	
IV 訳文		スペイン語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ア ル メ ニ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文	アルメニア語又は証人等が解する言語	アルメニア語	
V 費用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

イ ス ラ エ ル 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準	日本人又は日本語を十分に解する者に対する証人尋問、当事者尋問の場合は原則として本ルート	Aルートの対象にならない場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し1部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文	英語、ヘブライ語又は証人等が解する言語	英語又はヘブライ語	
V 費 用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

イ タ リ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準		民事又は商事に関する事件	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部
IV 訳 文		イタリア語	イタリア語
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	必 要

イ ラ ク 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			アラビア語
V 費 用			必 要

イ ラ ン ・ イ ス ラ ム 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			ペルシャ語
V 費 用			必 要

イ ン ト

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等（訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付）			1 嘱託書 （添付書類を含む） 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			ヒンズー語又は英語
V 費 用			必 要

ウ ク ラ イ ナ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し1部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文	ウクライナ語又は証人等が解する言語	ウクライナ語	
V 費 用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ウ ズ ベ キ ス タ ン 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 1 部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部	
IV 訳 文	ウズベク語又は証人等が解する言語	ウズベク語	
V 費 用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

英

国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事証拠調べ (日英領事条約 25 条)		管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルー トの選 択基準	日本人又は日本語を十分 に解する者に対する証人 尋問、当事者尋問の場合 は原則として本ルー ト		Aルー トの対象にならな い場合又は Aルー トで嘱 託すると証人が出頭しな いおそれがある場合
III 作成すべき 文書等 (訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 1 部		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文	英語又は証人等が解する 言語		英 語
V 費 用	必 要		必 要

エジプト・アラブ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部	
IV 訳文		アラビア語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

オーストラリア連邦

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			英 語
V 費 用			必 要

オーストリア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳文		ドイツ語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

オ ラ ン ダ 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文		オランダ語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

カ ナ ダ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)			1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部
IV 訳 文			英 語
V 費 用			必 要

キルギス共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文	キルギス語、ロシア語又は証人等が解する言語	キルギス語又はロシア語	
V 費用	必要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ク ウ エ ー ト 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			ヒンズー語又は英語
V 費 用			必 要

ク ロ ア チ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 依頼書 1通 写し2部 2 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳 文		クロアチア語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ケ ニ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			スワヒリ語
V 費 用			必 要

シ リ ア ・ ア ラ ブ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			アラビア語
V 費 用			必 要

ス イ ス 連 邦

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準		民事又は商事に関する事件	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 依頼書 1 通 写し2部 2 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部
IV 訳 文		ドイツ語、フランス語、 イタリア語又はロマンシュ語	ドイツ語、フランス語、 イタリア語又はロマンシュ語
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	必 要

スウェーデン王国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルー トの選 択基準		民事又は商事に関する事 件	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部
IV 訳 文		スウェーデン語	スウェーデン語
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	必 要

ス ペ イ ン

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人又は日本語を十分に解する者に対する場合で、スペインの同意があり、かつ、訴訟手続及び国家治安に関する規定に抵触しない場合	Aルートの対象にならない場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部
IV 訳 文	スペイン語又は証人等が解する言語	スペイン語	スペイン語
V 費 用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	必 要

ス リ ナ ム 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文		オランダ語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

スリランカ民主社会主義共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルー トの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)			1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			シンハラ語
V 費 用			必 要

スロバキア共和国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文		スロバキア語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	

スロベニア共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルー トの選 択基準		日本人か外国人かにかか わらず本ルー ト	
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)		1 依頼書 1 通 写し2 部 2 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2 部	
IV 訳 文		スロベニア語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	

セルビア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 依頼書 1 通 写し 2 部 2 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部	
IV 訳文		セルビア語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦

アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、グルジア、
タジキスタン共和国、トルクメニスタン

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 依頼書 1通 写し2部 2 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文	ロシア語又は証人等が解する言語	ロシア語	
V 費用	必要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

(注) 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦が加入していた条約を承継するか否かについては未確定の状況にある。

タイ王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳文			タイ語
V 費用			必要

大 韓 民 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べの 共助が行われたもの
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等（訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付）			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			韓 国 語
V 費 用			必 要

※ 家族関係登録に係る証拠調べ（調査嘱託）により戸籍謄本等の取得を要請する場合、嘱託先は、対象者の登録基準地または住所地の市（区）・邑・面の長としてください。
ただし、調査嘱託書の宛先は、「大韓民国管轄裁判所」となります。

チェコ共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルー トの選 択基準		日本人か外国人かにかか わらず本ルー ト	
III 作成すべき 文書等 (訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部	
IV 訳 文		チェコ語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	

中華人民共和国（香港，マカオを除く。）

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ （事例） 条約又は二国間共助取 決めはないが，証拠調べ の共助が行われたもの
II ルー トの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルー ト
III 作成すべき 文書等（訳文 を添付すべき 場合は，原文 と同じ部数を 添付）			1 嘱託書 （添付書類を含む） 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			中 国 語
V 費 用			必 要

中華人民共和国（香港）

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ （事例） 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルー トの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルー ト
III 作成すべき 文書等（訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付）			1 嘱託書 （添付書類を含む） 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			中国語又は英語
V 費 用			必 要

中華人民共和国（マカオ）

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルー トの選 択基準		日本人か外国人かにかか わらず本ルー ト	
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)		1 依頼書 1 通 写し2 部 2 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2 部	
IV 訳 文		中国語又はポルトガル語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	

チ リ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等（訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付）			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			英 語
V 費 用			必 要

デンマーク王国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルー トの選 択基準		民事又は商事に関する事 件	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部
IV 訳 文		デンマーク語	デンマーク語
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	必 要

ド イ ツ 連 邦 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部
IV 訳 文	ドイツ語又は証人等が解する言語	ドイツ語	ドイツ語
V 費 用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	必 要

トルコ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文		トルコ語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ニュージーランド

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等（訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付）			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			英 語
V 費 用			必 要

ノ ル ウ ェ ー 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文		ノルウェー語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

パキスタン・イスラム共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳文			ウルドゥー語又は英語
V 費用			必要

バ チ カ ン 市 関

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文		イタリア語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ハンガリー

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文	ハンガリー語又は証人等が解する言語	ハンガリー語	
V 費用	必要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

フィンランド共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文		フィンランド語又はスウェーデン語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ブラジル連邦共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 4 部
IV 訳文			不要 ただし、固有名詞(地名・人名)に平仮名で振り仮名を付けた写しを添付 (ブラジルの公証翻訳人用)
V 費用			必要

フ ラ ン ス 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文		フランス語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ベラルーシ共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルー トの選 択基準	日本人に対する場合は原 則として本ルー ト	外国人に対する場合又は Aルー トで囑託すると証 人が出頭しないおそれが ある場合	
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し1部	1 依頼書 1 通 写し2部 2 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文	ベラルーシ語又は証人等 が解する言語	ベラルーシ語	
V 費 用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	

ペ ル ー 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			スペイン語
V 費 用			必 要

ベルギー王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 依頼書 1通 写し2部 2 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文		フランス語又はフラマン語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ボスニア・ヘルツェゴビナ

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルー トの選 択基準		日本人か外国人かにかか わらず本ルー ト	
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)		1 依頼書 1 通 写し2部 2 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文		ボスニア語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	

ポ ー ラ ン ド 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し1部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文	ポーランド語又は証人等が解する言語	ポーランド語	
V 費 用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ポルトガル共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等（訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付）		1 依頼書 1通 写し2部 2 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文		ポルトガル語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 依頼書 1通 写し2部 2 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文		マケドニア語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ミ ャ ン マ ー 連 邦 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べの 共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部
IV 訳 文			英 語
V 費 用			必 要

メ キ シ コ 合 衆 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにか かわらず本ルート
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			スペイン語
V 費 用			必 要

モルドバ共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルー トの選 択基準	日本人に対する場合は原 則として本ルー ト	外国人に対する場合又は Aルー トで囑託すると証 人が出頭しないおそれが ある場合	
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 依頼書 1通 写し2部 2 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳 文	モルドバ語又は証人等が 解する言語	モルドバ語	
V 費 用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	

モ ロ ッ コ 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部	
IV 訳 文		アラビア語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

モンテネグロ

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 依頼書 1通 写し2部 2 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文		モンテネグロ語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	

ラトビア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 依頼書 1通 写し2部 2 囑託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文	ラトビア語又は証人等が解する言語	ラトビア語	
V 費用	必要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

リベリア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			英 語
V 費 用			必 要

ル ク セ ン ブ ル ク 大 公 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文		フランス語又はドイツ語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ル　ー　マ　ニ　ア

	A ル　ー　ト	B ル　ー　ト	C ル　ー　ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文		ルーマニア語	
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

レバノン共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳文		アラビア語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	

ロ シ ア 連 邦

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると証人 が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し1部	1 依頼書 1 通 写し2部 2 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文	ロシア語又は証人等が解する言語	ロシア語	
V 費 用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に 支払われた費用等は必要	

証 拠 調 べ 嘱 託 記 載 例

(1) 領事証拠調べ

- I-1 送付依頼書 (通達別紙様式第3参照)
- I-2 嘱託書 (通達別紙様式第12参照)
- I-3 尋問事項書
- I-4 事件の概要
- I-5 上申書
- I-6 送金報告書 (通達別紙様式第4参照)

(2) 指定当局証拠調べ

- II-1 送付依頼書 (通達別紙様式第3参照)
- II-2 嘱託書 (通達別紙様式第9参照)

(3) 民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べ

- III 依頼書 (通達別紙様式第10参照)

(4) 管轄裁判所等証拠調べ

- IV-1 送付依頼書 (通達別紙様式第3参照)
- IV-2 嘱託書 (通達別紙様式第11参照)

(備考)

I-3 (尋問事項書), I-4 (事件の概要), I-6 (送金報告書) は, (2), (3) 及び (4) についても共通である。

領事証拠調べ嘱託記載例Ⅰ－１
(通達別紙様式第３参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

在サンフランシスコ日本国総領事に対する証拠調べ嘱託書等
の送付について（依頼）

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。

なお、証拠調べに要する費用として予納金２０万円を〇〇地方裁判所に保管中で
す。

記

〇〇地方裁判所令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号損害賠償請求事件

領事証拠調べ嘱託記載例 I - 2
(通達別紙様式第 1 2 参照)

証 拠 調 べ 嘱 託 書

在サンフランシスコ日本国総領事 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長 (官) 〇 〇 〇 〇④

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

原告 〇 〇 〇 〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

被告 〇 〇 〇 〇

上記の当事者間の令和〇〇年 (ワ) 第〇〇〇〇号事件について、下記のとおり証人尋問されたく、嘱託します。

記

1 証 人

氏名 Pro. 0000 0. 0000
国籍 U. S. A.
住所 Medicine Department, 0000 Univ.
 0000 CA 00000-0000 U. S. A.

2 添付書類

- (1) 尋問事項書 別紙のとおり
- (2) 事件の概要 別紙のとおり

3 証人は、日本語を解する。

4 当事者 (原告及び被告) は、証拠調べ期日の通知を求めない。

(別紙)

尋 問 事 項

鑑定証人 ○○○○・○・○○○○

- 1 証人の経歴・業績
- 2 ○○は、いかなる種類の毒性を有するか。
- 3 いかなる機序によって、○○は発生するか。
- 4 ○○は○○にいかなる効果を有するか。

(別紙)

事 件 の 概 要

傷病の治療のため〇〇を大量に投与された後〇〇を発症し、現に治療中の者及びその家族並びに死亡した者の遺族が投与を行った〇〇に対し、上記〇〇の使用投与等につき注意義務の違反があることを理由として損害賠償を求めているものである。

上 申 書

原 告 ○ ○ ○ ○
被 告 ○ ○ ○ ○

上記の当事者間の令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号損害賠償請求事件について、在サンフランシスコ日本国総領事に嘱託した証人尋問の期日の通知を要しませんから、その旨上申いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

原告代理人
弁護士 ○ ○ ○ ○⑦
被告代理人
弁護士 ○ ○ ○ ○⑦

領事証拠調べ囑託記載例Ⅰ－6
(通達別紙様式第4参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

在サンフランシスコ日本国総領事に対する証拠調べ囑託の依
頼に伴う費用の支払について

(〇〇月〇〇日付け民二第〇〇〇〇号に対する報告)

下記のとおり証拠調べに要した費用を外貨送金しました。

記

- 1 事件名
〇〇地方裁判所令和〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号損害賠償請求事件
- 2 送付依頼書の日付等
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け民第〇〇〇〇号
- 3 送金金額
アメリカ合衆国通貨31ドル20セント
- 4 送金年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 送金先
在サンフランシスコ日本国総領事館(〇〇銀行〇〇口座)
- 6 送金銀行
〇〇銀行〇〇支店

指定当局証拠調べ嘱託記載例Ⅱ－１
(通達別紙様式第３参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

フランス共和国の権限を有する当局に対する証拠調べ嘱託書
等の送付について（依頼）

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。
なお、証拠調べに要する費用として予納金２０万円を〇〇地方裁判所に保管中です。

記

〇〇地方裁判所令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号貸金請求事件

指定当局証拠調べ嘱託記載例Ⅱ－２
(通達別紙様式第９参照)

証 拠 調 べ 嘱 託 書

フランス共和国の権限を有する当局 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長（官） 〇 〇 〇 〇④

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

原告 〇 〇 〇 〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

被告 〇 〇 〇 〇

上記の当事者間の令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号事件について、民訴条約第８条に基づき、下記のとおり証人尋問されたく、嘱託します。

記

１ 証 人

氏名 〇 〇 〇 〇

住所 フランス共和国パリ市〇〇〇〇通り〇〇番地

２ 添付書類

（１）尋問事項書（訳文付き）

（２）事件の概要（訳文付き）

３ 証拠調べの実施期日及び場所の通知を求める。

外交上の経路による証拠調べ嘱託記載例Ⅲ
(通達別紙様式第10参照)

依 頼 書

在スイス連邦日本国大使 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長（官） 〇 〇 〇 〇⑤

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

原告 〇〇〇〇株式会社

上記代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

住所 スイス連邦ベルン市〇〇〇〇通り〇〇

被告 〇〇〇〇・〇〇〇〇

上記の当事者間の令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号事件について、下記のとおり証人尋問をするため、民訴条約の締約国であるスイス連邦の外務省に対し証人尋問の嘱託を転達されたく、依頼します。

記

1 証 人

氏名 〇 〇 〇 〇

00000 00000

住所 スイス連邦ベルン市〇〇〇〇 〇〇

00 0000, Bern, Schweiz

2 添付書類

(1) 尋問事項書（訳文付き）

(2) 事件の概要（訳文付き）

3 証拠調べの実施期日及び場所の通知を求める。

管轄裁判所等証拠調べ嘱託記載例Ⅳ－1
(通達別紙様式第3参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

アメリカ合衆国管轄裁判所に対する証拠調べ嘱託書等の送付
について（依頼）

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。
なお、証拠調べに要する費用として予納金15万円を〇〇地方裁判所に保管中です。

記

〇〇地方裁判所令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号貸金請求事件

管轄裁判所等証拠調べ嘱託記載例Ⅳ－２
(通達別紙様式第１１参照)

証 拠 調 べ 嘱 託 書

アメリカ合衆国管轄裁判所 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長（官） 〇 〇 〇 〇④

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

原告 〇 〇 〇 〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

被告 〇 〇 〇 〇

上記の当事者間の令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号事件について、下記のとおり証人尋問されたく、嘱託します。

記

１ 証 人

氏名 〇 〇 〇 〇

国籍 日本国

住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市〇〇〇〇
通り〇〇〇〇

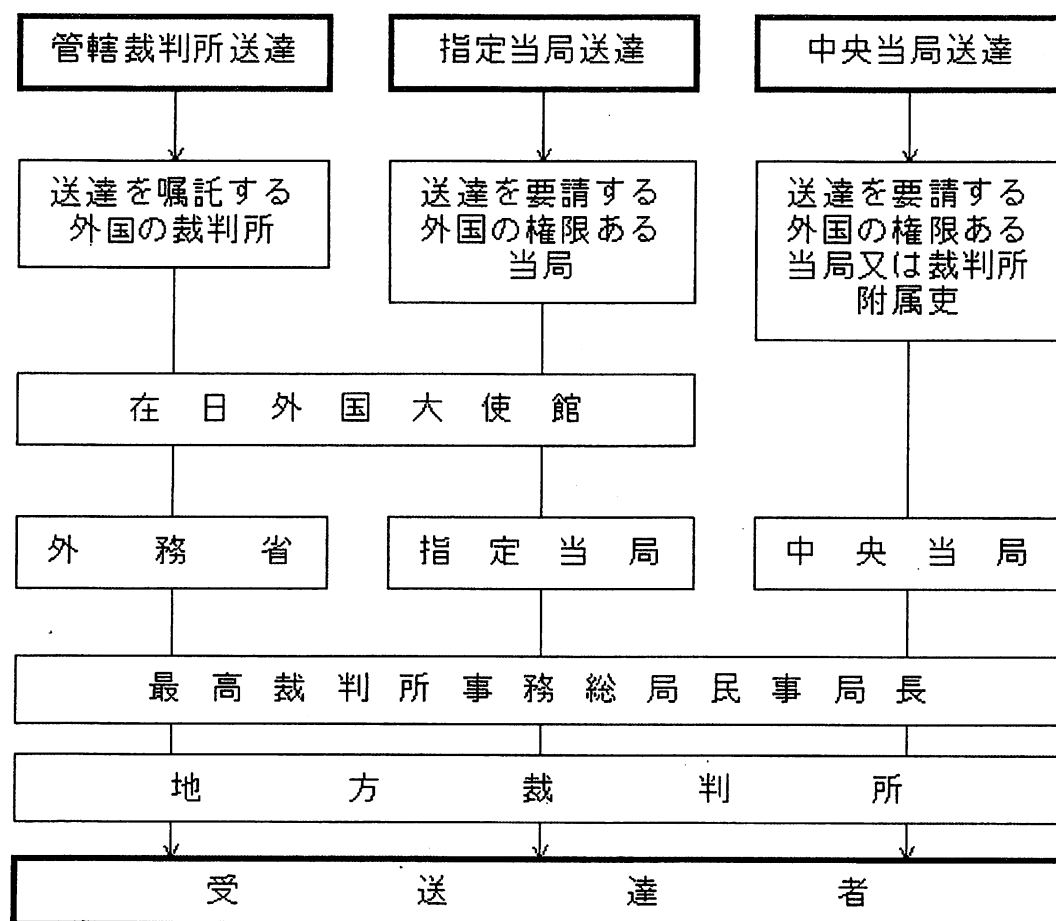
２ 添付書類

(1) 尋問事項書 別紙のとおり

(2) 事件の概要 別紙のとおり

３ 当事者は、証拠調べ期日及び場所の通知を求めない。

送達受託手続に関する関係書類の送付経路図



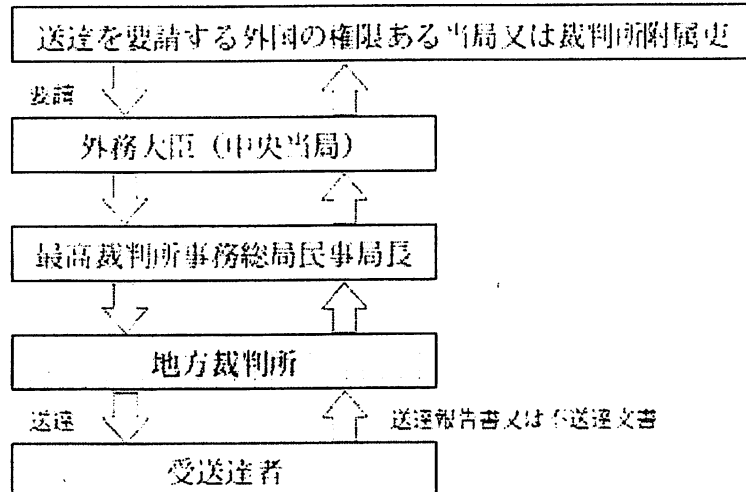
外国から我が国に対して送達を依頼する方法としては、次のものがある。

- (1) 中央当局送達（送達条約に基づき、法律上権限を有する当局又は裁判所附属吏が、我が国の中央当局である外務大臣に対して送達を要請してくるもの）
（例）アメリカ合衆国、フランス共和国、大韓民国、中華人民共和国
- (2) 指定当局送達（民訴条約に基づき、在日外国大使館が、我が国の指定当局である外務大臣に対して送達を要請してくるもの）
（例）オーストリア共和国
- (3) 管轄裁判所送達（二国間共助取決め又は我が国の応諾に基づき、送達を囑託する外国の裁判所が、我が国の裁判所に対して送達を囑託してくるもの）
（例）ブラジル連邦共和国

中央当局送達

(送達条約に基づく送達)

(例) アメリカ合衆国、フランス共和国、大韓民国、中華人民共和国



(概説)

【外国からの要請】

送達条約の締約国の法律上権限を有する当局又は裁判所附属吏から我が国の中央当局である外務大臣（特例法２４条）に対し、送達条約所定の様式に従った要請書により送達の要請がある（送達条約３条１項）。

【管轄裁判所への送付】

要請書及び送達すべき文書は、外務省から最高裁判所事務総局民事局長（以下「最高裁民事局長」という。）宛てに送付され、最高裁民事局長から管轄裁判所（送達を行うべき地を管轄する地方裁判所—特例法２５条２項、３条２項）の長宛てに送付される。

他の地で送達すべきときは、送付を受けた裁判所は、その地を管轄する地方裁判所に移送する（特例法２５条２項、４条）。

【送達の実施】

管轄裁判所において、文書の要領（送達条約５条４項）と送達すべき文書を受送達者に送達する。

【証明書等の送付】

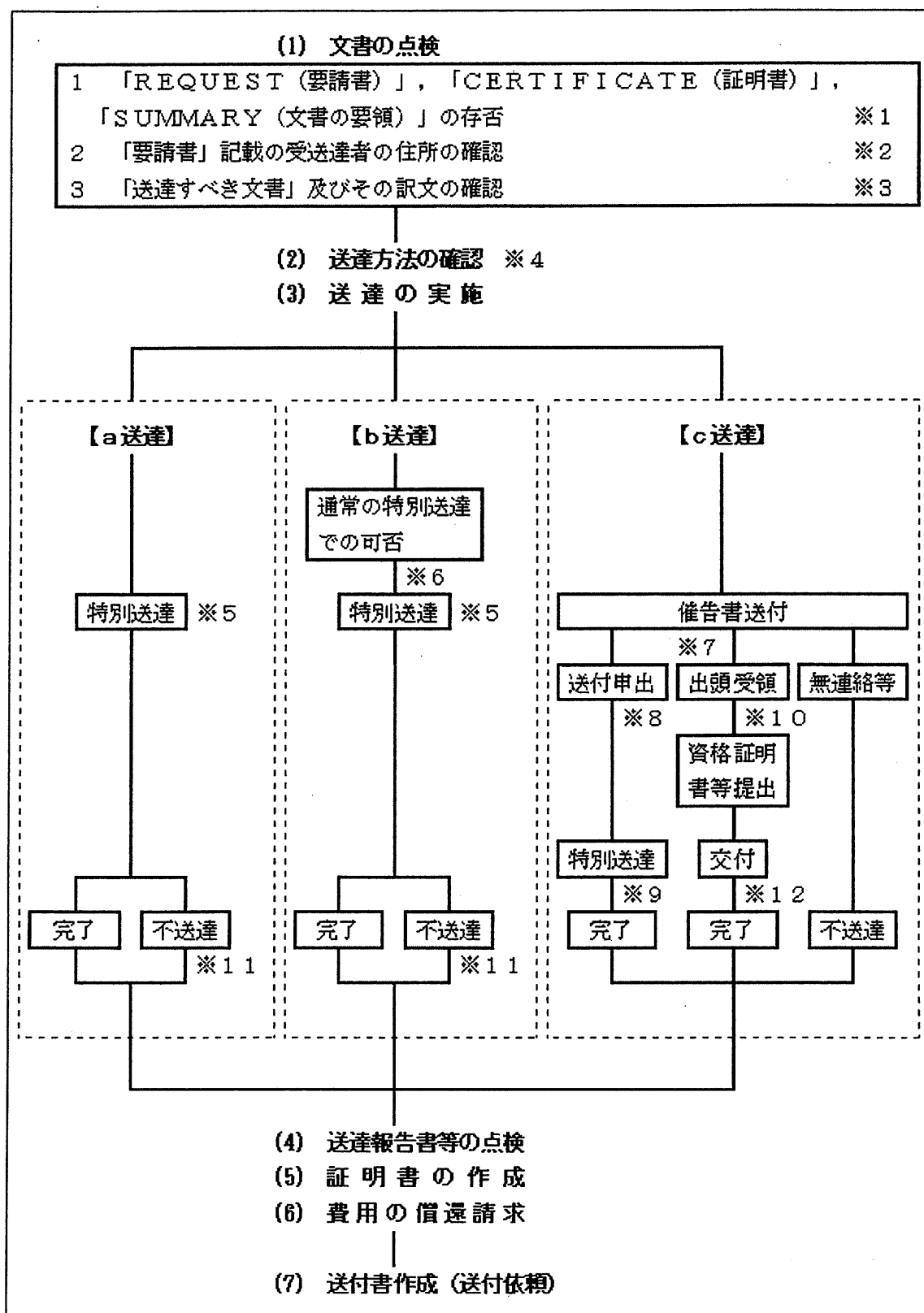
送達を実施した後、送達結果の証明書を作成し（送達条約６条、特例法２７条）、送達を実施した裁判所の長から最高裁民事局長宛てに証明書等の送付を依頼する。

- * 送達を行うために要した費用は、裁判費から支出する。この費用は原則として、要請者に償還請求することはできないが、執行官送達に要した費用は償還請求することができる（送達条約１２条）。償還請求するときは、証明書等の送付を依頼する際に、地方裁判所蔵入徴収官作成の要請者あての請求書及び裁判所書記官作成の要請者あての費用明細書を添付する。

(注) 請求書及び費用明細書は、各受託事件ごとに作成する。

証明書等は、最高裁民事局長から外務省を通じて送達条約の締約国の法律上権限を有する当局又は裁判所附属吏に送付される。

(地方裁判所における事務処理)



(1) 文書の点検

最高裁民事局長から管轄裁判所の長宛てに送付される文書は、①最高裁民事局長から管轄裁判所の長に宛てた送付書、②送達方法に関する別紙、③外務省領事局長から最高裁民事局長に宛てた送付書（写し）、④「REQUEST（要請書）」、⑤「CERTIFICATE（証明書）」、⑥「SUMMARY（文書の要領）」及び⑦送達すべき文書である。

これらの文書につき、以下を中心に点検を行う。

※1 「要請書」、「証明書」及び「文書の要領」が添付されていることを確認する。

* 「要請書」と「証明書」は最高裁判所の係でホチキス留めをするなどして、一体のものとしている。このホチキス留めは外さない（送達実施後に最高裁民事局長あてに送付する（(7)参照）。）。

※2 「要請書」記載の受送達者の住所は、「要請書」の中央の部分にある「（Identity and address）」に記載されている。

ここに記載されている住所については、住所表示が変更になっている場合もあるので、確認する。

※3 「送達すべき文書」については、訳文が添付等されているか確認する。

* 訳文添付の有無により、要請と異なる送達方法を実施する場合もあるので、注意を要する（(2)参照）。

(2) 送達方法の確認

ア 送達実施の方法としては、受託国（日本）の国内法による方法（送達条約5条1項(a)）、要請者の希望する特別の方法（送達条約5条1項(b)）、任意交付の方法（送達条約5条2項）の3種類がある。

(f) 国内法による方法（いわゆる「a送達」）

国内法による方法での送達実施の要請があったときは、我が国の民事訴訟法に従って送達を行う。原則として、要請書に記載されている宛先を受送達者の住所、営業所等であるとして送達を行えば足りるが、上記の宛先が明らかに就業場所である場合には、就業場所送達（民事訴訟法103条2項）を行う（就業場所送達の問題点についてQ&A（受託編）Q11参照）。

(g) 特別の方法（いわゆる「b送達」）

特別の方法による送達の要請があったときは、その方法が我が国の国内法秩序に反しない限り、その方法により送達を行う。要請上は、特別の方法を希望している場合であっても、その特別の方法が我が国の民事訴訟法上に定められている方法であれば、我が国の民事訴訟法に従って送達を行えば要請が満たされることになる（(3)の※6参照）。

(h) 任意交付の方法（いわゆる「c送達」）

任意交付の方法による送達の要請があったとき、又はa送達の要請があったが、訳文がない若しくは訳文が不完全の理由でこの方法を選択するときは、裁判所書記官は受送達者に対し、送達すべき文書を表示してその受領を催告する（特例規則13条、4条1項、記載例Ⅰ－3参照）。この催告は、普通郵便で行えば足りる。

* この催告を実施せずに特別送達をしないように、注意を要する。

催告を受けた者は、自ら裁判所に出頭し又は代理人を出頭させて文書を受領する（受送達者本人が出頭する場合は、本人であることを証明できるものを提示させ、代理人を出頭させる場合には代理権を証明する委任状、登記事項証明書及び印鑑証明書等を提出させる。委任状については、記載例Ⅰ－4参照）か、あるいは文書の送付を申し出ることができる（特例規則13条、4条2項）。文書送付の申出があったときは、民事訴訟法に定める郵便による送達の方法により文書を送付する（特例規則13条、4条3項）。

催告を発した日から3週間以内に受送達者が出頭せず、かつ、送付の申出もないときは、受

領が拒絶されたものとして取り扱うことができる（特例規則13条、4条4項）。

- イ これらのうちいずれの方法によるかは要請書の記載に従うのが原則であるが、我が国は、アの(7)(a送達)及び(イ)(b送達)の方法による送達の要請については、日本語による訳文の添付を要求しているので、訳文の添付がない場合又は訳文が不完全な場合は、(イ)(b送達)の方法による送達の要請があった場合又はアの(ウ)(c送達)の方法が抹消されている場合を除き、アの(ウ)(c送達)の方法により送達を実施する。

※4 要請者が希望している「送達方法」は、受送達者の住所欄の次に記載されている。

(3) 送達の実施

管轄裁判所において、文書の要領（送達条約5条4項）と送達すべき文書を受送達者に送達する。

* 出頭期日が切迫している場合などもあるので、最高裁判所から文書が到達したら、速やかに送達に取りかかるよう注意する。
なお、出頭期日は文書の要領に記載されている。

* 「要請書」及び「証明書」を送達すべき文書と一緒に送達せず、担当部にとどめおき、送達手続終了後に送達報告書等（送達できた場合）又は送達すべき文書等（不送達に終わった場合）と一緒に最高裁判所に送付する。一方、文書の要領は、送達すべき文書とともに送達する。

※5 郵便送達報告書の「書類の名称」欄には、「1 文書の要領、2 召喚状、3 告訴状、4 2及び3の訳文」等と記載する。

* 訳文を送達した場合、郵便送達報告書の「書類の名称」欄にその旨を記載する。

※6 「特別の方法」として指定される場合、最高裁判所から参考メモの送付があるので、送達方法に関する別紙の検討の際に参考とする。

※7 c送達の場合は、送達すべき文書を表示してその受領を催告する。

この催告は、普通郵便で行えば足りる。

※8 受送達者からの文書の送付の申し出については、送付申出書面を提出してもらう事例が多い。

※9 送付申出書面が提出された場合、普通郵便等ではなく特別送達を実施する。

※10 受送達者本人が出頭する場合は、身分が確認できるもの（パスポート、運転免許証等）を持参させ、本人であることを確認する（パスポート、運転免許証等の写しの添付不要）。受送達者の代理人が出頭する場合には代理権を証明する委任状、登記事項証明書及び印鑑証明書等を提出させる。

(4) 送達報告書等の点検

送達が完了した場合は、国内の民事事件と同様に送達報告書等を点検する。

※11 不送達の事由としては、転居先不明、宛所尋ねあたらず、部屋番号等の不備、留置期間経過が考えられるが、（要請者に調査を依頼することができないため）いずれの場合もその結果をもって不送達の証明書作成の手続に入る庁が多い。

※12 交付送達の場合、裁判所書記官名の送達報告書（交付送達）を作成する。

(5) 証明書の作成

送達を実施した後、最高裁判所の係から送付を受けた証明書の様式を使用して、各送達結果に応じた証明書を作成する（送達条約6条、特例法27条。記載例I-2参照）。証明書は、日本語で記入すれば足りる（送達条約7条2項）。

なお、次のような点に留意する。

（中央当局送達）

- ・ CERTIFICATE（証明書）をREQUEST（要請書）とともに最高裁判所に返送したか。
- ・ 証明書は、添付された様式を利用して作成したか（管轄裁判所送達の場合に作成する証明書とは様式が異なる。）
- ・ b送達をした場合、証明書に特別の方法の内容（「執行官による送達」等）を記載したか。
- ・ 証明書の不要部分を抹消したか（特に、「費用の償還請求欄」につき注意。）。
- ・ 送達が奏功した場合には、証明書の「該当する場合には、要請された交付の実施を証明する文書」欄に、送達が不奏功である場合には、「返送される書類」欄に、必要な記載がされているか。
（中央当局送達、指定当局送達、管轄裁判所送達共通）
- ・ 証明書の作成日は、添付の郵便送達報告書等の受付年月日より後の日付になっているか。
- ・ 署名の後に書記官印を押したか。

(6) 費用の償還請求

送達を行うために要した費用は、裁判費から支出する。この費用は原則として要請者に償還請求することはできないが、執行官送達に必要な費用は償還請求することができる（送達条約12条）。

償還請求するときは、証明書等の送付を依頼する際に、地方裁判所歳入徴収官作成の要請者宛ての請求書（記載例Ⅰ－5参照）と裁判所書記官作成の要請者宛ての費用明細書（記載例Ⅰ－6参照）を添付する。

(7) 送付書作成（送付依頼）

送達を実施した裁判所の長から最高裁民事局長宛てに証明書等の送付を依頼する（記載例Ⅰ－1参照）。

依頼の際に添付すべき文書は次のとおりである。

ア 送達ができただけの場合

(7) 証明書（CERTIFICATE）

(i) 要請書（REQUEST）（(7)の証明書と一体のものとして要請者に返送する。）

* (7)と(i)は、ホチキス留めするなどして一体のものとされているので、ホチキスははずさない。

(v) 送達報告書

(I) 電話聴取書等

(o) 任意交付の方法によった場合で催告書を送付した結果、文書の送付を希望する旨の書面が提出されたときは、文書送付申出書（電話を受けた場合は、電話聴取書）

(k) 任意交付の方法によった場合で代理人が受領したときは、委任状、登記事項証明書及び印鑑証明書等

(h) 費用の償還請求をする場合は、(6)の請求書及び費用明細書

イ 不送達に終わった場合

(7) 証明書（CERTIFICATE）

(i) 要請書（REQUEST）（(7)の証明書と一体のものとして要請者に返送する。）

(v) 送達すべき文書

(I) 郵便による送達の場合は、返戻された封筒

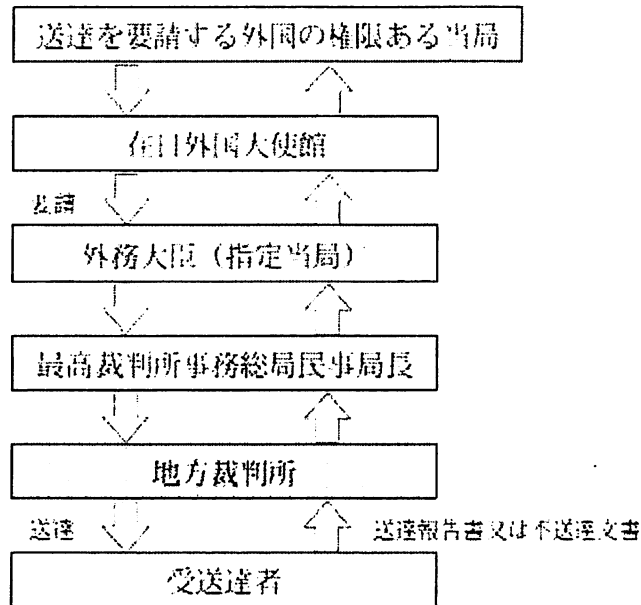
(o) 任意交付の方法によった場合で催告書を送付したが受け取らなかったときは、文書受領の催告書写し

(k) 費用の償還請求をする場合は、(6)の請求書及び費用明細書

指定当局送達

(民訴条約に基づく送達) ※ この方法の依頼はほとんどない。

(例) オーストリア共和国



(概説)

【外国からの要請】

民訴条約の締約国であって、送達条約に加入していない国の在日外国大使館から我が国の指定当局である外務大臣（特例法2条）に対し、送達の要請がある。

【管轄裁判所への送付】

中央当局送達の場合と同様（送達を行うべき地を管轄する地方裁判所－特例法3条2項、移送－特例法4条）。

【送達の実施】

中央当局送達の場合と同様（民訴条約2条、3条2項）。

ただし、訳文には囑託国の外交官又は領事官の翻訳証明が付される必要がある（民訴条約3条3項）。翻訳証明のない訳文が添付されている場合は、訳文が添付されていない場合と同様に取り扱う（任意交付の方法による送達（いわゆる「c送達」）を実施する。）。

【証明書等の送付】

中央当局送達の場合と同様（記載例Ⅱ－1参照。ただし、証明書用紙は各自で用意する（民訴条約5条1項、特例法7条、記載例Ⅱ－2参照）。また、要請書（REQUEST）はない。）。証明書は、日本語で作成すれば足りる。

- * 費用の償還請求（民訴条約7条2項）も、中央当局送達の場合と同様（ただし、償還請求先は囑託国）。償還請求するときには、証明書等の送付を依頼する際に、囑託国の在日外国大使館宛ての納入告知書（記載例Ⅲ－3）と裁判所書記官作成の囑託当局宛ての費用明細書（記載例Ⅲ－4）を添付する。

（注） 納入告知書及び費用明細書は、各受託事件ごとに作成する。納入告知書については、囑託国の在日大使館に直接送付することのないよう特に注意する。

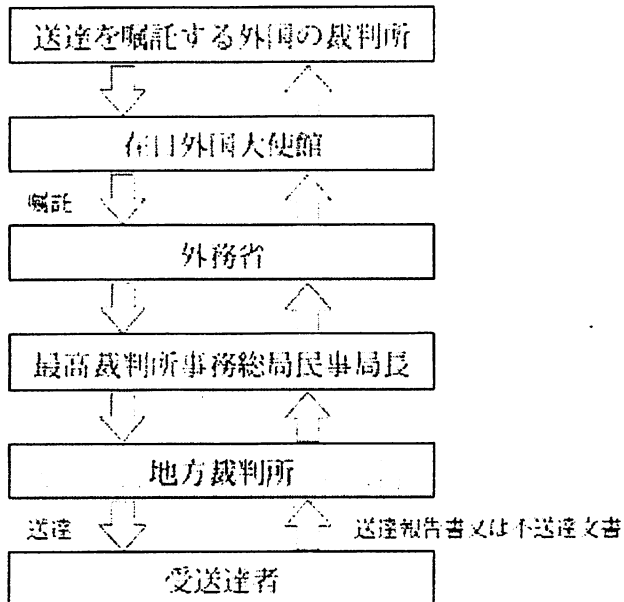
証明書等は、最高裁民事局長から外務省、在日外国大使館を通じて送達を要請する権限のある当局に送付される。

(地方裁判所における事務処理) (略)

管轄裁判所送達

(二国間共助取決め又は我が国の応諾に基づく送達)

(例) ブラジル連邦共和国



(概説)

※ 基本的な注意事項については「中央当局送達」参照

【外国からの嘱託】

在日外国大使館から我が国の外務省に対し、我が国の裁判所宛ての嘱託書及び送達すべき文書が送付される。

【管轄裁判所への送付】

中央当局送達の場合と同様（送達を行うべき地を管轄する地方裁判所－共助法1条2項、移送－共助法2条）。

【送達の実施】

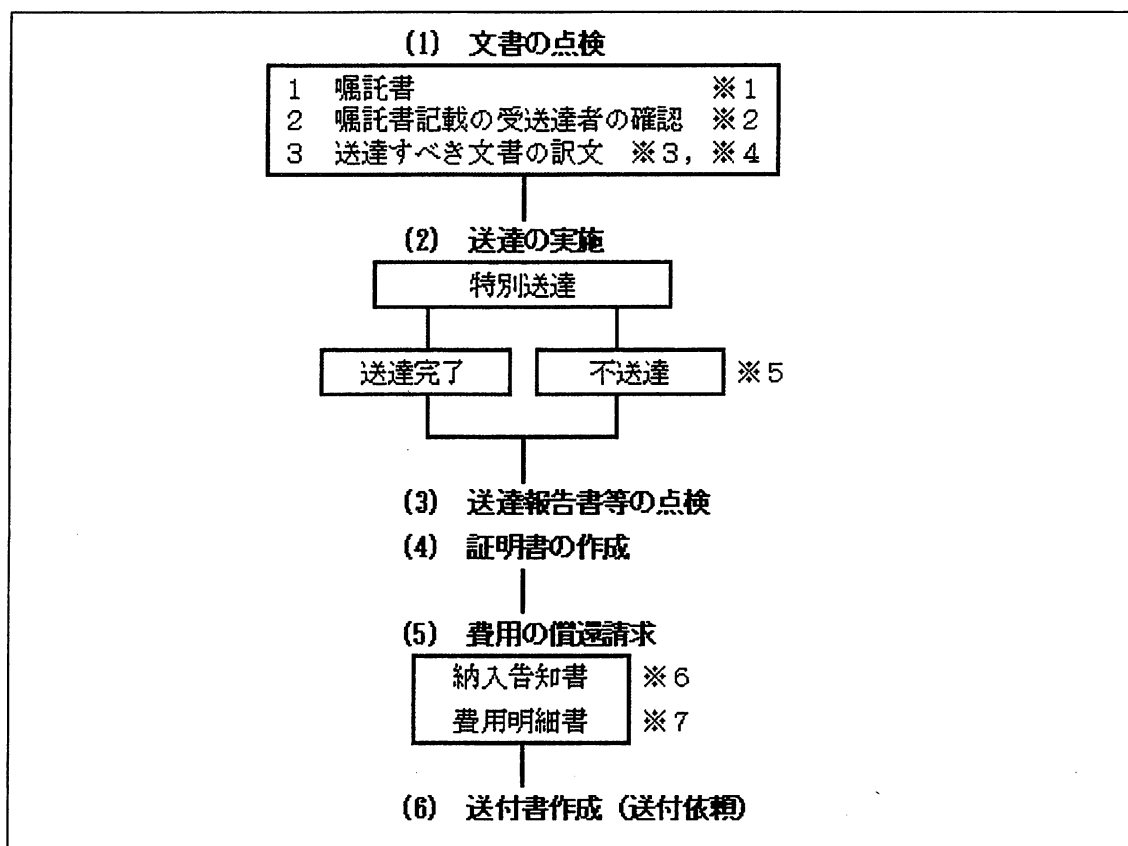
管轄裁判所は、我が国の民事訴訟法に従って送達を行う（共助法3条）。

【証明書等の送付】

中央当局送達の場合と同様。ただし、証明書用紙は各自で用意する。

- * 送達を行うために要した費用は、裁判費から支出し、嘱託国に請求する（共助法1条の2第1項5号）。この請求は、証明書等の送付を依頼する際に、嘱託国の在日外国大使館あての納入告知書及び裁判所書記官作成の嘱託裁判所あての費用明細書を添付する。

証明書等は、最高裁民事局長から外務省、在日外国大使館を通じて送達を嘱託する外国の裁判所に送付される。



(1) 文書の点検

最高裁判事局長から管轄裁判所の長宛てに送付される文書は、①最高裁判事局長から管轄裁判所の長に宛てた送付書、②外務省領事局長から最高裁判事局長に宛てた送付書（写し）、③口上書、④嘱託書及びその訳文、⑤送達すべき文書及びその訳文である。

これらの文書につき、以下を中心に点検を行う。

※1 「嘱託書」及びその訳文が添付されていることを確認する。

※2 「嘱託書」に記載されている住所については、住所表示が変更になっている場合もあるので確認する。

※3 「送達すべき文書」に訳文が添付等されているか確認する。

※4 嘱託書及び送達すべき文書には、日本語による訳文が添付されている（共助法1条の2第1項4号）。管轄裁判所送達については、訳文の添付が必要なので、訳文が欠けている場合は送達手続に入らず、最高裁判所に返送する手続をする。

(2) 送達の実施

管轄裁判所は、我が国の民事訴訟法に従って送達を行う（共助法3条）。

原則として、嘱託書に記載されている宛先を受送達者の住所、営業所等であるとして送達を行えば足りるが、上記の宛先が明らかに就業場所である場合には、就業場所送達（民事訴訟法103条2項）を行う（就業場所送達の問題点についてQ&A（受託編）Q11参照）。

* 特別送達をする際、嘱託書まで送付しないよう注意する。

(3) 送達報告書等の点検

送達が完了した場合は、国内の民事事件と同様に送達報告書等を点検する。

※5 不送達の事由としては、転居先不明、宛所尋ねあたらず、部屋番号等の不備、留置期間経過などが考えられるが、（要請者に調査を依頼することができないため）いずれの場合もその結果をもって不送達の証明書作成の手续に入る庁が多い。

(4) 証明書の作成

送達を実施した後、送達の結果の証明書を作成する。この場合の証明書用紙は嘱託国から送付されていないので、各自で用意したものを使用する（記載例Ⅲ－2参照）。証明書は、日本語で作成すれば足りる。

(5) 費用の償還請求

送達を行うために要した費用は、裁判費から支出し、嘱託国に請求する（共助法1条の2第1項5号）。この請求は、証明書等の送付を依頼する際に、嘱託国の在日外国大使館宛ての納入告知書（記載例Ⅲ－3参照）と裁判所書記官作成の嘱託裁判所宛ての費用明細書（記載例Ⅲ－4参照）を添付する。

※6 納入告知書及び費用明細書は、各受託事件ごとに作成する。

* 納入告知書の各記載に誤りがないか特に留意する。

※7 「費用明細書」は裁判所書記官が作成し、出納係で作成した「納入告知書」を封筒に入れ添付する。

* 最高裁判所の係が確認するので、納入告知書を入れた封筒はのりづけしない。

* 納入告知書については、嘱託国の在日大使館に直接送付することのないよう特に注意する。

(6) 送付書作成（送付依頼）

送達を実施した裁判所の長から最高裁民事局長宛て証明書等の送付を依頼する（記載例Ⅲ－1参照）。

* 嘱託国から地方裁判所に宛てた嘱託書は地方裁判所で保存する。

依頼の際に添付すべき文書は、次のとおりである。

ア 送達ができただけの場合

(7) 証明書

(イ) 送達報告書

(ウ) 電話聴取書等

(エ) (5)の納入告知書及び費用明細書

イ 不送達に終わった場合

(7) 証明書

(イ) 送達すべき文書

(ウ) 郵便による送達の場合は、返戻された封筒

(エ) (5)の納入告知書及び費用明細書

国の一覧表（受託）

国名	民訴条約	送達条約	二国間共助取決め		条約・取決めによらない共助がされた事例		
			送達	証拠調べ	領事送達	管轄裁判所送達	証拠調べ
アイスランド共和国	○	○					
アイルランド		○					
アゼルバイジャン共和国						○	
アメリカ合衆国		○		○			
アラブ首長国連邦					○	○	
アルジェリア民主人民共和国					○		
アルゼンチン共和国	○	○					
アルバニア共和国	○	○					
アルメニア共和国	○	○					
アンティグア・バーブーダ		○					
イスラエル国	○	○	○				
イタリア共和国	○	○	○	○			
イラク共和国			○	○	○		
イラン・イスラム共和国			○	○	○		
インド		○		○	○	○	
インドネシア共和国					○	○	
ウクライナ	○	○					
ウズベキスタン共和国	○						
ウルグアイ東方共和国					○		
英国		○	○	○			
エクアドル共和国					○		
エジプト・アラブ共和国	○	○					
エストニア共和国		○					
エチオピア連邦民主共和国					○		
オーストラリア連邦		○					○
オーストリア共和国	○		○				
オランダ王国	○	○					

ガーナ共和国					○		
カナダ		○				○	○
カンボジア王国					○		
ギニア共和国							
キプロス共和国	○	○				○	
キューバ共和国					○	○	
ギリシャ共和国		○				○	
キルギス共和国	○						
グアテマラ共和国					○	○	
クウェート国		○	○	○	○		
クロアチア共和国	○	○					
ケニア共和国					○	○	○
コスタリカ共和国		○			○		
コロンビア共和国		○			○	○	
コンゴ民主共和国					○		
サウジアラビア王国					○		
サモア独立国						○	
ザンビア共和国					○		
サンマリノ共和国		○					
シリア・アラブ共和国			○	○	○		
シンガポール共和国					○	○	
ジンバブエ共和国					○		
スイス連邦	○	○	○	○			
スーダン共和国					○	○	
スウェーデン王国	○	○		○			
スペイン	○	○		○			
スリナム共和国	○						
スリランカ民主社会主義共和国		○	○	○			
スロバキア共和国	○	○					
スロベニア共和国	○	○					
セーシェル共和国		○					

セルビア共和国	○	○					
セントビンセント及びグレナディーン諸島		○					
旧ソヴィエト社会主義共和国連邦 (カザフスタン共和国, グルジア, タジキスタン共和国, トルクメニスタン)	○						
タイ王国			○	○	○		
大韓民国		○				○	○
タンザニア連合共和国						○	
チェコ共和国	○	○					
中華人民共和国(香港, マカオを除く。)		○				○	○
中華人民共和国(香港)		○				○	○
中華人民共和国(マカオ)	○	○					
チリ共和国					○	○	○
デンマーク王国	○	○	○	○			
ドイツ連邦共和国	○	○	○	○			
ドミニカ共和国					○		
トルコ共和国	○	○					
トンガ王国					○		
ナイジェリア連邦共和国					○	○	
ニカラグア共和国					○		
ニュージーランド					○	○	○
ネパール連邦民主共和国					○		
ノルウェー王国	○	○	○			○	
パキスタン・イスラム共和国		○		○		○	
バチカン市国	○						
パナマ共和国					○	○	
バハマ国		○					
パプアニューギニア独立国					○		
パラオ共和国					○		
パラグアイ共和国					○	○	
バルバドス		○					
ハンガリー	○	○					

バングラデシュ人民共和国					○	○	
フィジー共和国					○	○	
フィリピン共和国					○	○	
フィンランド共和国	○	○					
ブラジル連邦共和国		○	○	○			○
フランス共和国	○	○				○	
ブルガリア共和国		○					
ブルネイ・ダルサラーム国						○	
ベトナム社会主義共和国		○			○		
ベネズエラ・ボリバル共和国		○					
ベラルーシ共和国	○	○					
ベリーズ		○				○	
ペルー共和国					○	○	○
ベルギー王国	○	○				○	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○					
ボツワナ共和国		○					
ポーランド共和国	○	○					
ボリビア多民族国					○	○	
ポルトガル共和国	○	○				○	
ホンジュラス共和国						○	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	○	○					
マーシャル諸島共和国						○	
マラウイ共和国		○				○	
マルタ共和国		○					
マレーシア					○	○	
ミクロネシア連邦					○		
南アフリカ共和国					○	○	
ミャンマー連邦共和国					○	○	○
メキシコ合衆国		○				○	○
モナコ公国		○					
モルドバ共和国	○	○					

モロッコ王国	○	○					
モンゴル国	○				○		
モンテネグロ	○	○			○		
ヨルダン・ハシェミット王国						○	
ラトビア共和国	○	○					
リトアニア共和国	○	○					
リヒテンシュタイン公国						○	
リビア					○		
リベリア共和国					○	○	○
ルクセンブルク大公国	○	○					
ルーマニア	○	○					
ルワンダ共和国							
レバノン共和国	○						
ロシア連邦	○	○					

送 達 受 託 記 載 例

(1) 中央当局送達

I-1 送付依頼書

I-2 証 明 書

イ 国内法による方法（送達条約5条1項（a））での要請を受け、送達を行った場合

（イ）補充送達

（ロ）就業場所送達

（ハ）差置送達

（ニ）送達不能（保管期間経過）

（ホ）送達不能（宛名不完全）

（ヘ）送達不能（宛所尋ねあたらず）

ロ 特別の方法（送達条約5条1項（b））での要請を受け、民事訴訟法に定める送達を行った場合

（イ）執行官による送達

（ロ）特別送達

ハ 任意交付の方法（送達条約5条2項）により送達を行った場合

（イ）書記官室において本人に交付

（ロ）書記官室において代理人に交付

（ハ）受送達者の希望により郵送（特別送達）

（ニ）送達不能（受領期間経過）

（ホ）送達不能（受領拒絶）

I-3 文書受領の催告書

I-4 送達報告書及び委任状

I-5 請 求 書

I-6 費用明細書

(2) 指定当局送達

II-1 送付依頼書

II-2 証 明 書

(3) 管轄裁判所送達

III-1 送付依頼書

III-2 証 明 書

III-3 納入告知書

III-4 費用明細書

(備考) I-3（文書受領の催告書），I-4（送達報告書），III-3（納入告知書）及びIII-4

(費用明細書)は、(2)についても共通である。

送達受託記載例Ⅰ－１

〇〇地裁民第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

アメリカ合衆国からの要請による送達について

(〇〇月〇〇日付け民二第〇〇〇〇号に対する送付)

標記の送達（当庁令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）は、送達手続を終了したので、別添の書類を送付するようお取り計らいください。

送達受託記載例 I-2イ(イ)

イ 国内法による方法（送達条約5条1項（a））での要請を受け、送達を行った場合

(イ) 補充送達

CERTIFICATE

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

— the(date) 令和元年11月22日

— at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇株式会社

— in one of the following methods authorised by article 5 —

× a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

~~b) in accordance with the following particular method*.~~

~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

— (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇

— relationship to the addressee(family, business or other): 〇〇株式会社従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*.~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

Done at 〇〇県, the 2019.11.29

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

郵便送達報告書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官

〇 〇 〇 〇

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ロ) 就業場所送達

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

- the (date) 令和元年11月22日

- at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇株式会社

- in one of the following methods authorised by article 5 -

× a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

~~b) in accordance with the following particular method*:~~

~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇

- relationship to the addressee (family, business or other): 名宛人の就業場所である〇〇工業株式会社の従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

Done at 〇〇県, the 2019. 11. 29

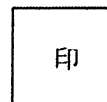
In appropriate cases, documents establishing the service: _____

郵便送達報告書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇



*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ハ) 差置送達

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

- the(date) 令和元年11月22日
- at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇株式会社
- in one of the following methods authorised by article 5 -
 - × a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.
 - ~~b) in accordance with the following particular method*:~~
 - ~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇 (左の者が正当な事由なく受け取りを拒んだので、その場に差し置いた。)
- relationship to the addressee(family, business or other): 〇〇株式会社従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

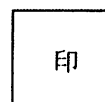
Done at 〇〇県, the 2019.11.29

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

郵便送達報告書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇



*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ニ) 送達不能(保管期間経過)

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

~~1) that the document has been served*~~

- the(date) _____
- at (place, street, number) _____

- in one of the following methods authorised by article 5 -

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

b) in accordance with the following particular method*: _____

c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) _____

- relationship to the addressee(family, business or other): _____

2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:

名宛人が、日本郵便株式会社〇〇郵便局の保管期間内に送達すべき文書を受領しなかったため

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: 送達すべき文書

返戻された封筒

Done at 〇〇県, the 2019.11.29

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ホ) 送達不能(宛名不完全)

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

~~1) that the document has been served*~~

- the(date) _____
- at (place, street, number) _____
- in one of the following methods authorised by article 5 -
 - a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.
 - b) in accordance with the following particular method*: _____
 - c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) _____
- relationship to the addressee(family, business or other): _____

2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:

名宛人の宛名が不完全であるため

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

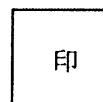
Documents returned: 送達すべき文書
返戻された封筒

Done at 〇〇県, the 2019. 11. 29.

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○



*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ハ) 送達不能 (宛所尋ねあたらず)

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

~~1) that the document has been served*~~

— the (date) _____

— at (place, street, number) _____

— in one of the following methods authorised by article 5 —

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

b) in accordance with the following particular method*: _____

c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

— (identity and description of person) _____

— relationship to the addressee (family, business or other): _____

2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:

宛所に尋ねあたりませんとの理由で返送されたため。

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: 送達すべき文書

返戻された封筒

Done at 〇〇県, the 2019.11.29

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

送達受託記載例 I - 2 口 (イ)

- 口 特別の方法（送達条約5条1項（b））での要請を受け、民事訴訟法に定める送達を行った場合
(イ) 執行官による送達

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

- the (date) 令和元年11月22日
— at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇株式会社
— in one of the following methods authorised by article 5 —
~~a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.~~
× b) in accordance with the following particular method*: 執行官による送達
~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇
— relationship to the addressee (family, business or other): 〇〇株式会社代表取締役

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.

Annexes

Documents returned: _____

Done at 〇〇県, the 2019. 11. 29

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

送達報告書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

送達受託記載例 I - 2 ロ (ロ)

(ロ) 特別送達

特別の方法（送達条約第5条第1項（b））での要請を受け特別送達を行ったところ補充送達がなされた場合
CERTIFICATE

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

- the (date) 令和元年11月22日
- at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇株式会社
- in one of the following methods authorised by article 5 -
 - ~~a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*~~
 - × b) in accordance with the following particular method*: 民事訴訟法第99条第2項、第106条第1項の規定による
 - ~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇
- relationship to the addressee (family, business or other): 〇〇株式会社従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

Done at 〇〇県, the 2019. 11. 29

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

郵便送達報告書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(注) 国内法による方法（送達条約第5条第1項（a））での要請を受け特別送達を行ったところ補充送達がなされた場合の記載例は送達受託記載例 I - 2 イ (イ) である。

ハ 任意交付の方法（送達条約5条2項）により送達を行った場合
(イ) 書記官室において本人に交付

CERTIFICATE

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

- the (date) 令和元年11月22日
- at (place, street, number) ○○県○○市○○ ○-○-○ ○○地方裁判所民事第○部書記官室
- in one of the following methods authorised by article 5 -
 - a) ~~in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*~~
 - b) ~~in accordance with the following particular method*:~~
 - × c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) ○ ○ ○ ○
- relationship to the addressee (family, business or other): 本人

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

Done at ○○県 _____, the 2019. 11. 29

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

送達報告書

Signature and/or stamp.

○○地方裁判所民事第○部
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ロ) 書記官室において代理人に交付

CERTIFICATE

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

- 1) that the document has been served*
- the (date) 令和元年 11 月 22 日
 - at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇地方裁判所民事第〇部書記官室
 - in one of the following methods authorised by article 5 -
 - ~~a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.~~
 - ~~b) in accordance with the following particular method*:-~~
 - × c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇 (送達書類受領代理人)
- relationship to the addressee (family, business or other): 〇〇株式会社従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:-~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: -----

Done at 〇〇県, the 2019. 11. 29

In appropriate cases, documents establishing the service: -----
送達報告書, 委任状, 登記簿抄本
印鑑証明書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇



*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ハ) 受送達者の希望により郵送（特別送達）

CERTIFICATE

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

- the (date) 令和元年 11 月 22 日
- at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇株式会社
- in one of the following methods authorised by article 5 -
 - ~~a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*~~
 - ~~b) in accordance with the following particular method*:~~
 - × c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇
- relationship to the addressee (family, business or other): 〇〇株式会社従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

Done at 〇〇県, the 2019. 11. 29

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

郵便送達報告書, 文書送付申出書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(注) 催告書を送付した結果、文書の送付を希望する旨の書面が提出された場合は、同書面を添付し、電話を受けた場合は、電話聴取書を添付する。

(ニ) 送達不能（受領期間経過）

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

~~1) that the document has been served*~~

- the (date) _____
- at (place, street, number) _____

- in one of the following methods authorised by article 5 -

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

b) in accordance with the following particular method*: _____

c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) _____

- relationship to the addressee (family, business or other): _____

2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:

名宛人に対して、9月28日までに当庁に出頭して「送達すべき文書」を受領するか、
又は、当該文書の送付を希望する旨の申出をするよう催告したが、上記の日までに何ら
連絡がなかったため。

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: 送達すべき文書

文書受領の催告書写し

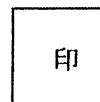
Done at 〇〇県, the 2019. 9. 29.

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○



*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ホ) 送達不能 (受領拒絶)

CERTIFICATE

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

~~1) that the document has been served*~~

— the (date) _____

— at (place, street, number) _____

— in one of the following methods authorised by article 5 —

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

b) in accordance with the following particular method*: _____

c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

— (identity and description of person) _____

— relationship to the addressee (family, business or other): _____

2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:

名宛人が「送達すべき文書」に日本語訳文が添付されていないとの理由で、文書の受領を拒否したため。

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: 送達すべき文書 _____

Done at 〇〇県 _____, the 2019. 11. 29

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

令和〇〇年（エ）第〇〇号事件

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社 御中

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

文 書 受 領 の 催 告 書

当裁判所は、アメリカ合衆国の要請者から下記の文書をあなたに送達すべき旨の要請を受けました。ついては、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに当裁判所民事第〇部書記官室に出頭の上、下記の文書を受領するか、又は下記の文書の送付を希望する場合には、その旨を前記の日までに書面によって申し出てください。

なお、あなたが前記の日までに出席しないか、又は送付の申し出をしない場合には、文書を受領が拒絶されたものとして、下記の文書を要請者に返送します。

記

- 1 送達すべき文書
(1) 文書の要領 (2) 召喚状 (3) 告訴状
- 2 送達すべき文書を発出した当局
カリフォルニア州〇〇地区連邦地方裁判所
- 3 当事者の氏名及び資格
原告 〇〇〇〇 被告 〇〇株式会社
- 4 訳文添付の有無
無
- 5 当裁判所の所在地
〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇地方裁判所民事第〇部

(注意)

- 1 出頭の際には、この催告書を受付に提示してください。
なお、本人の場合には、身分を証明できるもの、法人の場合には、資格証明書、委任状及び印鑑証明書を持参してください。
- 2 文書の送付を希望する場合には、この催告書に記載された事件番号及び日付けを送付申出書面に表示してください。

令和〇〇年（エ）第〇〇号

送 達 報 告 書

- 1 送達書類 文書の要領、召喚状及び告訴状
2 受送達者 〇〇株式会社
代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

1の書類は、令和〇〇年〇〇月〇〇日午後1時30分に2の受送達者の代理人〇〇〇〇に対して、当書記官室において直接交付し、これを送達した。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

書類受領者 〇 〇 〇 〇㊟

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

〇〇株式会社

代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇㊟

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の事項を同人に委任します。

記

- 1 住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇
氏名 〇 〇 〇 〇
2 令和〇〇年（エ）第〇〇号事件に関する書類受領の件

なお、1の者は、当社の従業員であることを証明します。

請 求 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

アメリカ合衆国要請者 殿

歳入徴収官〇〇地方裁判所事務局長

裁判所事務官 〇 〇 〇 〇



１ 金 2, 5 0 0 円也

ただし、送達手続（当庁令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）に要した費用

受送達者 〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

〇 〇 〇 〇

上記のとおり請求します。

費用明細書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

アメリカ合衆国要請者 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇



1 金2,500円也

ただし、受送達者〇〇〇〇に対し、文書を送達するに要した執行官手数料

上記金額を貴要請に係る送達手続（当庁令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）
に関し、特別費用として支出した。

送達受託記載例Ⅱ－1

〇〇地裁民第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

オーストリア共和国からの要請による送達について

(〇〇月〇〇日付け民二第〇〇〇〇号に対する送付)

標記の送達（当庁令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）は、送達手続を終了したので、別添の書類を送付するようお取り計らいください。

令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件（オーストリア共和国からの囑託）

証 明 書

当職は、民事訴訟手続に関する条約５条の規定に従い、下記のとおり証明します。

１（１）送達を受くべき者（名あて人）の氏名及び住所

〇 〇 〇 〇

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

（２）送達すべき文書の表示

１ 召喚状

２ 訴状

２ 上記の文書は、次のとおり送達した。

（１）送達を受けた者の氏名及び名あて人との関係

〇 〇 〇 〇 本人

（２）送達の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時

（３）送達の場所

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

（４）送達の方法

~~条約第２条に規定する任意交付~~

条約第３条第２項に規定する国内法で定める方法

~~条約第３条第２項に規定する特別の方法，すなわち~~

~~３ 上記の文書の送達は、次の事由により実施されなかった。~~

４ 添付書類

郵便送達報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

（備考）２及び３の文言については、不要のものを抹消すること。

送達受託記載例Ⅲ－１

〇〇地裁民第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

ブラジル連邦共和国からの嘱託による送達について

(〇〇月〇〇日付け民二第〇〇〇〇号に対する送付)

標記の送達（当庁令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）は、送達手続を終了したので、別添の書類を送付するようお取り計らいください。

令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件（ブラジル連邦共和国からの嘱託）

証 明 書

当職は、訴訟関係書類の送達につき、下記のとおり証明します。

1 (1) 送達を受くべき者（名あて人）の氏名及び住所

〇〇〇〇・〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

(2) 送達すべき文書の表示

- 1 召喚状
- 2 訴状

2 上記の文書は、次のとおり送達した。

(1) 送達を受けた者の氏名及び名あて人との関係

〇〇〇〇・〇〇〇〇 本人

(2) 送達の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時

(3) 送達の場所

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

(4) 送達の方法

郵便による送達

~~3 上記の文書の送達は、次の事由により実施されなかった。~~

4 添付書類

郵便送達報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇



（備考）2 及び 3 の文言については、不要のものを抹消すること。

領収済通知(報告)書 (国庫金)

(記入例) ￥0123456789

年度 会計番号 振替又は
取扱い番号 官署コード

整理番号

科目コード

証券受領
全部 一部

納付期限 107-0061
東京都港区北青山2-11-12

納付場所 在日ブラジル連邦共和国大使館

内 証券受領 円

延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞金 年 月 日までに

元本 利息 延滞金 合計額

翌年度 5月1日以降現年度繰入組入 上記の合計額を領収しました。

一般 会計

裁判所主管
● 地方裁判所

費用弁償金債権
平成●年(エ)第●号司法共
助による立替金

○この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

領収控 (国庫金)

年度 会計番号 振替又は
取扱い番号 官署コード

整理番号

科目コード

証券受領
全部 一部

納付期限 107-0061
東京都港区北青山2-11-12

納付場所 在日ブラジル連邦共和国大使館

内 証券受領 円

延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞金 年 月 日までに

元本 利息 延滞金 合計額

翌年度 5月1日以降現年度繰入組入 上記の合計額を領収しました。

一般 会計

裁判所主管
● 地方裁判所

費用弁償金債権
平成●年(エ)第●号司法共
助による立替金

納入告知書 領収証書 (国庫金)

年度 会計番号 振替又は
取扱い番号 官署コード

整理番号

科目コード

証券受領
全部 一部

納付期限 107-0061
東京都港区北青山2-11-12

納付場所 在日ブラジル連邦共和国大使館

内 証券受領 円

延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞金 年 月 日までに

元本 利息 延滞金 合計額

翌年度 5月1日以降現年度繰入組入 上記の合計額を領収しました。

一般 会計

裁判所主管
● 地方裁判所

費用弁償金債権
平成●年(エ)第●号司法共
助による立替金

(通称先) ●●●-●●●-●●●●

費 用 明 細 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

ブラジル連邦共和国サンパウロ州
〇〇〇〇司法区第〇裁判所 御中

〇〇地方裁判所民事第〇部

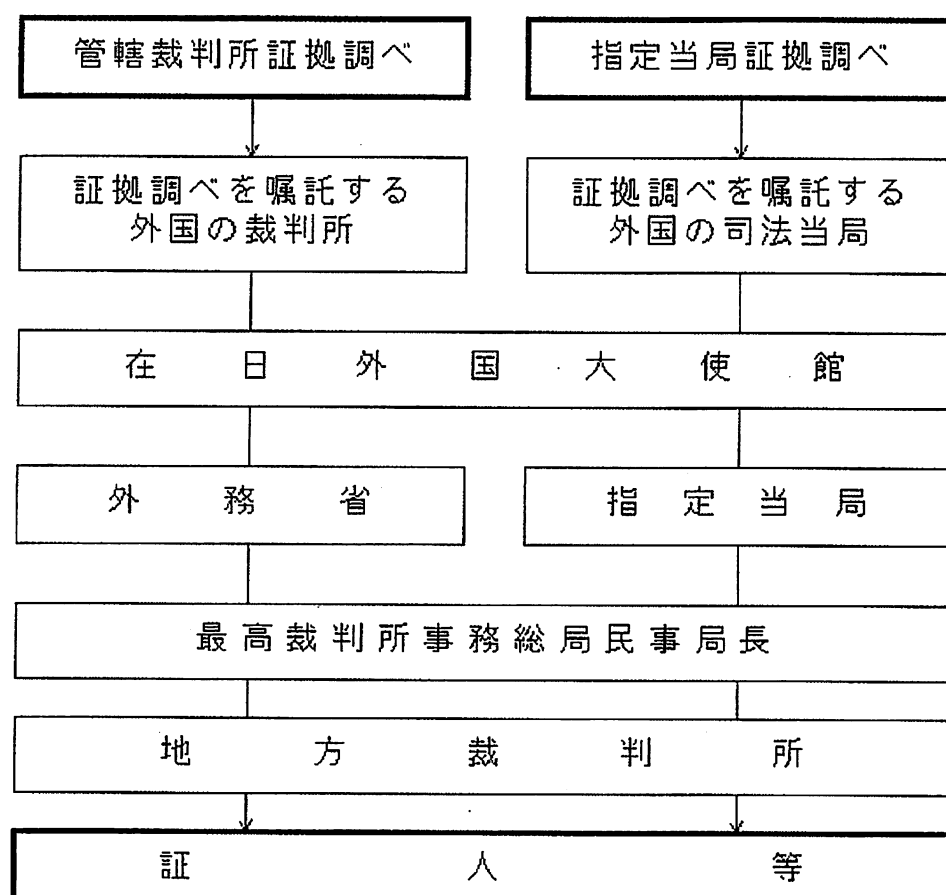
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

１ 金 １，０８２円也

ただし，受送達者〇〇〇〇・〇〇〇〇に対し，文書を送達するに要した費用
上記の金額を貴嘱託に係る送達手続（当庁令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）
に関し，費用として支出した。

証拠調べ受託手続に関する関係書類の送付経路図



外国から我が国に対して証拠調べを依頼する方法としては、次のものがある。

- (1) 指定当局証拠調べ（民訴条約に基づき、我が国の指定当局である外務大臣を経由して我が国の裁判所に対して証拠調べを囑託してくるもの）
- (2) 管轄裁判所証拠調べ（二国間共助取決め又は我が国の応諾に基づき、我が国の裁判所に対して証拠調べを囑託してくるもの）

(1) 指定当局証拠調べ

ア 外国からの囑託

民訴条約の締約国の大使館から、我が国の指定当局である外務大臣（特例法2条）に対し、我が国の裁判所あての囑託書及び添付書類（尋問事項書等）が送付される。これらには、当該国の外交官による翻訳証明のある日本語の訳文が添付されている（民訴条約10条）。

イ 管轄裁判所への送付

嘱託書及び添付書類は、外務省から最高裁民事局長あてに送付され、最高裁民事局長から管轄裁判所（証拠調べを行うべき地を管轄する地方裁判所―特例法3条2項）の長あてに送付される。

管轄違いによる移送については、指定当局送達の場合と同様である（特例法4条）。

ウ 期日の通知・呼出状の送達

嘱託当局が証拠調べの期日及び場所の通知を要請しているときは、嘱託を受けた裁判所は嘱託当局に対し、その通知を行う（民訴条約11条2項）。

通知を行う場合は、日本語による通知書（記載例Ⅰ―2参照）を作成した上、当該裁判所の長から最高裁民事局長に対しその送付を依頼する（記載例Ⅰ―1参照）。

この通知を行ったときは、当事者に対する期日の呼出しを要しないが、通知を行わない場合には、当事者が期日に立ち会わない旨を明示しない限り、呼出状を送達する必要がある。呼出状の送達は、証拠調べを嘱託してきた外国の裁判所に嘱託することにより行う。その旨の嘱託書（記載例Ⅰ―4参照）を作成して、最高裁民事局長に対し送付を依頼する（記載例Ⅰ―3参照）。

エ 証拠調べの実施

証拠調べは、我が国の民事訴訟法に従って行う（民訴条約11条1項、14条1項、特例法5条）。ただし、嘱託に際して特別の方法により行うことを要請しているときは、その方法が我が国の国内法秩序に反しない限り、その要請に応じる（民訴条約14条2項）。

また、証拠調べを行うに際し裁判所のした裁判については、当該裁判所を受訴裁判所とみなして不服申立に関する民事訴訟法の規定を適用する（特例法9条）。

オ 送付依頼

証拠調べ終了後、証拠調べを行った裁判所の長から最高裁民事局長に対し調書等の送付を依頼する（記載例Ⅰ―5参照）。

依頼の際に添付すべき文書は、次のとおりである。

(7) 嘱託者あての書類送付書（記載例Ⅰ―6参照）

(4) 日本語で作成された調書等の訴訟記録

カ 費用

証拠調べに要した費用は、裁判費から支出する。

費用のうち、証人又は鑑定人に支払った費用、特別の方法の実施により生じた費用等については、嘱託国に償還請求することができる。

償還請求できる場合には、指定当局送達の場合と同様に、嘱託国の大使館あての納入告知書と裁判所書記官作成の嘱託裁判所あての費用明細書を、調書等の送付依頼の際に添付する。

(2) 管轄裁判所証拠調べ

ア 外国からの嘱託

在日外国大使館から我が国の外務省に対し、嘱託書及び添付書類（尋問事項書等）が送付される。

嘱託書は、外国の裁判所から我が国の裁判所にあてたもので、証拠調べの対象となる者の氏名、住所等が記載されている（共助法1条の2第1項3号）。

嘱託書及び添付書類には日本語による訳文が添付されている（共助法1条の2第1項4号）。

イ 管轄裁判所への送付

嘱託書及び添付書類は、管轄裁判所送達の場合と同様に、管轄裁判所に送付される。管轄裁判所は、証拠調べを行う地を管轄する地方裁判所である（共助法1条2項）。

管轄違いの場合に移送しなければならないことは、管轄裁判所送達の場合と同様である（共助

法2条)。

ウ 証拠調べの実施

管轄裁判所においては、我が国の民事訴訟法に従い証拠調べを行う(共助法3条)。当事者が期日に出頭しない旨を明示している場合を除き、当事者を呼び出さなければならない。呼出状送達の手続は、指定当局証拠調べの場合と同様であり、証拠調べを囑託してきた外国の裁判所に囑託することにより行う。(1)のウ参照)(記載例Ⅰ-3, 記載例Ⅰ-4参照)。

エ 送付依頼

証拠調べ終了後、証拠調べを行った裁判所の長から最高裁民事局長に対し調書等の送付を依頼する(記載例Ⅱ参照)。

依頼の際に添付すべき文書は、指定当局証拠調べの場合と同様である(1)のオ, 記載例Ⅰ-6参照)。

オ 費用

証拠調べに要した費用は、裁判費から支出し、囑託国に請求する(共助法1条の2第1項5号)。

請求の手続は、指定当局証拠調べの場合と同様である(1)のカ参照)。

国の一覧表（受託）

国名	民訴条約	送達条約	二国間共助取決め		条約・取決めによらない共助がされた事例		
			送達	証拠調べ	領事送達	管轄裁判所送達	証拠調べ
アイスランド共和国	○	○					
アイルランド		○					
アゼルバイジャン共和国						○	
アメリカ合衆国		○		○			
アラブ首長国連邦					○	○	
アルジェリア民主人民共和国					○		
アルゼンチン共和国	○	○					
アルバニア共和国	○	○					
アルメニア共和国	○	○					
アンティグア・バーブーダ		○					
イスラエル国	○	○	○				
イタリア共和国	○	○	○	○			
イラク共和国			○	○	○		
イラン・イスラム共和国			○	○	○		
インド		○		○	○	○	
インドネシア共和国					○	○	
ウクライナ	○	○					
ウズベキスタン共和国	○						
ウルグアイ東方共和国					○		
英国		○	○	○			
エクアドル共和国					○		
エジプト・アラブ共和国	○	○					
エストニア共和国		○					
エチオピア連邦民主共和国					○		
オーストラリア連邦		○					○
オーストリア共和国	○		○				
オランダ王国	○	○					

ガーナ共和国					○		
カナダ		○				○	○
カンボジア王国					○		
ギニア共和国							
キプロス共和国	○	○				○	
キューバ共和国					○	○	
ギリシャ共和国		○				○	
キルギス共和国	○						
グアテマラ共和国					○	○	
クウェート国		○	○	○	○		
クロアチア共和国	○	○					
ケニア共和国					○	○	○
コスタリカ共和国		○			○		
コロンビア共和国		○			○	○	
コンゴ民主共和国					○		
サウジアラビア王国					○		
サモア独立国						○	
ザンビア共和国					○		
サンマリノ共和国		○					
シリア・アラブ共和国			○	○	○		
シンガポール共和国					○	○	
ジンバブエ共和国					○		
スイス連邦	○	○	○	○			
スーダン共和国					○	○	
スウェーデン王国	○	○		○			
スペイン	○	○		○			
スリナム共和国	○						
スリランカ民主社会主義共和国		○	○	○			
スロバキア共和国	○	○					
スロベニア共和国	○	○					
セーシェル共和国		○					

セルビア共和国	○	○					
セントビンセント及びグレナディーン諸島		○					
旧ソヴィエト社会主義共和国連邦 (カザフスタン共和国、グルジア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン)	○						
タイ王国			○	○	○		
大韓民国		○				○	○
タンザニア連合共和国						○	
チェコ共和国	○	○					
中華人民共和国(香港、マカオを除く。)		○				○	○
中華人民共和国(香港)		○				○	○
中華人民共和国(マカオ)	○	○					
チリ共和国					○	○	○
デンマーク王国	○	○	○	○			
ドイツ連邦共和国	○	○	○	○			
ドミニカ共和国					○		
トルコ共和国	○	○					
トンガ王国					○		
ナイジェリア連邦共和国					○	○	
ニカラグア共和国					○		
ニュージーランド					○	○	○
ネパール連邦民主共和国					○		
ノルウェー王国	○	○	○			○	
パキスタン・イスラム共和国		○		○		○	
バチカン市国	○						
パナマ共和国					○	○	
バハマ国		○					
バプアニューギニア独立国					○		
パラオ共和国					○		
パラグアイ共和国					○	○	
バルバドス		○					
ハンガリー	○	○					

バングラデシュ人民共和国					○	○	
フィジー共和国					○	○	
フィリピン共和国					○	○	
フィンランド共和国	○	○					
ブラジル連邦共和国		○	○	○			○
フランス共和国	○	○				○	
ブルガリア共和国		○					
ブルネイ・ダルサラーム国						○	
ベトナム社会主義共和国		○			○		
ベネズエラ・ボリバル共和国		○					
ベラルーシ共和国	○	○					
ベリーズ		○				○	
ペルー共和国					○	○	○
ベルギー王国	○	○				○	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○					
ボツワナ共和国		○					
ポーランド共和国	○	○					
ボリビア多民族国					○	○	
ポルトガル共和国	○	○				○	
ホンジュラス共和国						○	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	○	○					
マーシャル諸島共和国						○	
マラウイ共和国		○				○	
マルタ共和国		○					
マレーシア					○	○	
ミクロネシア連邦					○		
南アフリカ共和国					○	○	
ミャンマー連邦共和国					○	○	○
メキシコ合衆国		○				○	○
モナコ公国		○					
モルドバ共和国	○	○					

モロッコ王国	○	○					
モンゴル国	○				○		
モンテネグロ	○	○			○		
ヨルダン・ハシェミット王国						○	
ラトビア共和国	○	○					
リトアニア共和国	○	○					
リヒテンシュタイン公国						○	
リビア					○		
リベリア共和国					○	○	○
ルクセンブルク大公国	○	○					
ルーマニア	○	○					
ルワンダ共和国							
レバノン共和国	○						
ロシア連邦	○	○					

証 拠 調 べ 受 託 記 載 例

(1) 指定当局証拠調べ

I-1 送付依頼書（期日通知書についてのもの）

I-2 期日通知書

I-3 送付依頼書（期日呼出状の送付嘱託書についてのもの）

I-4 期日呼出状の送達嘱託書

I-5 送付依頼書（調書等についてのもの）

I-6 調書等についての書類送付書

(2) 管轄裁判所証拠調べ

II 送付依頼書（調書等についてのもの）

(備考) I-3（送付依頼書）、I-4（期日呼出状の送達嘱託書）及びI-6（調書等についての書類送付書）は、(2)についても共通である。

〇〇地裁民第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

ドイツ連邦共和国からの嘱託による証拠調べ実施等の通知に
ついて

(〇〇月〇〇日付け民二第〇〇〇〇号通知に基づく送付)

標記の嘱託による証拠調べ（当庁令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）について、
証人の証拠調べ期日が指定されましたので、別添の書類を送付するようお取り計ら
いください。

別添書類

証拠調べ実施等の通知書

証拠調べ実施等の通知書

ドイツ連邦共和国〇〇〇〇区裁判所 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長 〇 〇 〇 〇⑤

貴裁判所からの証人尋問嘱託に基づく証拠調べ実施日等は、下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|-----------------------|------------------------------|
| 1 | 受託裁判所事件名 | 〇〇地方裁判所令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件 |
| 2 | 当 事 者 名 | 原告 〇〇〇〇・〇〇〇〇
被告 〇〇〇〇・〇〇〇〇 |
| 3 | 受 託 内 容 | 証人〇〇〇〇に対する尋問 |
| 4 | 嘱 託 裁 判 所 | ドイツ連邦共和国〇〇〇〇区裁判所 |
| 5 | 期 日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日午前１０時３０分 |
| 6 | 場 所 | 〇〇地方裁判所民事第〇〇〇号法廷 |

（裁判所所在地）

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

〇〇地裁民第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

ドイツ連邦共和国〇〇〇〇地方裁判所に対する送達嘱託書等の送
付について（依頼）

〇〇月〇〇日付け民二第〇〇〇〇号について、〇〇地方裁判所令和〇〇年（エ）第〇〇
号共助事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。

（注） 最高裁判所から本件証拠調べについて通知された際の文書番号（民二第〇〇〇〇号）
を明記すること。

送 達 嘱 託 書

ドイツ連邦共和国〇〇〇〇地方裁判所 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長 〇 〇 〇 〇^④

下記当事者間の令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件について、同封の証拠調べ期日呼出状を送付されたく、嘱託いたします。

記

送達先

住所 ドイツ連邦共和国フランクフルト市〇〇〇〇通り〇〇番地

原告 〇〇〇〇・〇〇〇〇

住所 ドイツ連邦共和国ハンブルク市〇〇〇〇通り〇〇番地

被告 〇〇〇〇・〇〇〇〇

（注）1 嘱託書の宛先は、証拠調べを嘱託してきた外国の裁判所である。

2 送達先住所が不明の場合は、名宛人の氏名のみでよい。

3 嘱託書及び証拠調べ期日呼出状は、日本文のみでよい。

〇〇地裁民第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

ドイツ連邦共和国〇〇〇〇区裁判所からの嘱託による証拠調
べについて

(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け民二第〇〇〇〇号に対する送付)

標記の証拠調べ(当庁令和〇〇年(エ)第〇〇号共助事件)は、手続を終了した
ので、別添の書類送付書等を嘱託裁判所に送付するようお取り計らいください。

書 類 送 付 書

ドイツ連邦共和国〇〇〇〇〇〇区裁判所 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長 〇 〇 〇 〇印

原 告 〇〇〇〇・〇〇〇〇 外1名

被 告 〇〇〇〇・〇〇〇〇 外1名

上記の当事者間のドイツ連邦共和国〇〇〇〇〇〇区裁判所からの共助事件につき、
令和〇〇年〇〇月〇〇日証拠調べを終了したので、別添の関係書類を送付します。

添付書類

1 証拠調べ関係書類

- (1) 証拠調調書
- (2) 期日指定書
- (3) 郵便送達報告書

2 納入告知書

3 費用明細書

以上各1通

証拠調べ受託記載例Ⅱ

〇〇地裁民第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

中華人民共和国からの嘱託による証拠調べについて

（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け民二第〇〇〇〇号に対する送付）

標記の証拠調べ（当庁令和〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）は、手続を終了したので、別添の書類送付書等を嘱託裁判所に送付するようお取り計らいください。

国家の裁判権は、その領域内にあるすべての人に及ぶというのが原則である。しかし、我が国を含め多くの国では、例外として一定の者について、全面的に又は一定の範囲において、裁判権が免除されることを認めており、これを民事裁判権の対人的制約という。この制約のうち、国際法上の対人的制約には、外国国家の主権免除（国家免除）と外交官及び領事官等に関する裁判権からの免除がある。詳細な説明は、前者については、国際民事事件手続ハンドブック第2編、後者については同第3編を参照されたい。

- (1) 裁判権等の免除を享有する者であるかどうかに関する調査について（平成6年12月15日付け最高裁民二第424号事務総長通達「外交特権を有する者等の裁判権等の免除の放棄に関する照会について」）

事件の申立てを受けた者又は証人として証言を求める必要が生じた者が裁判権等の免除を享有する者であるかどうかを調査するために必要な場合には、受訴裁判所は、外務省に対して資料の提出を求めることができるので、その旨を最高裁判所に依頼する。

- (2) 外交特権を有する者等の裁判権等の免除の放棄に関する照会について

ア 外交特権者の裁判権等の免除の放棄について

(7) 事件の当事者となる場合

a 我が国に駐在する外国の大使、公使又は外交使節団の職員等で外交上の特権及び免除を享有するもの（以下「外交特権者」という。）に対する民事、刑事、家事及び少年の事件（以下単に「事件」という。）の申立てがあった場合には、裁判所は、当該外交特権者の派遣国がこの者に対する裁判権等の免除を放棄するかどうかを外務省において確かめることをあらかじめ最高裁判所に依頼する（裁判権免除照会依頼様式1）。

b 裁判所は、aの定めによる依頼をする場合には、訴状等の写しを添付する。この場合においては、できる限り訴状等の当該外国語訳文を添付する。ただし、当該外国語訳文を添付することができない場合には、訴状等に記載の外国の地名人名等の固有名詞には、必ず原語を書き添え、日本の地名、人名等の固有名詞には、振り仮名を付ける。

(イ) 証人として証言を求める場合

(7)の定めは、外交特権者に対し証人として証言を求める必要が生じた場合の証言義務免除の放棄に関する照会について準用する（裁判権免除照会依頼様式2）。この場合において、(7)のbに「訴状等」とあるのは、「尋問事項の要領を記載した書面」と読み替えるものとする。

イ 外交特権者以外の者で裁判権等の免除を享有するものの免除の放棄について

領事官及び領事館職員、各種の代表部の代表及び職員、各種の使節団の団長及び職員並びに各種の国際機関の職員等が裁判権等の免除を享有する場合の免除の放棄に関する照会については、アの(7)の定めに基づいて取り扱う。

- (3) 外国を相手方とする民事事件について

平成6年12月14日付け最高裁民二第425号事務総長通達「外国を相手方とする民事事件に関する応訴意思の有無等の照会について」は、平成12年4月20日付け最高裁民二第224号事務総長通達により廃止された。ただし、上記通達廃止後においても、裁判体において、当該外国の

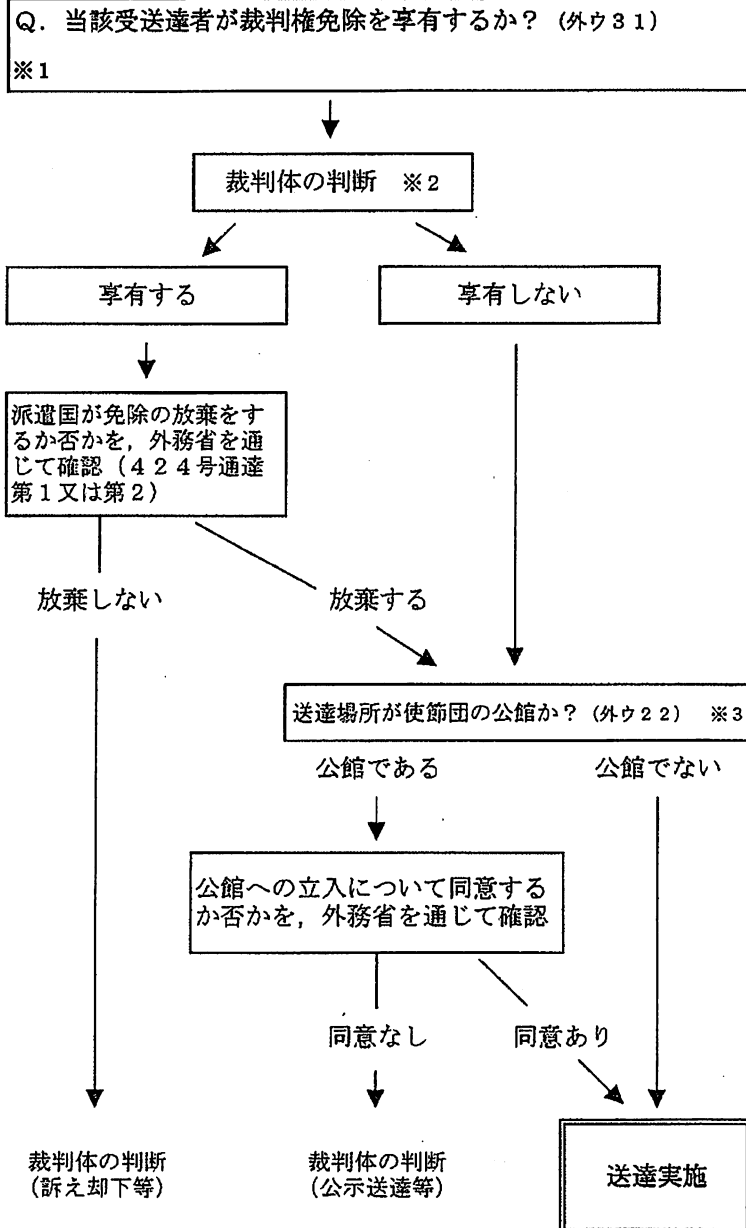
応訴意思の確認が必要と判断したときは、下級裁判所事務処理規則第27条に従い、最高裁判所を経由し、外務省を通じて、当該外国にその旨を確認することとなるとされていた。

その後、平成21年4月17日に、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（以下「対外国民事裁判権法」という。）が成立し、平成22年4月1日に施行された。同法は、裁判権免除を受ける主体、外国等我が国の民事裁判権から免除されない場合及び外国等への訴状等の送達方法等について、国連国家免除条約に準拠した規定を設けるものである。詳細は、国際民事事件手続ハンドブック第2編を参照されたい。

(4) 公館等の不可侵の規定がある場所（大使館等）での送達について

外交関係に関するウィーン条約等により、大使館、領事館又は外交官の個人的住所等、公館等の不可侵の規定がある場所で送達をすることは郵便による場合であってもできないので、これらの場所に宛てて特別送達を発送する場合、使節団の長の同意等を得る必要がある。具体的には、最高裁判所を通じて、事前に外務省から当該大使館等に同意の有無を照会する方法が採られているので、その旨を最高裁判所に依頼する。

外交特権を有する者等が当事者となる事件における照会手続



- ※1 「外ウ」は、外交関係に関するウィーン条約（昭和39年6月26日条約第14号）をいう。
- ※2 場合によっては外務省に資料の提出を求め（424号通達第3），それをもとに判断がされている。
- ※3 使節団の公館とは，所有者のいかんを問わず，使節団のために使用されている建物又はその一部及びこれに附属する土地（使節団の長の住居であるこれらを含む。）をいう（外ウ1（i））。

外 交 特 権 等 記 載 例

- 1 裁判権免除の放棄に関する照会（外交特権照会通達別紙様式第1参照）
- 2 証人としての証言義務免除の放棄に関する照会（外交特権照会通達別紙様式第2参照）

※外交特権照会通達とは、平成6年12月15日付け最高裁民二第424号事務総長通達「外交特権を有する者等の裁判権等の免除の放棄に関する照会について」を指す。

裁判権免除照会依頼様式 1

(外交特権照会通達別紙様式第 1 参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

外交特権者の裁判権免除の放棄に関する照会について（依頼）

当庁に申立てのあった令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号〇〇〇〇事件（当事者氏名：
〇〇〇〇・〇〇〇〇）について、〇〇国が下記の者が有する裁判権の免除を放棄す
るかどうかを確かめるようお取り計らいください。

記

申立てを受けた者の氏名等

氏名 〇〇〇〇・〇〇〇〇

年齢 〇〇歳（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生）

身分 〇〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇—〇—〇

添付書類

〇〇〇〇

裁判権免除照会依頼様式2

(外交特権照会通達別紙様式第2参照)

〇〇地裁民第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所事務総長 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇

外交特権者の証人としての証言義務免除の放棄に関する照会
について（依頼）

当庁に係属する令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号〇〇〇〇事件（当事者氏名：〇〇〇〇・
〇〇〇〇）について、下記の者を証人として尋問する必要がありますので、同人が
この証人として別紙の尋問事項による証言をするについて、〇〇国が下記の者が有
する証言義務の免除を放棄するかどうかを確かめるようお取り計らいください。

記

証人の氏名等

氏名 〇〇〇〇・〇〇〇〇

年齢 〇〇歳（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）

身分 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

添付書類

〇〇〇〇

国際司法共助 Q & A

※ 国際司法共助に関する執務の参考とするために一問一答方式で作成したものです。

回答につき、解釈にわたるものについては、民事局で国際司法共助事務を担当している係の意見を参考に供するものにすぎません。

第1 総論

- 1 国際司法共助とは？
- 2-1 我が国と諸外国との間の国家間の合意
- 2-2 多国間条約
- 2-3 二国間条約
- 2-4 二国間司法共助取決め
- 2-5 条約や二国間司法共助の取決め等がない国に送達する場合
- 3 我が国の法律や規則等
- 4 我が国から外国へ送達を依頼（囑託）する方法
- 5 外国において証拠調べを行う方法
- 6 外国から我が国に送達を依頼する方法
- 7 外国からの我が国の裁判所に対して証拠調べを依頼する方法
- 8 最高裁判所の国際司法共助事務の担当係

第2 各論

（囑託編）

- 1 領事送達の特徴
- 2-1 囑託書の受送達者の氏名欄の記載
- 2-2 囑託書の受送達者の国籍欄の記載
- 2-3 囑託書の受送達者の住所欄の記載
- 3 中央当局送達の特徴
- 4 中央当局送達での要請書の受送達者の名前・住所表示
- 5 中央当局送達の場合、送達すべき文書及びその訳文
- 6 中央当局送達において、最高裁判所から囑託する国の中央当局への書留航空郵便切手代の添付
- 7 中央当局送達で、送達すべき文書に訳文を添付しない場合
- 8 管轄裁判所送達の特徴
- 9 外国送達に要する期間
- 10 囑託書や送達すべき文書に添付する訳文の作成者
- 11 アメリカ合衆国への訴状等の送達

- 12 アメリカ合衆国への送達で、受送達者の住所の郡（COUNTY）表示の必要性
- 13 フランス共和国への訴状等の送達
- 14 ブラジル連邦共和国への訴状等の送達
- 15 判決正本の送達年月日及び確定日
- 16 民事訴訟法 110 条 1 項 4 号の「外国の管轄官庁に嘱託を発した日」の確認方法
- 17 中華民国（台湾）、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）への送達
- 18 嘱託をした外国から直接裁判官宛に送達結果が送られてきたとき
- 19 嘱託しようとする国について先例がない場合
- 20 証人が外国に所在する場合
- 21 戸籍の附票では住所が分からない場合の住所の調査方法

（受託編）

- 1 外国から訴状等の送達要請の根拠等
- 2 中央当局送達と管轄裁判所送達との違い
- 3 中央当局送達と管轄裁判所送達の送達方法の違い
- 4 中央当局送達の場合、送達要請権者
- 5 中央当局送達の場合、送達すべき文書の確認方法
- 6 中央当局送達の場合、「文書の要領」に訳文がない理由
- 7 中央当局送達の a 送達（国内法による方法）の送達方法
- 8 中央当局送達の b 送達（特別の方法）の送達方法
- 9 中央当局送達の任意交付の方法
- 10-1 特別送達した結果、受送達者不在の場合の処理
- 10-2 休日送達まで行う必要はあるか。
- 10-3 付郵便送達まで行う場合はあるか。
- 11 受送達者の住所が就業場所送達の要請
- 12 受送達者が会社のみの場合の処理方法等
- 13 中央当局送達の場合、証明書の作成方法
- 14 アメリカ合衆国からの送達要請
- 15 フランス共和国からの送達要請
- 16 ブラジル連邦共和国からの送達要請
- 17 納入告知書の送付について
- 18 外国の司法当局から、送達依頼文書が地方裁判所に直送されてきた場合の処理

第 3 証拠調べ編

- 1 我が国から外国に証拠調べを要請する場合（①領事証拠調べ、②指定当局証拠調べ、③民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べ、④管轄裁判所証拠調べ）の特徴
- 2 外国からの我が国の裁判所への証拠調べの嘱託（①指定当局証拠調べ、②管轄裁判所証拠

調べ)の区別

- 3 外国から証拠調べを受けた場合、外国訴訟での代理人弁護士（我が国の弁護士資格はない）の立会い
- 4 外国から証拠調べを受けた場合、証人尋問の期日の決定
- 5 証拠調べに要した費用の嘱託当局への償還
- 6 外国の官庁等への調査嘱託
- 7 在日大使館への調査嘱託

第4 外交関係等

- 1-1 被告が外国となっている場合
- 1-2 外国国家に送達する方法
- 1-3 外国国家に対する欠席判決
- 2-1 外交官ナンバーの自動車の交通事故
- 2-2 被告が裁判権の免除を享有する外交官である場合
- 2-3 被告の就業場所が在日の外国大使館である場合の送達方法
- 3 ロシア連邦船籍の船舶を仮差押えする場合の処理方法

第1 総論

Q 1 国際司法共助とは何ですか。

A 外国において、訴状等の送達や証拠調べを実施するためには、国家間の合意に基づいて、相手国の機関の協力を得る必要があるのですが、このように、ある国における裁判手続のため、他国の機関が協力する活動のことを「国際司法共助」と呼んでいます。

なお、民事事件では、裁判上の文書の送達と証拠調べがその中心となります。

Q 2-1 外国に居住している者に送達又は証拠調べを行う場合、我が国はその国との間に国家間の合意が必要とのことですが、具体的にどのようなものがあるのですか。

A 国家間の合意としては、多数国間で締結する「多国間条約」、我が国と相手国との間での「二国間条約」、二国間で包括的に司法共助の取決めをする「二国間司法共助取決め」及び公文の交換、口上書のやり取りで行う「個別の応諾」があります。

現在、具体的に我が国が諸外国との間でどのような合意をしているかは、「国の一覧表」のとおりです。

Q 2-2 国際司法共助に関する多国間条約には、どのような条約がありますか。

A 我が国が締約国となっている主要なものとしては、民訴条約及び送達条約があります。

Q 2-3 国際司法共助に関する二国間条約には、どのような条約がありますか。

A 我が国が一方の当事国となっている二国間条約としては、日米領事条約及び日英領事条約があります。

Q 2-4 我が国はどのような国と二国間司法共助取決めをしているのですか。

A 二国間司法共助取決めとは、前記2-2又は2-3の条約ではなく、我が国との間に司法共助の取決めをしている場合であり、ブラジル連邦共和国、タイ王国、クウェート国等があります。

なお、詳しくは、「国際民事事件手続ハンドブック」を参照してください。

Q 2-5 条約や二国間司法共助取決め等がない国に対して送達する場合は、どうするのですか。

A 条約や二国間司法共助取決めのような包括的な合意がなくても、外交上の交渉によって、当該事件に関して合意ができ、それに基づいて送達又は証拠調べが実施されることがあります。このような合意が「個別の応諾」と呼ばれています。現在、この方法で司法共助が行われている国としては、シンガポール共和国等があります。

Q 3 外国に送達を行ったり、証拠調べを行う場合、我が国の法律や規則等には、どのようなものがあるのですか。

A 民訴条約及び送達条約の実施に伴って、民事訴訟法の特例として制定されたものとして、「特例法」があり、特例法の委任に基づく最高裁判所規則として、「特例規則」があります。

また、二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づいて我が国が共助を行う根拠としては、「共助法」があります。

なお、民訴条約及び送達条約の批准並びに特例法及び特例規則の施行による送達の嘱託及び個別

の応諾等に基づく管轄裁判所送達等の嘱託等の具体的な手続を定めた通達として、「通達」があります（略語表参照）。

Q 4 我が国から外国へ送達を依頼（嘱託）する方法は、どのようなものがあるのですか。

A 次の5つの方法があります。

① 領事送達

送達条約、民訴条約、二国間条約、二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づき、外国に駐在する我が国の外交官又は領事官に嘱託して送達を行う方法で、主要な国としては、アメリカ合衆国、英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、カナダ、オーストラリア連邦が挙げられます。

② 中央当局送達

送達条約に基づき、外国の中央当局に対して要請し、送達を行う方法で、主要な国としては、大韓民国、フランス共和国、中華人民共和国、英国、カナダ、アメリカ合衆国が挙げられます。

③ 指定当局送達

民訴条約に基づき、外国の指定当局に対して要請し、送達を行う方法です。

④ 民訴条約に基づく外交上の経路による送達

民訴条約に基づき、外交上の経路、すなわち、外国に駐在する我が国の大使から外国の外務省に要請して、送達を行う方法です。

⑤ 管轄裁判所送達

二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づき、外国の裁判所に嘱託して送達を行う方法で、主要な国としては、ブラジル連邦共和国が挙げられます。

Q 5 外国において証拠調べを行う方法は、どのようなものがあるのですか。

A 次の4つの方法があります。

① 領事証拠調べ

民訴条約、日米領事条約、日英領事条約又は個別の応諾に基づき、外国に駐在する我が国の外交官又は領事官に嘱託して証拠調べを行う方法です。

② 指定当局証拠調べ

民訴条約に基づき、外国の指定当局に嘱託して証拠調べを行う方法です。

③ 外交上の経路による証拠調べ

民訴条約に基づき、外国に駐在する我が国の大使から当該外国の外務省に嘱託して証拠調べを行う方法です。

④ 管轄裁判所証拠調べ

二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づき、外国の裁判所に嘱託して証拠調べを行う方法です。

Q 6 外国から我が国に送達を依頼する方法としては、どのようなものがあるのですか。

A 次の3つの方法があります。

① 中央当局送達

送達条約に基づき、我が国の中央当局である外務大臣に対して送達を要請してくる方法で、主要な国としては、アメリカ合衆国、フランス共和国、大韓民国、中華人民共和国、英国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、カナダ、スイス連邦、ベルギー王国が挙げられます。

② 指定当局送達

民訴条約に基づき、我が国の指定当局である外務大臣に対して送達を要請してくる方法で、主要な国としては、オーストリア共和国が挙げられます。

③ 管轄裁判所送達

二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づき、我が国の裁判所に対して送達を嘱託してくる

方法で、主要な国としては、ブラジル連邦共和国が挙げられます。
(他に我が国に駐在している外国の領事官に対する送達の方法もありますが、我が国の裁判所に対して囑託される方法ではありません。)

Q 7 外国からの我が国の裁判所に対して証拠調べを依頼する方法としては、どのようなものがあるのですか。

A 次の2つの方法があります。

① 指定当局証拠調べ

民訴条約に基づき、我が国の指定当局である外務大臣を経由して我が国の裁判所に対して証拠調べを囑託してくる方法です。

② 管轄裁判所証拠調べ

二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づき、我が国の裁判所に対して証拠調べを囑託してくる方法です。

(他に領事証拠調べがありますが、我が国の裁判所に対して囑託される方法ではありません。)

Q 8 最高裁判所の国際司法共助事務の担当係とは、具体的にどこの係ですか。

A ①外国への囑託について、行政事件、労働及び知的財産権関係民事事件を除く民事事件は民事局第二課渉外民事係が、行政事件、労働及び知的財産権関係民事事件は行政局第一課企画係が、家事関係事件は家庭局第二課家事法規・事件係が、担当係になります。

②外国からの受託については、すべて民事局第二課渉外民事係が担当係になります。

第2 各論

(囑託編)

Q 1 領事送達の特徴は何ですか。

A 一般的に、他の送達方法（中央当局送達及び管轄裁判所送達等）と比べて、より早く確実に送達できるといわれていますし、しかも、受送達者が日本語を解することが明らかな場合には送達すべき文書に訳文を添付する必要もありません。しかし、この送達方法によった場合、受送達者は受領を拒否することができますので、そのおそれがある場合には、他の送達方法を選択する必要があります。

Q 2-1 領事送達の囑託書の受送達者の氏名欄は、なぜ日本人の場合、ローマ字を付記しなければならないのでしょうか。

A 領事送達で郵便を発送する場合、その国の文字で発送をするので、日本語だけでは読み方がわからず、郵便を出すことができないからです。

Q 2-2 領事送達の囑託書の受送達者の国籍欄は、「不明」でもよいのでしょうか。

A 領事送達が日本人の場合のみである国では、不明だと、領事送達が可能であるのかどうかかわからないので、「不明」のまま囑託をすることができません。領事送達が日本人であると外国人であるとかかわらず可能である場合、「不明」とすることに特段の支障はありません。

Q 2-3 囑託書の受送達者の住所欄は、日本語で記載してもよいのでしょうか。

A 送達囑託をする国（相手国）の公用語で記載することになります。なお、アルファベット表記でも差し支えない場合もありますので、疑義がある場合は最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。ただし、管轄裁判所送達の場合（ブラジル連邦共和国を除きます。）には、囑託書にも必ず訳文が添付されます（つまり、訳文に囑託する国の公用語での住所記載があります。）ので、日本語で記載して構いません。

Q 3 中央当局送達の特徴は何ですか。

A 送達条約に締約している国に対して行う送達方法で、外務省を通さず、直接送達要請する国の中央当局に送達要請することができます。また、要請書、証明書及び文書の要領は、それぞれ統一用紙があるなど、民訴条約に基づき送達を囑託する場合と比べて簡便ですが、送達すべき文書及びその訳文（受送達者が日本人であっても訳文が必要となります。）は2通作成する必要があります。

Q 4 中央当局送達での要請書（REQUEST）の受送達者の名前及び住所は、英語でもよいでしょうか。

A 受託国の言語（公用語）、フランス語又は英語のいずれかで記載することとなっていますので（送達条約7条2項、通達第1の1の（2）のア）、英語でも条約上は差し支えないこととなりますが、英語が公用語でない国については、送達手続を実施する機関の便宜のために、できるだけ受託国の公用語で記載の方が望ましいでしょう。

Q 5 中央当局送達の場合、要請書、証明書、文書の要領並びに送達すべき文書及びその訳文が各2

通必要ですが（最高裁判所の控えは除きます。）、そのうちの1通は写しでよいのでしょうか。

A 1通が写しで提出された場合、写しの方を送達されてしまい、送達の効力に疑義が生じるおそれがあります。なお、通常、送達をしない1通は、送達が奏功した場合でも、これと同じものを送達したという趣旨で中央当局等から返却されます。

Q 6 中央当局送達において、最高裁判所から囑託する国の中央当局への書留航空郵便切手代は、幾ら添付すべきでしょうか。

A 送達すべき文書等の重さにもよりますが、（1件につき）通常1,500円です。（参考組合せ500円切手1枚、100円切手8枚、50円切手2枚、20円切手4枚、10円切手2枚）。なお、重量が重い場合（250グラムを超えるアフリカ、南米宛の場合や500グラムを超える場合）や1件で複数名に送達をする場合は、事前に、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にご相談ください。

おって、余った郵便切手は、通常、送達実施後、送達証明書とともに返送されます。民事局では、中央当局への発送後6か月経過しても中央当局から送達証明書の送付がない場合、郵便切手を先に返還しています。

Q 7 中央当局送達で、送達すべき文書に訳文を添付しないと、どうなるのでしょうか。

A 送達すべき文書に訳文を添付せずに要請した場合には、送達の実施を拒否されたり、任意交付の方法（我が国の場合におけるこの方法は特例規則4条に詳しく記載されています。）を採られる可能性が大きいと思われます。

Q 8 管轄裁判所送達の特徴は何ですか。

A 一般的には、領事送達や中央当局送達と比べて、送達実施に時間を要するケースが多く、囑託書及び送達すべき文書には常に訳文（ブラジル連邦共和国を除きます。）が必要で、しかも、送達に要した費用は原則として請求されます（2万円程度は予納する必要がありますが、実際には請求されない場合もあります。）。

なお、受託国の裁判所の控えとして、囑託書及び送達すべき文書並びにそれらの訳文の写しも必要です。

Q 9 呼出状の期日を指定するときには、送達に要する期間を考慮する必要がありますが、外国に送達する場合、どのくらい期間がかかるのでしょうか。

A 国によっても、送達方法によっても違いますし、同じ国に対して同じ方法で送達する場合でも違うことがあります。

過去の事件で最高裁判所から外務省等に発出してから、送達実施後、最高裁判所から囑託庁に送付するまでに要した期間を平均すると、アメリカ合衆国の領事送達は3か月、中央当局送達は4か月、フランス共和国の領事送達は3か月、中央当局送達は10か月、ブラジル連邦共和国は管轄裁判所送達のみで16か月程度かかっています。さらに、各庁内及び最高裁判所における決裁に要する期間等が加わるため、期日を指定する際には、本マニュアルの各国別の各送達方法による期間欄に記載されている期間に加えて、前記決裁に要する期間等を考慮する必要があります。

Q 10 囑託書や送達すべき文書に訳文を添付する場合、訳文は誰が作成するのでしょうか。

A 当事者が提出する訴状や準備書面などは、当事者がその訳文を作成することになりますが、当事者が適切な翻訳人を見い出せない場合や裁判所が作成する文書（囑託書、呼出状及び判決書等）

は、裁判所が翻訳人に依頼して作成することになります。

なお、裁判所が翻訳人に依頼して翻訳させる場合の翻訳料は、当事者が予納することとなります。

Q 11 被告がアメリカ合衆国に居住しているのですが、訴状等の送達はどうすればよいのでしょうか。

A 原則として、送達方法は、「領事送達」です。アメリカ合衆国の場合は、被告（受送達者）が日本人でも外国人でも行うことができます。また、領事送達ですので、受送達者が日本語を解することが明らかなであれば、訳文は必要ありません。ただ、この領事送達の方法によった場合は、被告（相手方）が受領を拒否することができますので、そのおそれがある場合は、「中央当局送達」を行う必要があります。

なお、この中央当局送達の方法では、受送達者が日本語を解する場合でも、送達すべき文書には訳文の添付が必要となります。

Q 12 アメリカ合衆国カリフォルニア州及びコネチカット州に対する領事送達では、受送達者の住所は郡（county）表示まで必要なのですか。

A カリフォルニア州及びコネチカット州への送達の場合には、郡表示がないと、管轄違いの領事館に送付されるおそれがあり、いったん返送された後に再度送達され、時間がかかる場合があります。そのような事態をさけるために郡表示をすることが望ましいです。また、「カリフォルニア州管轄総領事検索」を活用するなどして、間違いのないようにしてください。

Q 13 被告がフランス共和国に居住しているのですが、訴状等の送達はどうすればよいのでしょうか。

A 被告（受送達者）が日本人であれば原則として「領事送達」、外国人であれば「中央当局送達」です。これは、フランス共和国の場合、領事送達は当該嘱託国の国民（日本からフランスに対する送達の嘱託の場合日本人）以外の者に対する送達を拒否しているため、日本人に対してのみしか行うことができないからです。

Q 14 被告がブラジル連邦共和国に居住しているのですが、訴状等の送達はどうすればよいのでしょうか。

A 送達方法は、「管轄裁判所送達」の方法です。被告（受送達者）が日本人でも外国人でも、この方法です。ただ、ブラジル連邦共和国の場合には、ブラジル連邦共和国の公証翻訳人が訳文を作成するので、訳文を添付する必要はありませんが、その作成のための費用は負担しなければなりません（費用は、翻訳料として、日本文の用紙1枚につきアメリカ合衆国通貨30ドル）。翻訳人用に、送達すべき文書の写し3通のうち1通に、書証を含むすべての送達すべき文書に係る固有名詞（地名・人名等）にひら仮名で振り仮名を付けてください。

Q 15 外国において送達された判決正本の送達年月日及び確定日は、いつになるのでしょうか。

A 送達日時が判明している場合は、その日時に時差を考慮した日時を送達日時とし、その14日を経過した次の日が確定日であると解されます。送達日だけが判明しない場合には、その日の最終時刻に時差を考慮した時間を送達日とし、確定日を計算することになると解されます。

Q 16 外国送達を実施した結果、送達結果が返送されてこないの、公示送達を行うことを検討しているのですが、民事訴訟法110条1項4号の「外国の管轄官庁に嘱託を発した日」を確認す

るにはどうすればよいのでしょうか。

A 外国の管轄官庁に発した日について、最高裁判所民事局長等が外務省等に送達嘱託の手続をした日と解する場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に電話して、最高裁判所が外務省等に発出した日付を確認し、確認した結果について、電話聴取書に残す等の方法が考えられます。外務省→在外日本国大使館→外国の外務省へと送付される場合（管轄裁判所送達の場合等）について、外国の管轄官庁に発した日を、実際に在外日本国大使館から外国の外務省（管轄官庁）に送付した日と解する場合は、外務省にその日付を確認しますので、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に連絡してください。外務省から問い合わせ等があるので、公示送達を実施した場合には、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係あてに電話等で連絡をするようお願いします。

なお、ブラジル連邦共和国のように送達実施までの通常の方法で約16か月かかる国に対しては、その点の配慮を行う必要はあると思います。

Q 17 中華民国（台湾）、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する送達はどうすればよいのでしょうか。

A 我が国との間に国交がない国に在住する者に対して文書を送達する場合は民事訴訟法上の送達（領事送達等）ができないので、公示送達によらざるを得ません。

なお、外国に居住する者に対して公示送達を行った場合は、民事訴訟規則46条2項後段により、公示送達があったことを受送達者に通知することができ、通知は、日本語による文書で普通郵便で送付することなどが考えられます。

Q 18 送達嘱託（中央当局送達）をした外国から直接裁判官宛に送達結果が送付されてきた場合、どうしたらよいですか。

A そのまま処理することなく、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に送付してください（下級裁判所事務処理規則第27条）。最高裁判所に残郵券が残っている場合もあり、その返還を受ける必要もあります。

Q 19 外国へ送達嘱託を行う必要があるのですが、当該国について送達の実例がない場合、どのようにしたらよいのでしょうか。

A 我が国との間に送達に関する包括的な合意（条約、取決め等）がない場合には、当該送達に関する合意がなされなければならない（個別の応諾）ため、相手国への照会手続が必要となります。この照会手続は最高裁判所から外務省を通じて相手国に対し行いますが、回答を得るまでに相当な期間（国によっては1年以上）を要する場合もあります。嘱託の必要が生じたときは、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に連絡してください。

Q 20 証人が外国に所在する場合、日本の裁判所がその証人に対して呼出状を発することはできますか。

A 外国にいる証人に対して、制裁文言を付した呼出状（民訴規108）を送付し、出頭を強制することは、その国の主権を侵す危険性が高いですし、証人が呼出に応じないからといって強制的に勾引等をすることも実際上できません。したがって、外国にいる証人に対してこのような呼出状を発することは通常行われておらず、必要に応じて、外国において行う証拠調べの方法（民訴法184）を検討していただくことになるでしょう。

Q 21 被告の戸籍の附票に、「アメリカ合衆国へ出国」とあり、それ以上の住所がわかりません。調

べる方法はありませんか。

A 海外に在留している日本人の所在を調べる方法として、外務省の所在調査があります。詳しくは
外務省ホームページ(URL : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html> トップページ→海外渡航・
滞在→届出・証明→所在調査)でご確認ください。

(受託編)

Q 1 外国から訴状等の送達要請がありました。どのような根拠で、どの国からの要請が多いのでしょうか。

A 外国からの送達要請では、アメリカ合衆国、大韓民国、フランス共和国、中華人民共和国、ドイツ連邦共和国などからくる送達条約に基づく中央当局送達で大半を占めています。残りは、ブラジル連邦共和国などからの二国間司法共助取決めや個別の応諾に基づく管轄裁判所送達が多くなっています。

Q 2 中央当局送達と管轄裁判所送達の送達方法に違いはありますか。

A 中央当局送達の場合は、その送達方法は、受託国の国内法による送達（a送達）、特別の方法（b送達）及び任意交付による方法（c送達）の3つの方法がありますが、管轄裁判所送達は国内法による送達のみです。また、中央当局送達の場合、証明書の様式が条約で定まっていますので、定型のものを利用しますが、管轄裁判所送達の場合、条約で定まった形式の証明書はありません。更に、中央当局送達の場合、送達を行うために要した費用は原則として償還請求することはできませんが、管轄裁判所送達の場合、送達を行うために要した費用は、嘱託国に請求をします。

Q 3 中央当局送達と管轄裁判所送達との違いは、容易に分かるのですか。

A 中央当局送達要請の場合には、要請書（REQUEST）、証明書（CERTIFICATE）、文書の要領（SUMMARY OF THE DOCUMENT TO BE SERVED）及び送達すべき文書があり、このうち、要請書、証明書及び文書の要領は、条約締約国間において、送達条約に定める様式を用いることになっていますが、管轄裁判所送達の場合には、嘱託書について、定める様式はなく、独自の書式の嘱託書であり、証明書も文書の要領もありませんので、両者の違いは容易に判断することができます。

Q 4 中央当局送達の場合、送達を要請することができる人は各国で決まっていますでしょうか。

A 各国の要請権者は、要請国の国内法で決められており、送達条約締約国は、本条約が採択されたハーグ国際私法会議の事務局に、中央当局の名称及び場所、要請権者等を報告しており、それを同事務局において取りまとめ「送達条約ハンドブック」を作成しています。

Q 5 中央当局送達の場合、送達すべき文書を確認するには、どこを見ればよいのでしょうか。

A 要請書の左下「List of documents」（書類の表示）の欄に記載されています。しかし、必ずしも完全ではないこととこれは日本語で記載されていないことが多いことから、最高裁判所の係が作成するメモにも記載があるので、参考にしてください。

なお、日本語の訳文が添付されている場合にはその訳文も併せて確認してください。

Q 6 中央当局送達の場合、送達するのは「文書の要領」と「送達すべき文書」ですが、なぜ「文書の要領」には訳文が添付されていないのですか。

A 送達すべき文書は、送達条約5条3項によって、日本語の訳文を添付することとなりますが、文書の要領に訳文を添付することまでは要求されていないからです。送達条約締約国間で統一用紙を使用しているので、どこに何が書いてあるのかを、把握することはできます。

Q 7 中央当局送達で、国内法による方法（a送達）の要請を受けた場合、どのような送達を行うこ

とになるのですか。

A 受託国の国内法による送達ですので、我が国の民事訴訟法に定める方法により送達を行うことになります。通常は、特別送達を実施することになります。

Q 8 中央当局送達で、特別の方法（b送達）の要請を受けた場合、特別な方法として、どのような送達方法を行えばよいのですか。

A 要請書に記載された特別の方法によって、送達をしてください。最高裁判所の係が作成するメモにも記載があるので、参考にしてください。なお、不明な場合は、最高裁判所民事局第二課渉外民事係にお問い合わせください。

Q 9 送達条約に基づく中央当局送達で、任意交付の方法で要請された場合、その方法はどのようなのでしょうか。

A 任意交付の方法は、特例規則4条に詳しく規定されています。裁判所書記官は受送達者に対して、普通郵便で送達すべき文書を表示して、その受領を催告し、受送達者は裁判所に出頭すること、文書の送付を申し出ることもできます。

なお、催告を发出してから3週間以内に送達を受けるべき者が出頭せず、又は送付の申出がない場合には、文書の受領が拒否されたものと扱うことができます。また、催告書が宛所尋ね当たらず等の理由で返戻されたときは、3週間が経過しなくても送達できなかったとする例が多いです。

Q 10-1 特別送達した結果、受送達者不在により不奏功だったのですが、どうすればよいのでしょうか。

A 最終的には受託裁判所の判断ですが、過去の事例については、不送達である旨の証明をして処理していることが多いようです。通常の国内事件では、次に就業場所送達を行うことになるのですが、要請者に就業場所の調査をさせることも、職権で調査することも極めて困難であり、就業場所送達を実施することは現実的でないこと等によると考えられます。

Q 10-2 休日送達まで行う必要はあるのですか。

A 最終的には受託裁判所の判断ですが、過去の事例については、休日指定の送達までしている庁は少ないようです。

Q 10-3 付郵便送達まで行う場合はあるのですか。

A 一度の要請で付郵便送達まで行われることは、通常は考えにくいのではないかと考えられます。

Q 11 受送達者の住所が就業場所のようですが、いきなり就業場所送達の要請に応じることはできるのですか。

A 要請に応じることになるかと考えています。就業場所送達については、受送達者の住所、居所等が知れないときか、その場所において送達するのに支障があるときに行うことができるとされている（民事訴訟法103条2項）ことから、要請国からそれらの要件を明らかにする資料を添付するか、我が国の送達機関で職権で調査するなどしない限り、その要請を拒絶すべきではないかとの疑問もありますが、要件を欠く場合であっても、そのことが我が国の法秩序に反するとまではいうことができないことや要請を拒絶するには厳格な要件が定められている（送達条約13条）ことから

いて、最初からの就業場所送達の要請についてはその要請に応じることになるのではないかと考えられます。

Q 12 受送達者が会社のみが表示ですが、このような要請に応じる必要はあるのでしょうか、応じる場合に受訴裁判所で代表者名を調査する必要があるのでしょうか。

A 我が国では、法人等に送達する場合、その代表者等が受送達者となりますので、法人自体を直接受送達者として表示することは違和感を覚えますが、国際司法共助の特殊性及び国際司法共助開始当初からの法人代表者氏名の表示がない要請を受けてきたという経過等にかんがみ、拒絶しないで要請には応ずることが妥当だと考えられます。

法人代表者氏名の調査については、最終的には裁判所書記官の判断によります。実務では法人名のみで送達を実施する扱いが多いようです。

Q 13 中央当局送達の場合、証明書は裁判所書記官が各自で作成することになるのでしょうか。

A 中央当局送達の場合は、要請書、文書の要領と共に定型の用紙である証明書が添付されていますので、裁判所書記官は、その証明書に必要事項を書いて証明することになります。

なお、裁判所書記官が各自で証明書を作成するのはブラジル連邦共和国などの管轄裁判所送達や、オーストリア共和国等の民訴条約に基づく指定当局送達の場合です。

Q 14 アメリカ合衆国から訴状、召喚状等の送達要請を受けたのですが、どうすればよいのでしょうか。

A この要請は、送達条約に基づく中央当局送達の要請です。まず、要請書 (REQUEST)、証明書 (CERTIFICATE)、文書の要領 (SUMMARY) 及び送達すべき文書 (訴状等) があるかどうかを確認します。送達するのは、このうち、文書の要領と送達すべき文書です (要請書及び証明書は手元に残し、証明書には送達実施の結果を日本語で記載して証明をした上で、要請書とともに返送することになります。)。

次に、要請書記載の送達方法を確認した上で、送達を実施することになります。

なお、国内法による方法 (a 送達) 及び特別な方法 (b 送達) の場合には、送達すべき文書 (訴状等) に必ず日本語の訳文が必要ですので、訳文があるかを確認した上で、文書の要領とともに送達を実施します。

送達実施後は、手元に残した証明書に記入します。記入方法は記載例を参照してください。

※ a 送達は前記 Q 7 を、b 送達は前記 Q 8 をそれぞれ参照

Q 15 フランス共和国から訳文添付のない訴状、召喚状等の送達要請を受けたのですが、どうすればよいのでしょうか。

A この要請は、送達条約に基づく中央当局送達の要請です。前記アメリカ合衆国と同様の措置を執りますが、送達すべき文書に訳文がない場合、任意交付の方法 (c 送達) が抹消されていないのであれば送達方法は、任意交付の方法になります。

なお、訳文が添付されている場合には上記アメリカ合衆国の場合と同様です。

※ 任意交付の方法は、前記 Q 9 参照

Q 16 ブラジル連邦共和国から訴状、召喚状等の送達要請を受けたのですが、どうすればよいのでしょうか。

A この要請は、二国間司法共助取決めにに基づく「管轄裁判所送達」の要請です。嘱託書及び送達すべき文書には、必ず日本語の訳文があります。嘱託書に、受送達者の氏名、住所及び送達すべき文書が記載されています。送達するのは、送達すべき文書及びその訳文になります。送達方法は、通

常，特別送達であり，送達に要した費用は全額請求することができますので，送達実施後は証明書を
作成の上，納入告知書及び費用明細書を付けることになります。

Q 17 納入告知書は直接囑託国大使館に送付してよいのでしょうか。

A 受訴裁判所から納入告知書のみを直接送付することはできません。証明書，送達報告書等とともに
に最高裁判所及び外務省経由で返送することとなります。

Q 18 外国の司法当局から，送達依頼文書が地方裁判所に直送されてきましたが，どう処理すればよ
いでしょうか。

A 我が国が送達等の囑託を受ける場合には，外交経路を通じる場合も，民訴条約の指定当局も，送
達条約の中央当局も外務大臣であり，いずれにしても，我が国の場合には必ず外務省を経由して送
付されてきます。したがって，地方裁判所としては受理しないで，早急に最高裁判所民事局第二課
涉外民事係に電話連絡の上，送付してください。

第3 証拠調べ編

Q 1 我が国から外国に証拠調べを要請する場合には、①領事証拠調べ、②指定当局証拠調べ、③民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べ、④管轄裁判所証拠調べがあるのですが、それぞれどんな特徴があるのですか。

A ①の領事証拠調べは、一般に次の②から④までの証拠調べによる方法に比べて早く実施することが可能ですが、証人が出頭を拒んだときには証拠調べを行うことはできません。

②の指定当局証拠調べは、証人等が日本人でなくても行うことができますし、また、証人の出頭を強制することもできます。しかし、常に訳文の添付が必要で、比較的時間がかかる場合が多いようです。

③の民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べは、②と同様です。

④の管轄裁判所証拠調べは、証人等が日本人でなくても行うことができますし、また、証人の出頭を強制することもできますが、外交ルートを経由するので、比較的時間のかかる場合が多く、訳文の添付、費用の支払など手間や費用がかかります。

Q 2 外国からの我が国の裁判所への証拠調べの囑託は、①指定当局証拠調べ、②管轄裁判所証拠調べの2つの方法がありますが、その区別はどこにあるのですか。

A 指定当局証拠調べは民訴条約に基づくもので、管轄裁判所証拠調べは二国間司法共助決めや個別の応諾に基づくものです。民訴条約に基づく場合には訳文に必ず囑託国の外交官等がその訳文が正確であることを証明したものが添付されています。

Q 3 外国から証拠調べを受託された場合、外国訴訟での代理人弁護士（我が国の弁護士資格はありません。）は立ち会うことはできるのでしょうか。

A 証拠調べに立会いをすることができるのは、当事者本人のほか、本人から委任を受けた我が国の弁護士資格を有する者ですので、外国訴訟での弁護士は立ち会うことはできません（裁判体の判断で傍聴することは可能でしょう。）。

なお、囑託を受けた裁判所が行う証拠調べは、公開主義が適用されません。

Q 4 外国からの証拠調べを受けた（受託）場合、証人尋問の期日を決める場合に囑託国への期日通知に要する期間を配慮する必要はあるのですか。

A 囑託当局が証拠調べ期日及び場所の通知を要請しているときは、囑託を受けた裁判所は囑託当局に対し、証拠調べ期日及び場所の通知を行うことになり（民訴条約11条2項）、この通知を行ったときは、当事者に対する期日の呼出しを要しませんが、通知を行わない場合には、当事者が期日に立ち会わない旨を明示しない限り、呼出状を送達する必要があります。

通知を行う場合の実務例としては、囑託当局に到達するまでに要する期間等を考慮して証人尋問の期日を指定していることが多いようです。

Q 5 証拠調べに要した費用は、囑託当局に償還できるのですか。

A 民訴条約に基づく要請の場合には、証人又は鑑定人に支払った費用、特別の方法の実施により生じた費用のみ囑託当局に償還請求することができますが（証人等への旅費、日当等は

請求できますが、呼出に要した費用や通訳に要した費用は請求できません。）、管轄裁判所証拠調べの場合には、証拠調べに要した費用一切を嘱託当局に償還請求することができます。

Q 6 外国の官庁等に対して調査嘱託を行いたいのですが、どのような手続になるのでしょうか。

A 外国の官庁等に対する調査嘱託については、実施方法等に関する考え方も分かれ得るところです。どのような解釈を採り調査嘱託を実施するかは各裁判体の判断になりますが、それに応じて嘱託方法も異なってくると考えられます。ただし、嘱託方法の如何によっては、相手国の主権を侵害する可能性もないではないことから、事前に外務省の当該国の担当局課に問い合わせを行うことが相当な場合もあると考えます。したがって、いずれかの方法により外国の官庁等へ調査嘱託を実施する必要性が生じたときは、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

Q 7 日本にある外国大使館に対して調査嘱託を行いたいのですが、直接調査嘱託書を送ってよいですか。

A 受訴裁判所から、直接在日大使館に調査嘱託書を郵送することはできないものと思われます。在日大使館も外国の官庁であり、外国の官庁には、条約その他の定めがある場合でなければ調査嘱託を依頼できないと解されており、調査嘱託は条約の定めにより、外交ルートを通じて行うべきであると思われるからです。在日大使館へ調査嘱託をする必要性が生じたときは、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

第4 外交関係等

Q 1-1 被告が外国となっている場合、どのように処理すればよいでしょうか。

A 外国等が被告となる訴訟では、まず当該外国等が我が国の裁判権に服するかどうか、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律により裁判体が判断することとなります。当該外国等に民事裁判権が及ぶと判断した場合は、訴状等の送達を実施することになり、逆に民事裁判権が及ばないと判断した場合は、通常は訴えを却下するものと思われます。

Q 1-2 外国等に対して我が国の民事裁判権が免除されず、外国等に対する訴状等を送達する場合、どのようにすればよいでしょうか。

A 外国等に対して我が国の民事裁判権が免除されず、外国等に対する訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状を送達する場合、①条約その他の国際約束で定める方法、②①の方法がない場合には、（イ）外交上の経路を通じてする方法又は（ロ）当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法（民事訴訟法に規定する方法であるものに限る。）により、送達をすることになります（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律第20条第1項）。具体的には、当該外国等が送達条約の締約国である場合は、送達条約9条2項により、外交上の経路を用いることもあります。また、条約その他の国際約束で定める方法がない場合は、外交上の経路を通じて送達をしますが、その場合は、外務省に相当する当該外国等の機関が訴状等を受領した時に、送達があったものとみなされます。外国国家に対する送達の必要が生じたときは、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に連絡をしてください。

Q 1-3 外国等に対して判決をする場合、何か特別なことはありますか。

A 外国等が口頭弁論の期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない場合における当該外国等に対する請求を認容する判決の言渡しは、訴状等の送達があった日又は送達があったものとみなされる日から4月を経過しなければすることができないとされています（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律第21条第1項）。

Q 2-1 交通事故に基づく損害賠償請求訴訟で、被告車両が外交官ナンバーの自動車でした。何か留意すべきことはありますか。

A 被告車両が外交官ナンバーの自動車であると、被告が裁判権の免除を享有する外交官である可能性があるため、確認をすることが考えられます。裁判権の免除を享有する者かどうかかわからない場合は、外務省に対して照会することができます。その具体的な事務処理方法は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係まで問い合わせてください。

Q 2-2 被告が日本の民事裁判権からの免除を享有する外交官だと判明しました。どのように事件を進行したら良いですか。

A 我が国に駐在する外交官で裁判権の免除を享有する者を被告とする訴訟があった場合、当該外交官の派遣国がこの者に対する裁判権の免除を放棄するかどうかの照会を外務省に依頼することになります。その具体的な事務処理方法は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係まで問い合わせてください。

Q 2-3 支払督促で債務者（受送達者）の住所あてに特別送達（債務者は外交関係に関するウィーン条約に定める外交特権を享有する者ではない。）したところ不奏功だったので、債権者から就

業場所送達の上申があり、その就業場所が在日の外国大使館でした。この場合の送達方法はどうするのでしょうか。

A 直ちに送達することはできません。支払督促正本の送達を外国大使館内で実施する必要があるため、外交関係に関するウィーン条約22条1項の「同意」（大使館内において送達を実施するに際しての使節団の長の同意）を得る必要があります。具体的に同意を得る方法は、最高裁判所を通じて、事前に外務省から当該大使館に同意の有無の照会をする方法が採られています。その具体的な事務処理方法は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係まで問い合わせてください。

Q 3 ロシア連邦船籍の船舶を仮差押えする場合、何か必要なことはあるのですか。

A 我が国とロシア連邦との間の領事条約（昭和42年条約第9号）40条において、「接受国の司法当局及び行政当局は、派遣国の船舶上でなんらかの強制措置を執り又はなんらかの正式な取調べを行おうとするときは、適当な領事官にその旨を通報しなければならない。」と規定しているため、ロシア船籍の船舶の仮差押えをする場合などには、各裁判所から最寄りの領事官にその旨を通報することになります（昭和42年8月22日付け最高裁判第二160号事務総長通知「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約（昭和42年条約第9号）について」及び昭和42年8月19日付けの民事局長、刑事局長、家庭局長書簡参照）。

また、この場合には、外務省と在日ロシア連邦大使館との間で事実確認等が必要となりますので、最寄りの領事官に通報した事実と同程度の内容をできるだけ速やかに最高裁判所民事局第二課涉外民事係に連絡してください。

民事事件における国際司法共助事件の事件数

年度	嘱託・ 受託の 別	嘱 託 件 数 ※1			受 託 件 数	
		送 達		証 拠 調 べ	送 達 ※2	証 拠 調 べ
		領 事 送 達	領事以外の機関 による送達			
平 1 4		492	282		1,616	4
平 1 5		411	316		1,573	17
平 1 6		375	330		1,421	23
平 1 7		431	324	1	1,372	3
平 1 8		411	271		1,351	12
平 1 9		321	243		1,577	5
平 2 0		384	269		1,490	13
平 2 1		385	191		1,547	18
平 2 2		433	229		1,749	14
平 2 3		439	178		1,399	12
平 2 4		424	198		1,276	12
平 2 5		402	260	1	1,286	14
平 2 6		425	243		1,392	11
平 2 7		404	276		1,191	16
平 2 8		392	234		1,168	12
平 2 9		425	233		904	11
平 3 0		414	160		981	4

※ 1 平成 1 6 年 4 月以降、訴え提起された人事訴訟事件に関する件数は含まない。

※ 2 送達の受託件数は、中央当局、指定当局及び管轄裁判所送達の合計数である。

略 語 表

【日米領事条約】	日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約(昭和39年条約第16号)
【日英領事条約】	日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約(昭和40年条約第22号)
【民訴条約】	民事訴訟手続に関する条約(昭和45年条約第6号)
【送達条約】	民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約(昭和45年条約第7号)
【共助法】	外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法(明治38年法律第63号)
【特例法】	民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律(昭和45年法律第115号)
【特例規則】	民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則(昭和45年最高裁判所規則第6号)
【通達】	民事訴訟手続に関する条約等による文書の送達、証拠調べ等及び執行認許の請求の囑託並びに訴訟上の救助請求書の送付について(平成3年4月10日最高裁民二第89号事務総長通達)

[備考]

上記の条約等は、国際民事事件手続ハンドブック(民事裁判資料第252号)に収録されている。

更新状況 (2020年1月1日 ~)

2月12日

【送達の嘱託】

概説及び記載例を改訂

【証拠調べの嘱託】

概説及び記載例を改訂

【送達の受託】

概説及び記載例を改訂

【証拠調べの受託】

記載例を改訂

【外交特権等】

記載例を改訂

【国の一覧表】

「ブラジル連邦共和国」の「送達条約」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託の手続】

スペインについて、大使、総領事の管轄区域を一部改訂

ブラジル連邦共和国が送達条約に加盟したことに伴い、Bルートを改訂

また、管轄裁判所送達につき、送達すべき文書に訴状が含まれない場合における取扱いを付記

【国別の証拠調べの嘱託手続】

大韓民国について、家族関係登録に係る証拠調べにおける嘱託及び嘱託書の宛先につき付記

更新状況 (2019年1月1日 ~ 2019年12月31日)

- 8月15日 **【国の一覧表】**
ポルトガル共和国の中央当局の所在地を改訂
- 6月3日 **【国の一覧表】**
ブラジル連邦共和国の送達条約加盟に伴い、国別表の記載を変更
- 3月20日 **【事件数】**
事件数を更新
- 2月13日 **【国の一覧表】**
フィリピン共和国への領事送達に関する情報を更新した。
【送達の嘱託】
概説の(1)(領事送達)及び(7)(郵便による直送)を更新した。
- 1月15日 **【国の一覧表】**
アメリカ合衆国中央当局へ送達嘱託をする場合の送金事務を更新した。

更新状況 (2018年1月1日 ~ 2018年12月31日)

2018/7/20	【国の一覧表】 イタリア共和国及び中華人民共和国(香港、マカオを除く。)の中央当局の情報を更新した。
2018/4/20	【事件数】 事件数を更新 【国の一覧表】 コスタリカ共和国の「送達条約」欄に○をした。 モンゴル国の「民訴条約」欄に「○」をした。 【国別の送達の嘱託手続】 アイスランド共和国について新規に作成 コスタリカ共和国が送達条約に加盟したことに伴い、全ルートを改訂 モンゴル国が民訴条約に加盟したことに伴い、全ルートを改訂 コロンビア共和国及びベトナム社会主義共和国について、Cルートを削除 中華人民共和国、中華人民共和国(香港)及び中華人民共和国(マカオ)について、注を更新 以下の国(ルート)について、「期間」欄を更新 アメリカ合衆国(Bルート)、イスラエル国(Aルート)、インド(Bルート)、インドネシア共和国(Cルート)、ウクライナ(Aルート)、英国(Bルート)、オーストラリア連邦(Bルート)、オーストリア共和国(Aルート)、オランダ王国(Aルート)、カナダ(Bルート)、カンボジア王国(Aルート)、ギリシャ共和国(Aルート及びBルート)、コロンビア共和国(Aルート及びCルート)、サウジアラビア王国(Aルート)、スイス連邦(Aルート及びBルート)、スウェーデン王国(Aルート)、スペイン(Bルート)、タイ王国(Cルート)、チェコ共和国(Bルート)、中華人民共和国(Bルート)、中華人民共和国(香港)(Bルート)、トルコ共和国(Bルート)、ニュージーランド(Aルート)、パプアニューギニア独立国(Aルート)、パラグアイ共和国(Aルート)、ハンガリー(Aルート)、バングラデシュ人民共和国(Aルート)、フィリピン共和国(Cルート)、フィンランド共和国(Aルート)、ブラジル連邦共和国(Cルート)、フランス共和国(Aルート及びBルート)、ベトナム社会主義共和国(Aルート)、ベネズエラ・ボリバル共和国(Aルート)、ペルー共和国(Cルート)、ボリビア多民族国(Aルート)、マレーシア(Cルート)、南アフリカ共和国(Aルート及びCルート)、ロシア連邦(Aルート及びBルート) 【送達の嘱託】 概説中の(2)(中央当局の最新情報の確認方法等)及び(7)(郵便による直送)を更新 フローチャート中の各国の送達嘱託の平均所要期間を削除 【Q&A】 「第2 各論(嘱託編)9」記載の平均所要期間を更新

更新状況 (2017年1月1日 ~ 2017年12月31日)

2017/10/13

【国の一覧表】

ベトナム社会主義共和国の「送達条約」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託手続】

ベトナム社会主義共和国について、送達条約に加盟したことに伴い、全ルートを変更
アルバニア共和国、イスラエル国、エジプト・アラブ共和国、ベリーズ、スペイン、スロベニア共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ベネズエラ・ボリバル共和国について、中央当局の名称及び所在地を更新

ポルトガル共和国について、中央当局の名称を更新

インド、デンマーク王国及びブルガリア共和国について、中央当局の所在地を更新

エストニア共和国について、中央当局の名称及び所在地を更新・Bルートの際に添付すべき訳文の言語に英語を追加

【記載例】

送達の受託(1)のⅠ-3について、本文中の「令状送達者」を「要請者」に変更

2017/9/15

【お知らせ】

本マニュアルが必ずしも最新の内容ではない場合等もあることの注意喚起及びHCCHホームページの情報を記載

【国別の送達の嘱託手続】

ベルギー王国について、Bルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂

ルクセンブルク大公国、スイス連邦、スロバキア共和国及びポーランド共和国について、中央当局の名称及び所在地を更新

モルドバ共和国について、中央当局の名称を更新

チェコ共和国及びルーマニアについて、中央当局の所在地を更新

【記載例】

地裁から最高裁宛及び最高裁から地裁宛の各様式から「印」の部分を消去

送達の嘱託(5)について、シンガポール共和国からフィリピン共和国に変更

送達の受託(1)のⅠ-5及びⅠ-6について、宛名を「●●国要請者」に変更

2017/7/19

【国別の送達の嘱託手続】

シンガポール共和国について、「Ⅱ ルートの選択基準」以下を削除

モナコ公国について、中央当局の名称及び所在地を更新

ウクライナについて、中央当局の所在地を更新

【送達の嘱託】

フローチャート中、シンガポール共和国を削除

2017/5/23

【お知らせ】

送達の嘱託で領事送達を選択する場合の注意事項を記載

【国の一覧表】

ギニア共和国を新規に追加

【国別の送達の嘱託手続】

スリランカ民主社会主義共和国について、中央当局の名称及び所在地を更新

【送達の嘱託】

記載例(2)中央当局送達Ⅱ-2及びⅡ-3を訂正

2017/3/16

【国別の送達の嘱託手続】

インドについて、大使・総領事の管轄区域を更新

コロンビア共和国の送達条約加盟に伴い、国別表の記載を変更

アゼルバイジャン共和国を新規に追加

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦のページからアゼルバイジャン共和国を削除

【国の一覧表】

コロンビア共和国の「送達条約」欄に「○」をした

アゼルバイジャン共和国を追加

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の欄からアゼルバイジャン共和国を削除

2017/1/20

【お知らせ】

サイトのリロード及びお知らせに記載されている更新情報が反映されない場合の対処方法について追記

【国別の送達の嘱託手続】

トルコ共和国について、中央当局の所在地を更新

モルドバ共和国について、必要とされる訳文の言語及び中央当局の所在地を更新

2017/1/5

【国別の送達の嘱託手続】

ドイツ連邦共和国について、中央当局の名称等を更新

インドネシア共和国への管轄裁判所送達について、必要とされる訳文の言語を更新
ベトナム社会主義共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、モンゴル国、中華人民共和国(香港及びマカオを含む)について、送達嘱託に関する国別一覧表に注を追記

更新状況 (2016年1月1日 ~ 2016年12月31日)

2016/7/11	【国別の送達の嘱託手続】 大韓民国について、中央当局の所在地を更新 カナダについて、中央当局の名称、所在地及び地域ごとに必要とされる訳文の言語を更新
2016/3/18	【国別の送達の嘱託手続】 イタリア共和国、クウェート国、クロアチア共和国、フランス共和国、メキシコ合衆国の中央当局の名称又は所在地の一部を改訂 ドイツ連邦共和国及びメキシコ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂 シンガポール共和国について、Cルートの「I ルートの種類及び根拠」欄を改訂 インドネシア共和国、コスタリカ共和国について、Cルート of 「III 作成すべき文書等」欄を改訂 インドネシア共和国、英国、オーストラリア連邦、カナダ、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)、中華人民共和国(香港)、ドイツ連邦共和国、フィリピン共和国について、Aルート of 「V 期間」欄を改訂 アメリカ合衆国、英国、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)、中華人民共和国(香港)について、Cルート of 「V 期間」欄を改訂 【事件数】事件数を更新

更新状況 (2015年1月1日 ～ 2015年12月31日)

2015/10/13

【お知らせ】

送達の受託手続について、最高裁民事局長から地裁所長にあてた通知書の記載を変更。

【送達の嘱託】

概説、フローチャート及び記載例を改訂

【証拠調べの嘱託】

概説及び記載例を改訂

【送達の受託】

概説及び記載例を改訂

【証拠調べの受託】

概説及び記載例を改訂

【外交特権等】

概説及び記載例を改訂

【Q&A】

第1総論、第2各論、第3証拠調べ編及び第4外交関係等を改訂

【国別の送達の嘱託手続】

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂

インドネシア共和国、ペルー共和国及びボリビア多民族国について、Cルートの「Ⅲ作成すべき文書等」欄を改訂

カンボジア王国について、Cルートの「Ⅰルートの種類及び根拠」欄を改訂

ノルウェー王国について、「Ⅵ中央当局」欄を改訂

フィリピン共和国について、Cルートの「Ⅳ費用」欄を改訂

2015/4/3

【送達の嘱託】

概説部分のうち「(7)郵便による直送」を改訂

2015/3/11

【国の一覧表】

ルワンダ共和国を新規に追加した。

【国別の送達の嘱託手続】

ルワンダ共和国を新規に追加。

アルメニア共和国、ギリシャ共和国、大韓民国、中華人民共和国(香港)、ポーランド共和国の中央当局の名称及び所在地の一部を改訂

キプロス共和国について、Bルートの「Ⅳ費用」欄を改訂

モンゴル国について、Cルートの「Ⅴ期間」欄を改訂

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂

フィリピン共和国について、送達の嘱託における注意事項を国別表欄外に明記

カナダについて、中央当局送達の費用が現在100カナダドルであることを明記

【記載例】在ブラジル日本国大使館の翻訳料振込口座の変更に伴い、「送達の嘱託」の「記載例」中、Ⅵ-3の「翻訳料についての通知書」を変更

【事件数】事件数を訂正及び更新

更新状況 (2014年1月1日 ~ 2014年12月31日)

- 2014/8/7
- 【国の一覧表】
パラオ共和国を新規に追加し、「領事送達」欄に「○」をした。
 - 【国別の送達の嘱託手続】
パラオ共和国を新規に追加。
アメリカ合衆国、インド、オーストラリア連邦、スイス連邦、スウェーデン王国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナの中央当局の名称及び所在地の一部を改訂
ギリシャ共和国について、Bルートの「IV費用」欄を改訂
インドネシア管轄裁判所送達についてお知らせに掲載
- 2014/2/28
- 【国別の送達の嘱託手続】
ブラジル連邦共和国について、Cルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂した。
 - 【事件数】
平成25年までの資料に変更

更新状況 (2013年1月1日 ~ 2013年12月31日)

- 2013/8/22 **【国別の送達の嘱託手続】**
1 インドネシア共和国について、総領事の管轄区域を一部改訂した。
2 オーストラリア連邦について、Bルート of 「IV費用」欄を改訂した。
3 カナダについて、「VII中央当局の名称及び所在地並びに地域ごとに必要とされる訳文の言語」欄のうち中央当局の名称及び所在地を改訂した。
4 ギリシャ共和国について、「VI中央当局」欄を改訂した。
- 2013/6/7 **【国別の送達の嘱託手続】**
パナマ共和国について、Cルート of 「III 作成すべき文書等」欄を改訂した。
【事件数】
平成24年までの資料に変更
- 2013/3/12 **【国の一覧表】**
「アルメニア共和国」及び「モルドバ共和国」の「送達条約」欄に「○」をした。
【国別の送達の嘱託手続】
「アルメニア共和国」及び「モルドバ共和国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
- 2013/2/4 **【国別の送達の嘱託手続】**
1 アラブ首長国連邦の翻訳言語をアラビア語に改訂
2 スロベニア共和国が送達条約8条2項の宣言をしたことに伴い、Aルート of 根拠及び同ルートの選択基準並びにBルート of 選択基準を改訂
- 2013/1/7 **【国別の送達の嘱託手続】**
アメリカ合衆国及びドイツ連邦共和国の大使、総領事の管轄区域等を一部改訂

更新状況 (2012年1月1日 ~ 2012年12月31日)

- 平成24年10月29日
- 【国の一覧表】
「ベリーズ」の「送達条約」欄に「○」をした。
- 【国別の送達の嘱託手続】
- 1 「ベリーズ」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート、Bルート及びCルートを改訂
 - 2 「ボスニア・ヘルツェゴビナ」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
 - 3 「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
 - 4 「カナダ」の中央当局送達の費用欄、大使、総領事の管轄区域及び中央当局の所在地を改訂
 - 5 「インド」が送達条約8条2項の宣言をしたことに伴い、Aルートの根拠及び同ルートの選択基準並びにBルートの選択基準を改訂
 - 6 「ラトビア共和国」が送達条約8条2項の宣言をしたことに伴い、Aルートの根拠及び同ルートの選択基準並びにBルートの選択基準を改訂
 - 7 「オーストラリア連邦」の中央当局の名称及び所在地を改訂
 - 8 「スロベニア共和国」の領事送達のあて名を改訂
 - 9 「リトアニア共和国」の中央当局の所在地を改訂
- 平成24年9月19日
- 【国の一覧表】
「モンテネグロ」の「送達条約」欄に「○」をした。
- 【国別の送達の嘱託手続】
「モンテネグロ」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
「スイス連邦」に対する領事送達のあて名並びに中央当局の名称及び所在地を改訂
- 平成24年6月28日
- 【国の一覧表】
- 1 「ハンガリー共和国」を「ハンガリー」に改訂
 - 2 「フィジー諸島共和国」を「フィジー共和国」に改訂
 - 3 「ベネズエラ共和国」を「ベネズエラ・ボリバル共和国」に改訂
 - 4 「ボリビア共和国」を「ボリビア多民族国」に改訂
 - 5 「ミャンマー連邦」を「ミャンマー連邦共和国」に改訂
 - 6 「社会主義人民リビア・アラブ国」を「リビア」に改訂
 - 7 「マルタ共和国」を追加し、「送達条約」欄に「○」をした。
 - 8 「セルビア共和国」及び「モロッコ王国」の「送達条約」欄に「○」をした。
- 【国別の送達の嘱託手続】
- 1 「セルビア共和国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
 - 2 「モロッコ王国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
 - 3 「マルタ共和国」を新規作成
 - 4 「ハンガリー」の国名を改訂
 - 5 「フィジー共和国」の国名を改訂
 - 6 「ベネズエラ・ボリバル共和国」の国名並びに中央当局の名称及び所在地を改訂
 - 7 「ボリビア多民族国」の国名を改訂
 - 8 「ミャンマー連邦共和国」の国名を改訂
 - 9 「リビア」の国名を改訂
 - 10 「アメリカ合衆国」の中央当局の所在地を改訂
 - 11 「アルゼンチン共和国」の中央当局の名称及び所在地を改訂
 - 12 「インド」の中央当局の所在地を改訂

13 「クロアチア共和国」の中央当局の名称及び所在地を改訂

14 「トルコ共和国」の中央当局の所在地を改訂

15 「イスラエル国」の翻訳言語に英語を追加

【国別の証拠調べの嘱託手続】

1 「ハンガリー」の国名を改訂

2 「ミャンマー連邦共和国」の国名を改訂

平成24年3月21日

【国別の送達の嘱託手続】

1 「イタリア共和国」のAルートの間を「4箇月」に改訂

2 「イラン・イスラム共和国」のCルートの間を「14箇月」に改訂

3 「インド」のAルートの間を「6箇月」に改訂

4 「インドネシア共和国」のCルートの間を「12箇月」に改訂

5 「英国」のAルートの間を「3箇月」に改訂及びⅦ中央当局の表示を改訂

6 「ギリシャ共和国」のAルートの間を「5箇月」に改訂

7 「コロンビア共和国」のAルートの間を「7箇月」に改訂

8 「シンガポール共和国」のCルートの間を「4箇月」に改訂

9 「ジンバブエ共和国」のAルートの間を「5箇月」に改訂

10 「スペイン」のAルートの間を「4箇月」に改訂

11 「スリランカ民主社会主義共和国」のBルートの間を「12箇月」に改訂

12 「大韓民国」のBルートの間を「4箇月」に改訂

13 「中華人民共和国(マカオ)」のAルートの間を「3箇月」に改訂

14 「チリ共和国」のAルートの間を「6箇月」に改訂

15 「デンマーク王国」のAルートの間を「4箇月」に改訂

16 「ニュージーランド」のCルートの間を「9箇月」に改訂

17 「パキスタン・イスラム共和国」のAルートの間を「4箇月」に改訂

18 「フィリピン共和国」のAルートの間を「3箇月」に改訂

19 「ブラジル連邦共和国」のCルートの間を「14箇月」に改訂

20 「フランス共和国」のBルートの間を「7箇月」に改訂

21 「ペルー共和国」のCルートの間を「9箇月」に改訂

22 「マーシャル諸島共和国」のAルートの間を「3箇月」に改訂及び同ルートの嘱託書のあて名を改訂

23 「マレーシア」のAルートの間を「3箇月」に改訂

24 「南アフリカ共和国」のAルートの間を「7箇月」に改訂

25 「メキシコ合衆国」のAルートの間を「4箇月」に改訂及びBルートの要請書について注意喚起

26 「モンゴル国」のAルートの間を「4箇月」に改訂

27 「リヒテンシュタイン公国」のCルートの間を「3箇月」に改訂

28 「ロシア連邦」のBルートの間を「13箇月」に改訂

【送達の手続・フローチャート】

1 「大韓民国」の中央当局送達の平均送達期間を「4箇月」に改訂

2 「ブラジル連邦共和国」の平均送達期間を「14箇月」に改訂

3 「シンガポール共和国」の管轄裁判所送達の平均送達期間を「4箇月」に改訂

【Q&A】

第2各論(嘱託編)Q9の送達期間等について改訂

平成24年3月1日

【事件数】

平成23年までの資料に変更

平成24年2月20日

【国別の送達の手続】

インドの領事送達について注意喚起

平成24年1月4日

【国別の送達の嘱託手続】

インドネシア共和国、英国、パプアニューギニア独立国、フィリピン共和国及びペルー共和国の総領事の管轄区域等を一部改訂

更新状況 (2011年1月1日 ~ 2011年12月31日)

- 平成23年11月25日 【国別の送達の嘱託手続】
インド、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)及びマレーシアの大使・総領事の管轄区域を一部改訂
中華人民共和国(香港)の中央当局の所在地を改訂
- 平成23年8月4日 【送達の嘱託・概説及びフローチャート】
ブラジル翻訳料の改定にともない、翻訳料見込額の記載を改訂
【送達の嘱託・記載例】
送達嘱託記載例VI-3について、銀行住所を記載し、銀行名及び別紙を改訂
【国別の送達の嘱託手続】
1 「スイス連邦」に対する領事送達について、あて名を「在ジュネーブ総」から「在ジュネーブ出張駐在官事務所」に改訂
2 「サンマリノ共和国」に対する中央当局送達の費用について改訂
3 「ハンガリー共和国」の中央当局の名称及び所在地を改訂
- 平成23年7月27日 【お知らせ】アメリカとPFIとの契約期間について記載。
- 平成23年6月22日 【国別の送達の嘱託手続】
中華人民共和国(香港、マカオを除く。)の中央当局の名称及び所在地につき改訂
- 平成23年3月7日 【お知らせ】米国等あて航空運送する郵便物の一部について、引受が停止されていたものが再開された。
- 平成23年2月14日 【事件数】
平成22年までの資料に変更
アメリカ合衆国の大使、総領事の管轄区域の一部訂正

更新状況 (2010年1月1日 ~ 2010年12月31日)

- 平成22年12月17日 【お知らせ】オーストラリア連邦が送達条約に加盟したことに伴い、オーストラリア連邦に対する送達嘱託手続について改訂。
- 平成22年11月16日 【お知らせ】郵便事業株式会社より出された「米国等あて航空運送する郵便物の一部の引受停止について」に伴い、アメリカ合衆国に対する中央当局送達が一部変更。
- 平成22年11月8日 【お知らせ】オーストラリア連邦が送達条約に加盟。詳細は確認中。
- 平成22年10月7日 【記載例】ダウンロードできる書式を、一太郎からワードに移行
- 平成22年6月14日 【国別の送達の嘱託手続】
1 「リヒテンシュタイン公国」を追加
2 送達嘱託記載例のVI-3について、銀行名を改訂
- 平成22年4月9日 【お知らせ】翻訳文の正確性の証明に関する参考例の紹介
- 平成22年3月30日 【国別の送達の嘱託手続】
中央当局の所在地につき、32ヶ国について改訂。
- 平成22年3月5日 【国別の送達の嘱託手続】
中華人民共和国の領事送達の嘱託に関し、山東省あての嘱託領事先を在青島日本国総領事と改訂。

更新状況 (2009年1月1日 ~ 2009年12月31日)

- 平成21年11月11日 【国別の送達の嘱託手続】
- 1 「英国」のⅦ欄及び脚注各改訂
 - 2 「ドイツ連邦共和国」のⅦ欄のうち, Hessen, Nordrhein-Westfalen, Saarland, Schleswig-Holstein, Brandenburgの各中央当局について, 名称を改訂
- 平成21年5月28日 【国別の送達の嘱託手続】
- 「アメリカ合衆国」の脚注※1の一部を改訂
- 平成21年4月17日 【国別の送達の嘱託手続】
- 1 「アルジェリア民主人民共和国」のAルートの期間を「6箇月」に改訂
 - 2 「イタリア共和国」のAルート of 期間を「6箇月」に改訂
 - 3 「インドネシア共和国」のⅥ総領事の管轄区域の表示を改訂
 - 4 「スウェーデン王国」のAルート of 期間を「4箇月」に, Bルート of 期間を「3箇月」に各改訂
 - 5 「スリランカ民主社会主義共和国」のBルート of 期間を「13箇月」に改訂
 - 6 「チェコ共和国」のBルート of 期間を「4箇月」に改訂
 - 7 「トルコ共和国」のBルート of 期間を「7箇月」に改訂及びⅦ中央当局の表示を改訂
 - 8 「ニュージーランド」のAルート of 期間を「4箇月」に改訂
 - 9 「フィリピン共和国」のCルート of 期間を「7箇月」に改訂
 - 10 「フランス共和国」のBルート of 期間を「8箇月」に改訂
 - 11 「ベネズエラ共和国」のAルート of 期間を「4箇月」に改訂
 - 12 「マーシャル諸島共和国」のAルート of 嘱託書のあて先を改訂
 - 13 「マレーシア」のAルート of 期間を「5箇月」に改訂
 - 14 「ロシア連邦」のAルート of 期間を「5箇月」に改訂
- 【事件数】
- 平成20年度分を追加

更新状況 (2008年1月1日 ~ 2008年12月31日)

- 平成20年12月3日
- 【国の一覧表】
 - 「ネパール王国」を「ネパール連邦民主共和国」に改訂
 - 【国別の送達の嘱託手続】
 - 1 「オーストラリア連邦」の脚注※1を改訂
 - 2 「中華人民共和国(香港)」のⅦ中央当局(指定当局, 送達条約18条1項)の名称を改訂
 - 3 「ネパール連邦民主共和国」の国名及び脚注を改訂
- 平成20年6月12日
- 【国別の送達の嘱託手続】
 - 1 「アメリカ合衆国」の脚注※1及びⅦ欄各改訂
 - 2 「セントビンセント及びグレナディーン諸島」のⅥ中央当局の表示を改訂
 - 3 「ラトビア共和国」のⅥ中央当局の表示を改訂
 - 【送達の嘱託】
 - ブラジル連邦共和国への管轄裁判所送達に関する「翻訳料についての通知書」の記載例を変更
- 平成20年2月22日
- 【国別の送達の嘱託手続】
 - 1 「アメリカ合衆国」のⅦ欄及び脚注各改訂
 - 2 「イタリア共和国」のAルートの間を「7箇月」に改訂及びⅦ欄改訂
 - 3 「インド」のAルートの間を「5箇月」に改訂及びⅦ欄改訂
 - 4 「英国」のAルートの間を「6箇月」に改訂及びⅦ欄改訂
 - 5 「オーストラリア連邦」のCルートの間を「11箇月」に改訂
 - 6 「カナダ」のⅦ欄及びⅦ欄各改訂
 - 7 「コロンビア共和国」のAルートの間を「8箇月」に改訂
 - 8 「スイス連邦」のAルートの間を「5箇月」に改訂及びⅦ欄改訂
 - 9 「スペイン」のBルートの間を「12箇月」に改訂及びⅦ欄改訂
 - 10 「ニカラグア共和国」のAルートの間を「4箇月」に改訂
 - 11 「パナマ共和国」のAルートの間を「6箇月」に改訂
 - 12 「フィリピン共和国」のAルートの間を「5箇月」に改訂
 - 13 「ペルー共和国」のAルートの間を「4箇月」に改訂
 - 14 「ポーランド共和国」のBルートの間を「4箇月」に改訂及びⅦ欄改訂
 - 15 「ロシア連邦」のBルートの間を「14箇月」に改訂
- 平成20年1月25日
- 【国の一覧表】
 - 「モンテネグロ」を追加
 - 【事件数】
 - 平成19年度分を追加
 - 【送達の嘱託】
 - ブラジル連邦共和国への管轄裁判所送達に関する「翻訳料についての通知書」の記載例を変更

更新状況 (2007年1月1日 ~ 2007年12月31日)

- 平成19年12月5日 【国の一覧表】
「モナコ公国」を追加
- 平成19年10月9日 【国別の送達の嘱託手続】
「ドイツ連邦共和国」の中央当局のうち「Justizministerium des Landes Mecklenburg-Vorpommern」の名称を「Justizministerium Mecklenburg-Vorpommern」に、所在地を「19048 Schwerin[Puschkinstrasse 19-21]」に改訂
- 平成19年8月28日 【国の一覧表】
「クロアチア共和国」を訂正
送達条約に「○」を加えた。
【国別の送達の嘱託手続】
「クロアチア共和国」を次のとおり変更
1 領事送達の根拠を改訂
2 中央当局送達を追加
3 外交上の経路による送達を削除
- 平成19年8月9日 【国の一覧表】
「インド」を訂正
送達条約に「○」を加えた。
【国別の送達の嘱託手続】
「インド」を次のとおり変更
1 領事送達の根拠を改訂
2 中央当局送達を追加
3 使用言語からヒンズー語を削除
- 平成19年7月17日 【国の一覧表】
1 「ジンバブエ共和国」を追加
2 「スーダン共和国」を追加
3 「セントビンセント及びグレナディーン諸島」を追加
- 平成19年7月1日 【国の一覧表】
「アルバニア共和国」を追加
- 平成19年3月23日 【国別の送達の嘱託手続】
1 「アメリカ合衆国」の※1にあるProcess Forwarding International(PFI)の住所について、「633 Yesler Way Seattle, WA 98104 USA」に改訂
2 「オランダ王国」の中央当局のうち「(アンチル諸島)」を「(アルバ島)」に改訂し、住所を「Havenstraat 2, Oranjestad, Aruba」に改訂
3 「ギリシャ共和国」の中央当局について、名称を「Ministry of Jusitice Directorate of Conferment of Pardon and International Judicial Co-operation Department of International Judicial Co-operation in Civil Matters」に、所在地を「96 Messogion Street, Athens 11527, Greece」に改訂
4 「メキシコ合衆国」の中央当局について、名称を「Ministry of Foreign Affairs General Direction of Legal Affairs」に、所在地を「Plaza Juárez No.20, piso 5 Edificio Tlatelolco Colonia Centro, delegación Cuauhtémoc, C.P. 06010 Mexico, Distrito Federal」に改訂
5 「ロシア連邦」の中央当局について、所在地を「ul. Zhitnaya, 14 Moscow, 117970 Russian Federation」に改訂

平成19年3月5日

【国の一覧表】

「セルビア・モンテネグロ」を「セルビア共和国」に改訂

【国別の送達の嘱託手続】

1 「スイス連邦」の中央当局の一部を改訂

「Appenzell Ausser rhoden」州を管轄する中央当局の所在地について「Postfach 162, 9043 Trogen Schweiz」に

「Basel-Landschaft」州を管轄する中央当局の名称について「Kantonsgericht Basel-Landschaft Justizverwaltung」, 所在地について「Postfach 635, 4410 Liestal Schweiz」に

「Graubünden」州を管轄する中央当局の名称について「Departement für Justiz-, Sicherheit und Gesundheit des Kantons Graubünden」に改訂

2 「セルビア・モンテネグロ」を「セルビア共和国」に改訂

【国別の証拠調への嘱託手続】

「セルビア・モンテネグロ」を「セルビア共和国」に改訂

平成19年1月1日

【国の一覧表】

1 「グアテマラ共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、領事送達及び管轄裁判所送達に「○」を加えた。

2 「タンザニア連合共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、管轄裁判所送達に「○」を加えた。

3 「ホンジュラス共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、管轄裁判所送達に「○」を加えた。

4 「マーシャル諸島共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、領事送達及び管轄裁判所送達に「○」を加えた。

5 表末の注意事項を削除

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦に関する注意事項は、国の一覧表中に盛り込んだ。

【送達の嘱託】

「フローチャート」質問形式をやめ、簡素化

【国別の送達の嘱託手続】

1 「アイルランド」のAルートの間を「3箇月」に改訂

2 「アメリカ合衆国」の注記について、

「※1 (中略)(平成15年は89ドル、平成16年は91ドル、平成17年は93ドル、平成18年及び19年は95ドル)(以下略)」とあるのを、「(送達費用は、平成19年については95ドルですが、PFIの要請で変更されることがあります。)」と改訂

「※3 (略)」を「※3 事前の送金手続を含めた平均所要期間です。」と改訂

「Ⅶ 大使、総領事の管轄区域」欄下の「(注)(略)」を「※4 アイダホ州、カリフォルニア州及びコネティカット州の総領事の管轄区域は郡(county)によって異なるため、これらの州に嘱託する場合には、その郡名も明らかにしてください(管轄の異なる総領事あてに送ってしまうと、その分送達期間が長くなるので注意してください。)。なお、事件数が多いカリフォルニア州については、主要な市町村と郡及び総領事との対応関係がわかる「カリフォルニア州管轄総領事検索」を参考にしてください。」と改

訂

- 3 「アラブ首長国連邦」のAルートの間を「3箇月」に改訂
- 4 「イスラエル国」のBルートの間を「期間不明」に改訂
- 5 「イラン・イスラム共和国」のCルートの間を「10箇月」に改訂
- 6 「インドネシア共和国」のCルートの間を「13箇月」に改訂
- 7 「英国」の注記について、「※1 受送達者の住所にポストコード(スペース含め英数7桁)の記載がなければ送達できませんので、必ず記載してください。」を追加
- 8 「オーストラリア連邦」のCルートの間を「9箇月」に改訂
- 9 「カナダ」のAルートの間を「4箇月」に、Bルートを「5箇月」に改訂
- 10 「クウェート国」のAルートの間を「期間不明」に改訂
- 11 「サモア独立国」のCルートの間を「13箇月」に改訂
- 12 「シンガポール共和国」のAルートの間を「4箇月」に、Cルートを「5箇月」に改訂
- 13 「スウェーデン王国」のAルートの間を「5箇月」に改訂
- 14 「スペイン」のBルートの間を「13箇月」に改訂
- 15 「スリランカ民主社会主義共和国」のBルートの間を「10箇月」に改訂
- 16 「タイ王国」のAルートの間を「4箇月」に、Cルートを「8箇月」に改訂
- 17 「大韓民国」の中央当局の名称を「National Court Administration」に改訂
- 18 「チリ共和国」のCルートの間を「11箇月」に改訂
- 19 「デンマーク王国」のAルートの間を「5箇月」に改訂
- 20 「ドイツ連邦共和国」のBルートの間を「4箇月」に改訂
- 21 「ニカラグア共和国」のCルートの間を「17箇月」に改訂
- 22 「ニュージーランド」のCルートの間を「10箇月」に改訂
- 23 「パナマ共和国」のAルートの間を「5箇月」に、Cルートの間を「12箇月」に改訂
- 24 「バングラデシュ人民共和国」のCルートの間を「6箇月」に改訂
- 25 「フィリピン共和国」のCルートの間を「6箇月」に改訂
- 26 「ブラジル連邦共和国」のCルートのうち、大都市部の場合における期間を「14箇月」に改訂
- 27 「ブルネイ・ダルサラーム国」のCルートの間を「11箇月」に改訂
- 28 「ベリーズ」のCルートの間を「12箇月」に改訂
- 29 「ペルー共和国」のCルートの間を「10箇月」に改訂
- 30 「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」のAルートの間を「6箇月」に改訂
- 31 「ミクロネシア連邦」のCルートの間を「5箇月」に改訂
- 32 「ヨルダン・ハシェミット王国」のCルートの間を「5箇月」に改訂
- 33 「ルクセンブルク大公国」のBルートの間を「3箇月」に改訂
- 34 国別の嘱託手続の脚注「23頁の(注)5を参照」を「「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。」に改訂
- 35 国別の嘱託手続表中、「家事事件について」の記載削除

【Q&A】

第2各論(嘱託編)Q14のAについて、4行目の括弧書きを「(費用は、①翻訳料として、日本文の用紙1枚につきアメリカ合衆国通貨25ドル、②写しの作成費用として、①によって計算した翻訳料の1割に相当する金額)」と改訂

【事件数】

平成18年度までの資料に変更